

東北学院大学
経済学論集

[論 文]

シュンペーターの経済思想.....小 沼 宗 一(1)

富田鐵之助のニューヨーク副領事就任と結婚と商法講習所

～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(6)～

.....高 橋 秀 悦(15)

わが国都市銀行の重層的国際化.....伊鹿倉 正 司(93)

2016年12月

(第187号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 187 号

シュンペーターの経済思想

小 沼 宗 一

目次

- I はじめに
- II シュンペーターの生涯
- III 経済発展論
- IV 資本主義観
- V むすび

I はじめに

本稿の課題は、イギリス経済思想史との関連という視点から、ヨーゼフ・アロイス・シュンペーター (J.A.Schumpeter, 1883-1950) の経済思想の特質と現代的意義およびその限界について考察することである。本稿は次のように構成される。IIではシュンペーターの生涯について概観し、彼の経済思想の形成過程を扱う。IIIではシュンペーターの『経済発展の理論』(初版1912年,第2版1926年)を取り上げて、彼の経済発展論について考察する。IVではシュンペーターの『資本主義・社会主義・民主主義』(初版1942年,第2版1947年,第3版1950年)を取り上げて、彼の資本主義観について考察する。

本稿では、シュンペーターの経済思想の特質は、動的な経済発展における自発的で非連続的な革新を重視した点にあった、ということを示す。また、シュンペーターの経済思想の現代的意義は、彼が革新の担い手として独占的な大企業の行動を再評価したという視点の中に見出すことができる、ということを示す。最後に、シュンペーターの経済思想の限界として、彼が所得分配の不平等を容認していた点を示す。

II シュンペーターの生涯

シュンペーターは、1883年2月8日、オーストリア・ハンガリー帝国のトリューシュという小さな町に、織物工場主の子として生まれた。1887年、父が死去する。1893年、32歳の母ヨハンナは、65歳の退役陸軍中将フォン・ケラーと再婚する。10歳のシュンペーターは、ウィーンの貴族の子弟向け教育機関テレジアヌムに通い、優秀さを発揮する。1901年、ウィーン大学法学部に入学する。1905年には、バーム・バヴェルク教授のゼミナールに、学友のバウアー、ヒルファードイング、レーデラー、ミーゼスらと共に参加した(八木,1988,129)。

1906年23歳でウィーン大学から法学博士の学位を授与される。1906年、母はケラーと離婚する。シュンペーターは、1906年から7年にかけてイギリスに渡り、そこに1年以上滞在する。1907年24歳で、イギリス国教会役職者の娘である36歳のグラディス・リカード・シーヴァーと結婚し、エジプトのカイロに渡り、弁護士として働く。1908年、最初の著書『理論経済学の本質と主要内容』を書き上げる。1909年夏、ウィーン大学で教鞭をとり、同年後半にチェルノヴィツ大学の准教授としてウィーンを離れる。1911年、皇帝によりグラーツ大学教授に任命される。1912年『経済発展の理論』を出版する。1913年から14年にかけて、アメリカのコロンビア大学へ交換教授として渡米する。夫人は渡米に同行せず、イギリスの実家へ帰る。コロンビア大学ではヴェブレンの弟子ミッチェルと懇意になる。イエール大学のフィッシャー、ハーバード大学のタウシグらと交流する。1914年12月、第1次世界大戦が始まるが、グラーツにおける唯一の経済学教授という理由で、兵役免除となる(中山,2005,172)。

1919年3月、第1次世界大戦後のオーストリアの社会主義政権の内閣で、学友バウアーの推薦により、シュンペーターは財務大臣に就任する。財政赤字とインフレの中で、財産課税の導入、通貨価値の安定、間接税の導入という財政計画を内閣に提出する。19年10月、内閣は総辞職する。1921年7月、ビーダーマン銀行の頭取に就任する。21年10月、グラーツ大学教授を辞任する。1924年、ウィーンの株式市場の崩壊によりビーダーマン銀行は経営危機に陥り、彼は借金を抱えて銀行を辞職する。多額の借金を負い失業中の彼は、アパート管理人の娘に恋をする。1925年、42歳の彼は、22歳のアニー・ライジンガーと2度目の結婚をする。アニーは観劇やハイキングといった楽しい出来事を日記に記録した(マクロウ,2010,133)。

1925年、シュンペーターはボン大学の財政学講座の教授に就任し、ドイツの市民権をとる。1926年、「企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究」という副題を付して『経済発展の理論』第2版を出版する。1926年6月、ウィーン在住の母親ヨハンナが65歳で死去する。8月には24歳の妻アニーが出産の際に死亡する。生後まもなく息子も死去する。3人の死後、彼は鬱状態に陥る(同上,165)。彼は亡き妻アニーの日記を書き写す「写経」の儀式により精神的安定を取り戻す。彼にはミアという愛称の秘書マリア・シュテッケルがいた。妻の死から1年後、彼はミアに家へ移り住んで邸宅の管理をするように頼む。1927年、21歳のミアはシュンペーターの身の回りの世話をするようになる(同上,193)。彼は愛人ミアについて真剣ではあったが、結婚するつもりはなかった。彼がボンに滞在したのは、第1次世界大戦が終わってから1933年にアドルフ・ヒトラーが政権を奪取するまでの間である。ユダヤ人のミアはヒトラーが政権を掌握してからもドイツにとどまり、1941年ナチスによって殺害された(同上,221)。

1932年、シュンペーターはボン大学教授を辞任し、アメリカのハーバード大学教授に就任する。1934年『経済発展の理論』の英語版が刊行される。1937年54歳で、35歳の大学院生エリザベス・ブーディーと3度目の結婚をする(同上,276)。1939年『景気循環論』を出版する。彼は鬱状態に陥るとアニーの日記の「写経」をし、エリザベスはそれを容認したという(根井,2006,140)。1939年、第2次世界大戦が始まる。1942年『資本主義・社会主義・民主主義』を出版する。1950年1月8日、

66歳で急逝する。死後、夫人の手により遺稿が整理されて『経済分析の歴史』（1954年）が出版された。

Ⅲ 経済発展論

1. 自発的で非連続的な変化

シュンペーターは『経済発展の理論』第1章「一定条件に制約された経済の循環」において、定常的な循環の流れの状態としての静態的経済を論じた。『理論経済学の本質と主要内容』（1908年）の内容を要約したものである。第1章の静態的経済は、動態的経済の出発点であり基礎理論である。第1章の付録「経済静態」において次のようにいう。「静態的経済は<静止>してはいない。経済生活の循環はもちろん行われている」（TE,75. TEには原典のページ数が併記されている。以下、原典のページ数を記す）と。静態的経済には、企業者と発展が欠けており、「企業者利潤と利子が存在しない」（TE,78）。第1章の付録「従来の理論の<静態的>基本性質」において、先行学説の静態的性質が批判された。静態とは、経済生活を年々歳々本質的に同一軌道にある循環の観点から描写したものであり、動物の有機体の血液循環のようなものである。ケネーの『経済表』（1758年）は、経済循環という静態的経済の典型である。アダム・スミスの「観察方法は本質的に静態的である」（TE,80）。リカードウ理論の核心は静態的性質である（TE,82）。マルクス理論の基礎は「静態的性質のものである」（TE,84）。限界効用という「主観的価値論による理論の大改革も理論構造の静態的性質を変えるものではなかった」（TE,85）。ワルラス理論より静態的なものはないとされる。J.B.クラークの静態と動態の区別は、シュンペーターの静態・動態峻別論に強い影響を与えた。クラークは、人口増加、資本蓄積、消費者の欲望の発展、技術進歩、生産組織の進歩の5つを攪乱要因とした。シュンペーターは、人口・資本・需要の変化と、技術・組織の変化との間に、本質的な相違を見出した。人口・資本・需要の変化は、与件の変化であり攪乱要因にすぎない。しかし、技術・組織の変化は、経済の内部からの変化であって、そこに動態的な契機があるとされた（TE,92）。シュンペーターによれば、静態的な扱いは、重農学派、古典派、限界効用学派という3つの学派の人びとに共通の基準であった（メルツ,1998,234）。

シュンペーターは『経済発展の理論』第2章「経済発展の根本現象」において、経済発展という動態的経済を論じた。従来の静態的経済との差異が強調されている。彼は、動態的な経済発展における自発的な非連続性を重視して次のようにいう。「<発展>とは、経済がみずからの中から生み出す経済生活の循環の変化であり、外部からの衝撃によって動かされる経済の変化ではなく、<自発的な>経済の変化とのみ理解すべきである」（TE,95）。また、「人口の増加や富の増加によって示されるような経済の単なる成長も発展過程とはみなされない」（TE,96）と。発展とは、「すべての変更あるいは推移を指すのではなく、第1に経済の中から自発的に生じた変化であり、第2に非連続的な変化を指すにすぎない」（TE,98）。発展とは、経済の内部から自発的に生じた変化であり、非連続的な変化である。「郵便馬車をいくら連続的に加えても、それによ

て決して鉄道を得ることはできないであろう」(TE,99)。彼は、自発的で非連続的な変化を、馬車をいくら繋いでも鉄道にはならない、と表現した。

彼はいう。「経済における革新は、新しい欲望がまず消費者の間に自発的に現われ、その圧力によって生産機構の方向が変えられるというふうに行われるのではなく、むしろ新しい欲望が生産の側から消費者に教え込まれ、したがってイニシアティブは生産の側にあるというふうに行われるのが常である」と(TE,100)。先行学説では、人口増加や資本増加による経済成長が論じられた。彼の経済発展とは、自発的で非連続的な変化である。彼は、動態的な経済発展における自発的で非連続的な変化を重視したのである(塩野谷,1995,227)。

シュンペーターは、J.S.ミルの静態と動態の区別に言及した上で、ミルの停止状態(定常状態)論を批判した。ミルの『経済学原理』第4編の表題は「社会の進歩が生産および分配に及ぼす影響」であるが、ミルは「進歩」を生産と分配に「影響を及ぼす」経済外的な与件とし、「生産技術」の進歩に関するミルの取扱方法は「静態的」である、と。シュンペーターはいう。「その進歩は自発的なものとして現われ、経済に対して<働きかける>のであって、その影響こそが研究されるべきものとされている。この場合に看過されているものこそが本書の対象であり、少なくとも本書の構成の礎石となるものである」(TE,92)。ミルの進歩は自発的なものとして現われ、経済に対して「働きかける」のであって、彼の取扱方法は「静態的」であるというのである。

ミルは『経済学原理』(1848年)において、生産・分配峻別論を提示した上で、富の分配は人間の制度の問題であるとして、富の分配政策を含む停止状態論を提唱していた。停止状態論とは、先進国の人びとは、人間的進歩を実現するために、富の公正な分配政策と自発的な人口制限政策を実施して、みずから進んで資本と人口の増加の停止状態に入ろうではないか、というものであった。彼は、将来における土地を含む私有財産制度の改善の可能性を示唆していた。ミル経済思想の特質は富の分配政策の中にあり、ミル経済思想の現代的意義は、富の分配政策を含む停止状態論を提唱した点にあった。シュンペーターは、ミルの進歩概念を批判して、それは経済に対して働きかけるものにすぎないのであり、経済外的な与件として理解されるとした。シュンペーターは、ミルの場合には、「社会の進歩が生産および分配に及ぼす影響」が考察されているにすぎないとした。シュンペーターは、ミルの進歩概念には、非連続的な変化という観点が欠落していると批判した。

シュンペーターは、マーシャルの有機的成長論を批判した。マーシャルは、『経済学原理』第8版(1920年)序文で、「経済発展は漸進的である」、「自然は飛躍しない」という題名は経済学の基礎に関する書巻にとくに適切な題名である」と述べ、連続的で漸進的な過程という考え方を提示した。シュンペーターの経済発展は、連続的・漸進的な過程ではない。彼は、マーシャルの外部経済論を批判した。マーシャルの「外部経済」とは、「産業の一般的な発展」によってその産業内の個々の企業の生産費用が削減されることである。「内部経済」とは、個々の企業のもつ資源・組織・経営の能率から生じる生産費用の削減のことである。シュンペーターの新結合とは「内部経済を外部経済に転換すること」であり、産業の一般的な発展によって生じるその産業特有の外部

経済なるものは経済発展の本質ではない。新結合はごく一握りの天才的な企業者によって最初は内部経済として遂行された後に、模倣者たちが大量に出現することによって、新結合の成果は社会全体に拡散していく。シュンペーターの経済発展とは、自発的で非連続的な変化であった。彼は、マーシャルの有機的成長論における連続性という観点を批判したのである（根井,2005,325）。

2. 革新

シュンペーターによれば、生産とは利用可能な物や力を結合することである。「生産をすることは、われわれの利用するいろいろな物や力を結合することである」（*TE*,100）。新結合とは、次の5つの場合のことである。①新しい商品の生産、②新しい生産方法の導入、③新しい市場の開拓、④原料や半製品の新しい供給源の獲得、⑤新しい組織の実現。新結合とは革新（イノベーション）である。新結合の遂行では、次の2点が重要である。第1に、新結合の遂行は同一の経済主体によって行われるわけではない。競争経済において活躍する経済主体における自発的で非連続的な変化が強調される。「鉄道を建設したものは一般に駅馬車の持主ではなかったのである」（*TE*,101）。競争経済においては、旧結合が破壊されて新結合が遂行される。新結合の遂行に成功した生産者は社会的地位を上昇させるが、旧結合の破壊により社会的地位を下落させる生産者が発生する。第2に、新結合の遂行は生産手段ストックの転用である。新結合の遂行時には、失業労働者群が生じる。しかし、失業は発展の結果にすぎない。「一般に新結合は必要とする生産手段をなんらかの旧結合から奪い取ってこなければならない」（*TE*,102）。「新結合の遂行は国民経済における生産手段ストックの転用を意味する」（*TE*,103）。

シュンペーターはいう。「失業はなんら原理的説明の役割を果たさうものではなく、また均衡のとれた正常な循環においては存在することさえできないのである」（*TE*,102）と。競争経済では、遊休した生産手段は存在しない。すべての生産手段は何らかの形で利用されている。新結合の遂行には旧結合の破壊が必要である。「国民的生産力の転用」（*TE*,102）の阻止は、経済発展の阻止である。旧結合の破壊により失業が生まれる。鉄道建設の新しい企業は、駅馬車の古い企業ではない。革新の担い手は、古い企業ではなく、新しい企業である。彼の『景気循環論』（1939年）によれば、発展は、好況→景気後退→不況→回復、という4局面から形成される（伊東・根井,1993,137-147）。

シュンペーターによれば、失業は、景気の4局面循環における不況という一局面で生じる。不況時における失業対策としての政策介入は、革新の遂行を阻止することに他ならない。彼の景気循環論は、ケインズの混合経済論を批判したものである。景気循環論の立場からは、不況時の有効需要政策は不必要であり、有害である。シュンペーターは、裁量的なケインズ政策を批判した。シュンペーターにとって、政策とは政治であった。不況は資本主義の発展にとって不可欠なものであり、景気循環の一局面にすぎない。失業に関するシュンペーターの基本的な考え方は、このようなものであった（吉川,2009,188）。

3. 企業者

シュンペーターは、革新の担い手としての企業者について、「われわれが企業と呼ぶものは、新結合の遂行およびそれを経営体などに具体化したものことであり、企業者と呼ぶものは、新結合の遂行をみずからの機能とし、その遂行に当って能動的要素となるような経済主体のことである」(TE,111)と。また、「企業者を危険負担者とみなす解釈とは一致しない」(TE,111)と。企業者はリスク負担者ではない。シュンペーターは、企業者機能について、「それはちょうど戦略上の決断とその遂行のようなものであって、しかも<将軍>をして将軍の類型とするものは、まさにこの機能であり、官職上の事務事項を処理することではない」(TE,115)と。企業者とは新結合の遂行者である。

彼はいう。「過去の時代における企業者はふつう資本家でもあったが、同一の役割でない限り、また特別な場合に専門家を招くことのない限りは、同時にその経営の技師であり、技術指導者でもあった」(TE,114)と。したがって、企業者機能を単純に最も広い意味での経営と同一視するマーシャル学派の企業者の定義は、十分な意味をもつものである。ただし、シュンペーターがこの定義を承認できない理由は次の点にある。すなわち、彼の問題とするところはまさに、企業者活動の特徴を他の活動から区別し、これを特殊な現象とする本質的な点にあるのに対して、マーシャルの場合には、この点が多くての日常的な事務管理の中に埋没しているからである。企業者機能とは、経営戦略上の決断と実行であって、日常的な経営管理の機能と混同してはならない。彼はいう。「だれでも<新結合を遂行する>場合にのみ基本的に企業者であって、したがって彼が一度創造された企業を単に循環的に経営していくようになると、企業者としての性格を喪失するのである」(TE,116)と。また、「新結合の遂行は一つの特権であり、この機能を果たする客観的可能性をもった人びとよりもはるかに少数の人びとの特権であり、またしばしば一見してそのような客観的可能性をもたない人びとの特権ですらある」(TE,119)と。シュンペーターの企業者は、単なる経営管理者ではない。

単なる経営管理者は、日常の経営活動を慣習に従って処理し、日常の仕事を意識することなく解決する。彼はいう。「われわれがしばしば考えたり、感じたり、行ったりすることは、個人や集団や事物において自動的なものとなり、われわれの意識的生活の負担を軽減するのである」(TE,124)と。また、「慣行の領域の外に出ることは常に困難を伴い、新しい要因を含むのであって、このような要因を内包し、このような要因をその本質とする現象こそまさに指導者活動に他ならないのである」(TE,124)と。単なる経営管理者は、慣行の軌道を意識せずに繰り返す。単なる経営管理者はなぜ慣行の軌道の外に出ようとししないのか。慣行の軌道の外に出ることには、どのような困難が伴うのであろうか。

単なる経営管理者が慣行の軌道の外に出ることには、3つの困難がある。第1の困難は、経済主体の課題に関するものである。経済主体が慣行軌道の外に出ると、軌道の中では多くの場合非常に正確に知られていた、決断のための与件や行動のための規則がなくなってしまう。慣行の軌道の外に出ようとする場合には、多くの意識的合理性を計画の中に導入しなければならない。計画

を練り直さなければならない。新しい計画で行動することは、道路を新しく建設するように困難である。新結合の遂行は、慣行的な事務処理能力とは、質的に異なる。成果は洞察にかかっている。「活動の量を増大することと活動の種類を変えることとの相違」(TE,125)は、質的な相違である。

第2の困難は、経済主体の態度に関するものである。新しいことを行うのは、慣行的なものや試験済みのことを行うよりも実際に困難である。新しい計画は反対される。人びとの考えは、慣行の軌道を歩く習慣が潜在意識となっているため、結論は慣行的に自動的に導き出されやすい。従来のやり方が批判されたとしても、「人びとの考えは再び慣行の軌道に立ち返ってくる」(TE,126)。新しいことを行おうとする人の胸中には、慣行軌道の諸要素が浮かび上がり、新しい計画に反対する理由を並べたてる。日常の仕事の中から、新結合の立案と実行のために必要な余地と時間を絞り出すためには、新結合を単なる夢や遊戯ではなく、実際に可能なものとするためには、「意志の新しい違った使い方が必要となってくる」(TE,126)。指導者活動は独特で稀である。

第3の困難は、特に経済面で新しいことを行おうとする人びとに対して向けられる社会的環境の抵抗である。経済問題の場合、この抵抗は、まず新しいものによって脅かされる集団から始められ、次に一般世人の側から必要な協力を得ることの困難の中に現われ、最後に消費者を惹き付けることの困難の中に現われる。改善の可能性は、指導的機能によって遂行されなければ、死んだようなものである。「指導者機能とはこれらのものを生きたもの、実在的なものにし、これを遂行することである」(TE,128)。彼は、指導者活動についていう。「指導とは仕事そのものではなくて、これを通じて他人に影響を及ぼすことを意味する」(TE,128)と。指導者類型を特徴づけるものは、物事を見る特殊な方法であり、ひとりで衆に先んじて進み、不確定なことや抵抗のあることを反対理由と感ぜない能力であり、「他人への影響力」(TE,129)である。

このように、単なる経営管理者は、3つの困難を理由にして、慣行の軌道の外に出ようとしにくい。これに対して、新結合を決断し実行するのが企業者である。シュンペーターによれば、企業者活動の動機は、次の3つである。第1の動機は、自分の帝国ないし王朝を建設しようとする夢想と意志である(TE,138)。第2の動機は、闘争に勝ち、成功することを求める勝利者意志である(TE,138)。利潤量は勝利の記念となる。経済行為は、利潤量獲得競争というスポーツのようなものになる。社会的出世欲は、王朝建設の意志と融合する。第3の動機は、仕事に対する喜び、新しい創造に対する喜びである(TE,138)。企業者は変化と冒険と困難を喜びとする。企業者は新しい可能性を発見する必要はない。現存する可能性を新しく組み替えることが指導者活動である。彼の「新結合」という言葉には、現存する可能性を組み替えるという意味が内包されていた。指導とは仕事そのものではなく、他人への影響力である。

単なる経営管理者と企業者の動機の類型については、快樂主義と非快樂主義とが対比されるであろう。快樂主義ないし功利主義とは、行為のもたらす快樂と苦痛の差引計算を行為の基準とするものである。快樂主義は単なる経営管理者の経済行為に当てはまる。しかし、企業者はこのよう

な基準には当てはまらない。企業者の経済的動機すなわち財貨獲得の努力は、「獲得された財貨の消費が与える快感に根ざすものではない」(TE,134)からである。シュンペーターは、企業者の行動を非快樂主義ないし非功利主義と考えていた。資本主義に関するシュンペーターの経済思想は、資本主義は功利主義に依存することなく存立することができる、というものであった(塩野谷,1995,205)。

4. 信用創造

スミスは、『国富論』第2編第3章において、「資本は節約によって増加し、浪費と不始末によって減少する」という「節約の美德」論を提示していた。古典派経済学においては、貯蓄の増加は資本の蓄積をもたらす。これに対し、シュンペーターによれば、貯蓄の増加は経済発展の原因ではなくて、その結果である。彼は、銀行の信用創造の重要性について、次のようにいう。「銀行家は、単に<購買力>という商品の仲介商人ではなく、またこれを第一義とするのではなく、なによりもこの商品の生産者である」(TE,110)と。また、「今や彼自身が唯一の資本家となるのである。彼は新結合を遂行しようとするものと生産手段の所有者との間に立っている」(TE,110)と。さらに、「銀行家は交換経済の監督者である」(TE,110)と。企業者は、新結合の遂行をみずからの機能とする経済主体であるが、企業者は資本家ではない。企業者が新結合を遂行するためには、十分な資金の供給が必要である。銀行家が信用創造によって提供する購買力が企業者の用いる資金となる。資本主義経済では、銀行家が唯一の資本家である。危険負担は、すべて銀行家が引き受けるのである。

シュンペーターにおいて、企業者はリスク負担者ではない。企業者は企画書を持参して、銀行家に融資を依頼する。銀行の融資担当者は、企業者の企画書を審査して、有望な新機軸を選別する。採算性ありと判断して、融資した場合、リスク負担の責任は銀行家にある。不況の局面において、銀行家が企業者に積極的な金融支援を行えば、革新の群生的出現という事態が生まれ、景気回復→好況、という局面へと移行するであろう。資本家の代理としての銀行家は、有望な新機軸を選別して企業者への融資の規模を調整することにより経済発展の速度を調整する。銀行家は、資本主義経済の監督者なのである(八木,2006,254)。

シュンペーターは、『景気循環論』(1939年)の第6章「歴史的概観(その1)序論」において、資本主義を定義して次のようにいう。「資本主義とは、革新が、論理的に必然ではないにしても、一般に、信用創造を含意する借入れ貨幣によって遂行される、私有財産経済のあの形態である」(BC,訳Ⅱ,332)と。彼は、銀行の信用創造を、資本主義の経済発展にとって不可欠な要素と考えていた。資本主義における経済発展は、銀行から融資を得た企業者が革新を遂行することによって実現する。企業者、革新、信用創造は、シュンペーターの経済発展にとって不可欠な3つの構成要素なのであった(金指,1998,209)。

IV 資本主義観

1. 創造的破壊の過程

シュンペーターは『資本主義・社会主義・民主主義』の第7章「創造的破壊（Creative Destruction）の過程」において、資本主義の本質は「創造的破壊」の過程の中にあるとした。「組織上の発展は、不断に古きものを破壊し新しきものを創造して、たえず内部から経済構造を革命化する産業上の突然変異」（CSD,83. CSDには原典のページ数が併記されている。以下、原典のページ数を記す）である。彼は、先行学説における静態的な経済循環論に対して、動態的な経済発展論を展開した。彼の経済学は、静態と動態の2元論になっている。静態とは、時間が経過しても同じ現象が繰り返されるだけで変化がない、定常的な経済循環の状態である。同一の規模で同一の現象が反復するだけの静態的な経済循環のもとでは利潤は存在しない。オーストリア学派のカール・メンガーの『経済学原理』（1871年）における限界効用価値論は、静態的な理論であった（八木,2004,256）。

企業者利潤は、企業者の革新による動態的な経済発展の過程で実現される。シュンペーターの静態と動態の区別は、受動的適応か、能動的革新かという相違である。彼の資本主義観の特質は、動態的な経済発展という点にある。彼はいう。「資本主義は、本来経済変動の形態ないし方法であって、決して静態的ではないのみならず、決して静態的たりえないものである」（CSD,82）と。「資本主義のエンジンを起動せしめ、その運動を継続せしめる基本的衝動は、資本主義的企業の創造にかかる新消費財、新生産方法ないし新輸送方法、新市場、新産業組織形態からもたらされるものである」（CSD,83）とされる。彼によれば、資本主義における経済発展の原動力は革新（イノベーション）である。革新の5つの場合は次の通りである。①新しい商品の生産、②新しい生産方法の導入、③新しい市場の開拓、④原料や半製品の新しい供給源の獲得、⑤新しい組織の導入。革新のもつ機能が「創造的破壊」と呼ばれる。新しい着想をもった企業者は、他人に先駆けて、旧結合を破壊し、新結合を決断し実行する。革新に成功した企業者は莫大な企業者利潤を手に入れる。成功した企業者と多数の模倣者の群れとの群生的な競争となるであろう（塩野谷,1998,215）。

シュンペーターは、『資本主義・社会主義・民主主義』で、正統派の経済学における競争概念を批判している。「本当の問題は、資本主義がいかにして現存構造を創造しかつ破壊するかということであるにもかかわらず、普通に考えられている問題は、資本主義がいかにして現存構造を操作しているかということにすぎない」（CSD,84）と。彼は、経済学者は、今やと価格競争だけしか研究していなかった段階から抜け出しつつあるとした上で、「教科書的構図とは別の資本主義の現実において重要なのは、かくのごとき競争ではなく、新商品、新技術、新供給源泉、新組織型（例えば支配単位の巨大規模化）からくる競争である」（CSD,84）という。革新は、現存企業の利潤や生産量の多少を揺るがすという程度のものではなく、その基礎や生存自体を揺るがすものである。新商品の生産量を拡大し、価格を引き下げるものは、完全競争における価格競争ではなくて、動態的な経済発展における企業者による革新である。彼は、完全競争を前提とした

静態理論は非現実的であると批判した。「完全競争が、現在においても過去のいかなる時代においても決して現実的でなかったことはきわめて明白である」(CSD,81)と。「大衆の現代の生活水準は比較的拘束なき<大企業>の時代に上昇したこと」(CSD,81)が指摘される。彼によれば、新商品の生産量の拡大と生産費削減による価格低下をもたらしたものは、動態的な経済発展であった。大衆の生活水準は大企業の時代に上昇したとされている。

完全競争の4条件とは次の通りである。①生産者も消費者も小規模であるという仮定、②完全情報の仮定、③完全流動的市場の仮定、④自由参入の仮定。完全競争の場合には、市場価格は所与であり、価格先導者は存在しない。市場価格と限界費用とが相等しくなる生産量の場合に利潤は極大となる。4条件のどれかが欠けると「不完全競争」の度合いが強まり、寡占や完全独占になる。完全競争以外の場合には、静態的な価格理論の考え方をを用いると、より高い価格とより少ない生産量の組合せが実現されるので、経済厚生上望ましくない、ということになる。1930年代、J.ロビンソンの『不完全競争の経済学』(1933年)やE.H.チェンバリンの『独占的競争の理論』(1933)が出版された。シュンペーターは、彼らの貢献を認めながらも、それが「生産方法一定」という静態的な条件の下での価格競争や品質競争を論じているにすぎないと批判した。不完全競争理論や寡占理論は、「創造的破壊」による動態的な経済発展を考慮していないとされたのである(根井,2006,167)。

2. 独占企業の行動

シュンペーターは、『資本主義・社会主義・民主主義』の第8章「独占企業の行動」において、独占的な大企業の行動を正面から取り上げた。独占者とは「単一の売り手」のことでありと彼はいう。「われわれのいう独占とは、同一商品の生産者たらんとしているものおよび現に類似の商品の生産者たるものの侵入に対して、自己の市場を開放していない単一の売り手、もう少し専門的にいうならば、自分自身の活動からもそれに対する他の会社の反作用からも厳しく独立した、ある与えられた需要表に対してはごとき単一の売り手にほかならない」(CSD,99)と。従来、独占についてはスローガンの批判が繰り返されてきた。鉄道や動力や電気の会社については、その産業が高度に競争的な場合でも、独占の弊害が批判されてきた。独占は、植民地から一定の原料を奪えという提案と関連していた。国民の記憶ほど消えがたいものはない。事業上不都合なことはすべて独占のせいとされてきた。アメリカ人は独占の弊害について思慮のないスローガンを繰り返してきたというのである。

スミスは、植民地貿易の排他的独占による高利潤が「節約の美德」を破壊するとして、重商主義の独占精神を批判した。しかし、シュンペーターによれば、古典派の場合には、「われわれの意味する大企業は、当時はまだ出現していなかった」(CSD,100)のである。シュンペーターはいう。スミスの独占批判はあまりに行き過ぎていた。また、スミスは満足な独占に関する理論をもっていなかった。そのため、独占という言葉を混乱して使用してしまい、独占者の搾取力は無制限であると誤解してしまった、と。「アメリカでは、今や独占はほとんど大規模企業と同義語になり

つつある」(CSD,100)とされる。シュンペーターにおいては、独占とは大企業のことを意味している。大企業間には競争が存在するのである。

シュンペーターは、先行学説では、独占的な大企業の行動が諸悪の根源と誤解されてきたことを批判した上で、独占的企業を革新の担い手として評価するという見解を提示した。「競争をもって独占よりもいっそう有利であるとなす要素はまったく成り立たない」(CSD,101)。競争的仮説と両立しうるタイプの企業の到達しうる生産能率または組織能率の水準における競争価格や競争的生産量に比して、独占価格は必ずしも高いものでなく、独占的生産量もまた必ずしも少ないものではない。動機はまったく重要ではない。たとえ独占価格設定の機会を得ることが唯一の目的であったとしても、改良された方法ないし巨大な装置の圧力は、一般に独占の最適条件点を前述の意味での競争的費用価格の方に近づけるか、あるいはそれ以下に引き下げる傾向があり、「たとえ生産制限が実施され、過剰生産力が常に顕著であろうとも、競争的メカニズムの行う機能を遂行しているのである」(CSD,102)と。新生産方法や新商品は、それを使用したり生産したりするのが単一の企業であったとしても、それだけでは独占をもたらすものではない。「新方法による生産物は、旧方法による生産物と競争せねばならず、新商品は新たに導入されなければならない。すなわち、それ自らの需要表が育成されなければならない」(CSD,102)。「成功した革新者に対して資本主義の与える褒賞たる企業者利潤の中には、真正の独占利潤の要素があること、もしくはありうるということは真理である」(CSD,102)。

ミルやマーシャルにおいては、完全競争体制は、資源配分においても所得分配においても、最適な体制であると主張されてきた。しかし、「今や昔のような確信をもっては主張されえなくなった」(CSD,103)。「完全競争とは、あらゆる産業への自由な参加を意味する」(CSD,104)。ところが、「新生産方法および新商品の導入は、その出発点からして、ほとんど完全競争と共に考ええないものである」(CSD,105)。このことは、「われわれが経済進歩と呼んでいるものも大部分が完全競争とは両立しえないものであることを意味している」(CSD,105)。「完全競争と両立しうるタイプの企業は、多くの場合、内部経済的、ことに技術的能率において劣っている」(CSD,106)。近代的産業条件のもとでは、大規模組織または大規模支配単位は、経済進歩と不可分の必要悪として認められねばならない。さらに、「大規模組織が経済進歩、とりわけ総生産量の長期的増大の最も強力なエンジンとなってきたということ、これである」(CSD,106)。完全競争は単に不可能であるばかりではなく、理想的能率のモデルとして設定さるべきなんらの資格をも有しない。大企業を完全競争下にある当該産業のように、「産業に対する政府統制の理論を基礎づけることは正しくない」(CSD,106)。独占的企業は生産量を制限して価格を引き上げると批判されてきたが、それは正しくない。シュンペーターによれば、資本主義の発展を支えたのは完全競争市場における小規模な企業ではなく、革新によって巨大化し、次第に一定の競争相手を意識するような少数の独占的企業の成立とその存在であった、ということができであろう(金指,1987,220)。

シュンペーターは、1927年の論文「企業家の機能と労働者の利害」において、動態的な資本主義経済における企業者利潤について、次のようにいう。「本来の企業者利潤は、むしろ資本主義

の経済において新しい生産方法あるいは新しい商業的結合を成功裡に遂行することに結びついた報奨金である。真の企業者機能は、国民経済において新しいことを成し遂げることであり、これは企業者の本来の活動を構成し、またそれを単なる管理や日常的定型業務から区別するものである」(シュンペーター,2001,第3章,101)と。彼において、革新の遂行を決断し実行する経済主体は企業者であるが、革新に成功した企業者は企業者利潤を手に入れて、独占的な大企業となる。独占は、スミス以来、先行学説において厳しく批判されてきた。しかし、シュンペーターは、革新の担い手は誰かという観点から、独占的な大企業の行動を再評価して、大企業は何ら非難されるような存在ではないという見解を提示した。シュンペーターの経済思想の現代的意義は、彼が革新の担い手として独占的な大企業の行動を再評価したという視点の中に見出すことができるであろう。

ここで、シュンペーターの経済思想の限界について、若干のコメントをしておきたい。ミルの生産・分配峻別論においては、私有財産制度の改善の可能性について論じられていた。この点、シュンペーターの経済学体系においては、理論と政策とは明確に区別されていた。シュンペーターは、理論から直接的に政策を導出するという機械的な考え方を「リカードウ的悪弊」(Ricardian Vice)と呼んで、ケインズの方法には「リカードウ的悪弊」が存在すると批判した。シュンペーターは、方法におけるリカードウとケインズとの共通性を指摘し、両者の中にある方法論的な単純性を批判した(Schumpeter,1954,473. 訳3,996)。シュンペーターは、動態的な資本主義における企業者の革新による経済発展という側面を強調した。その際、彼には、私有財産制度の改善を経済学的に分析するという、政策的な問題意識は希薄であった。彼は、論文「企業家の機能と労働者の利害」において、資本主義経済における所得分配の不平等について、次のようにいう。「大衆の生活水準という観点から所得の不平等を減らそうとすることは無意味である。企業家所得と企業家機能との関係や、生産的努力への動因として個人的利益追求が有する現在なお明らかに否定不可能な意義を考慮に入れるならば、その逆に、次のような結論を回避することは不可能である。つまり、そのような努力は大衆の生活水準に悪影響を与えることが必定であり、このような事態は社会主義国家になっても現在以上の改善をみないだろうということである」(シュンペーター,2001,97)と。彼は所得分配の不平等に対して、それを容認する見解を提示していた。所得分配の不平等を容認する視点は、シュンペーターの経済思想の限界であった。

V むすび

Ⅲでは、シュンペーターの『経済発展の理論』を取り上げて、彼の経済発展論について考察した。単なる経営管理者は、日常的な事務管理や日常的な経営管理を、慣行の軌道に従って循環的に経営する。これに対して、企業者は、革新をみずからの機能とする経済主体である。発展とは自発的で非連続的な変化である。発展をもたらすのは企業者の革新である。企業者とは革新の担い手である。革新とは、企業者による旧結合の破壊と新結合の遂行である。ところで、企業者が

新結合を遂行するためには、資金供給が必要である。銀行の信用創造によって提供される購買力が企業者の用いる資金となる。リスク負担者は資本家だけである。今や唯一の資本家は銀行家である。銀行家は、有望な新機軸を選別して、企業者への融資の規模を調整し、経済発展の速度を調整する。銀行家は、資本主義経済の監督者である。企業者と銀行家は、経済発展のための2つの経済主体である。企業者、革新、信用創造は、経済発展にとって不可欠な3つの構成要素である。静態的経済から動態的経済への質的な飛躍は、企業者の革新と信用創造の結果である。動態的な経済発展における自発的で非連続的な革新を重視した点は、シュンペーターの経済思想の特質である。

IVでは、シュンペーターの『資本主義・社会主義・民主主義』を取り上げて、彼の資本主義観について考察した。資本主義は動態的な経済発展の過程であり、資本主義の本質は創造的破壊の過程の中にある。新商品の生産量を拡大し、価格を引き下げるものは、完全競争における価格競争ではなくて、動態的な経済発展における企業者による革新である。革新に成功した企業者は莫大な企業者利潤を手に入れて、独占的な大企業となる。特許を無視するとすれば、多数の模倣者の群れが追随する。革新に成功した企業者と多数の模倣者の群れとの群生的な競争となる。革新企業と模倣者たちとの競争の結果、当該商品の生産量は拡大し、生産費の低下を反映して価格は低下する。成功した大企業も、さらなる革新を怠れば、大企業間の競争の中で淘汰されてゆく。これが動態的な経済発展の姿である。絶え間ない革新こそが経済発展の原動力である。資本主義に関するシュンペーターの基本的な考え方とは、このようなものであった。シュンペーターの経済思想の現代的意義は、彼が革新の担い手として独占的な大企業の行動を再評価したという視点の中に見出すことができる。

最後に、シュンペーターの経済思想においては、革新による経済発展という側面が過大に評価される傾向があった。彼は、所得分配の不平等を容認する見解を提示していた。所得分配の不平等を容認する視点は、シュンペーターの経済思想の限界であった。

[参考文献]

Schumpeter, J.A. 1926. *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*.

塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳『経済発展の理論』（机上版）、岩波書店、1980年。TEと略記。

Schumpeter, J.A. 1939. *Business Cycles*. 吉田昇三監修・金融経済研究所訳『景気循環論』（1-5）、有斐閣、1958-64。BCと略記。

Schumpeter, J.A. 1942. *Capitalism, Socialism and Democracy*. 中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』（新装版）、東洋経済新報社、1995年。CSDと略記。

Schumpeter, J.A. 1954. *History of Economic Analysis*. 東畑精一訳『経済分析の歴史』（1-7）、岩波書店、1955-62。

シュンペーター J.A. 1972. 『社会科学の過去と未来』玉野井芳郎監訳、ダイヤモンド社。

- シュムペーター J.A.1977.『今日における社会主義の可能性』大野忠男訳, 創文社。
- シュンペーター J.A.2001.『資本主義は生きのびるか』八木紀一郎編訳, 名古屋大学出版会。
- メルツ,E.1998.『シュムペーターのウィーン』杉山忠平監訳, 中山智香子訳, 日本経済評論社。
- マクロウ,T.K.2010.『シュンペーター伝』八木紀一郎監訳, 田村勝省訳, 一灯舎。
- 伊東光晴・根井雅弘.1993.『シュンペーター』岩波新書。
- 金指 基. 1987.『シュンペーター研究』日本評論社。
- 金指 基. 1998.「シュンペーター」橋本昭一・上宮正一郎編『近代経済学の群像』有斐閣ブックス。
- 塩野谷祐一. 1995.『シュンペーター的思考』東洋経済新報社。
- 塩野谷祐一. 1998.『シュンペーターの経済観』岩波書店。
- 中山智香子. 2005.「J.A.シュンペーター」大森郁夫編『経済学の古典的世界2』日本経済評論社。
- 根井雅弘. 2005.『経済学の歴史』講談社学術文庫。
- 根井雅弘. 2006.『シュンペーター』講談社学術文庫。
- 平井俊顕. 2000.『ケインズ・シュムペーター・ハイエク』ミネルヴァ書房。
- 八木紀一郎. 1988.『オーストリア経済思想史研究』名古屋大学出版会。
- 八木紀一郎. 2004.『ウィーンの経済思想』ミネルヴァ書房。
- 八木紀一郎. 2006.「J.A.シュンペーター」大田一廣・鈴木信雄・高 哲男・八木紀一郎編『新版 経済思想史』名古屋大学出版会。
- 吉川 洋. 2009.『いまこそ、ケインズとシュンペーターに学べ』ダイヤモンド社。
- 吉川 洋. 2016.『人口と日本経済』中公新書。

富田鐵之助のニューヨーク副領事就任と結婚と商法講習所

～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(6)～

高橋秀悦

はじめに

慶応3（1867）年7月25日、勝海舟の長男・小鹿のアメリカ留学の監督・同行者として、高木三郎とともに横浜を出帆した富田鐵之助は、戊辰戦争時に一時帰国を余儀なくされるものの、明治2年からは、海舟の尽力により明治政府からの学資給付を受け、アメリカでの勉学に励む（詳細については、高橋（2014a）、（2014b）及び（2016）を参照のこと）。富田のアメリカ留学も、明治5（1872）年2月、特命全権大使よりニューヨーク在留の領事心得に任じられることで終わり、官途につく。翌6年2月20日には、「副領事（ニューヨーク）」に任じられ、同年6月25日には「正七位」に叙される。明治7（1874）年7月には、6年ぶりに「賜暇帰朝」する¹⁾。

賜暇帰朝中に、仙台の祖先の墓参や士族籍から平民籍への変更を行い、また、11月にニューヨーク副領事として再度渡米するまでの間、外務省の「遣外領事館章程取調（9月12日）」を命じられその任にもあたっているが、最大の出来事は、杉田縫との結婚であった。

この結婚は、おそらく日本で初めての婚姻契約に基づく結婚であると思われる。婚姻契約による結婚としては、明治8年2月6日の森有禮と廣瀬常との結婚がよく知られているが、これは、明治7年10月4日の富田鐵之助・杉田縫、明治7年10月24日の高木三郎・高島須磨に次ぐものであった（吉野（1974年）、p.39）。

上の3人が、アメリカの公使館・領事館で職務経験を経ての婚姻契約による結婚であることから、第1章では、まず、当時のアメリカの辦務使館（公使館）・領事館の状況について説明する。これに続く第2章は、富田等に関連する「海舟日記」を紹介する。

第3章では、富田と森の婚姻契約書の内容の違いについて検討するとともに、新郎新婦について紹介する。本稿の一連のシリーズでは、勝海舟の水解塾入門以前の富田のプロフィールについては、まったく述べてこなかったもので、ここで補足・紹介する。より重要なことは、富田鐵之助は、杉田玄白の曾孫である杉田縫との結婚によって人的ネットワークを広げている点である。吉野（1974）は、「富田鐵之助の一生において、彼に多くの影響を与えた人達は少なくないが、その中で終生師と仰いだ勝海舟を別とすると、福澤諭吉・森有禮・新島襄などは特筆されなければならない重要性もっている（p.302）」としているが、杉田家系の杉田成卿（縫の父）、杉田玄端、杉田廉卿等は、いずれも福澤諭吉と関係があり、さらに、玄端は勝海舟との、杉田廉卿は新島襄との関係も深かったのである。

1) 富田の履歴は、『東京府知事履歴書（富田鐵之助履歴）』による。

富田鐵之助は、新婚の縫を東京に残したまま、ニューヨークに帰任するが、翌明治8年には、商法講習所（一橋大学の前身）の教師としてW.C.ホイットニーが来日する。ホイットニーは富田鐵之助が留学したビジネス・カレッジの校長であり、また、その校長宅が富田の下宿先であった関係から、縫がこの一家の世話をしているのである。第4章では、この縫の働きぶり、商法講習所設立をめぐる海舟の役割について紹介する。

第1章 ニューヨーク領事館とワシントン公使館

1 外務省職制と官員録

森有禮は少辦務使から代理公使に、富田鐵之助は副領事に、また、富田や勝小鹿とともに渡米した高木三郎は外務省9等出仕（公使館書記の後にサンフランシスコ副領事）となるが、当時の外交官の地位は現在よりも高かった。彼らの職務上の役割を理解する上でも、また、外務省内でも外交官職位を知る上からも、外務省職制・官員を理解することが手助けとなるので、これについて簡単に整理することから始めよう。

第1表は、明治5年1月の太政官布告第16号、同年10月の太政官布告第308・326号による「官等表」から外務省関係を抜粋し整理したものである（太政官布告は『法令全書 明治5年』に採録）。「卿・大輔～少録・権少録」までのラインは、他の省とも共通である。卿・大輔・少輔は「勅任官」であり、現在でいえば、卿は大臣、大輔・少輔は次官の職位に相当する。大丞・少丞や6等・7等出仕は「奏上官」で、現在の局部長や課長の職位に相当する²⁾。大録や8等出仕以下は「判任官」で、現在の一般職員に相当する。明治5年には、在外公館勤務となる「一等書記官～三等書記官や一等書記生～八等書記生」の職位が設けられた。その「官等」は、明治5年10月の太政官布告によって定められたものである。

これに先立ち明治4年11月に派遣された岩倉使節団の随員（各省の少丞・大記・少記クラス）にも一等書記官～五等書記官の肩書も付与されていた。岩倉使節団随行の一等書記官は4等官、二等書記官は5等官、等々とされ、こちらのほうがワンランク上の位置づけになっている（『太政類典（第2編）』、第18巻、件名番号100）。なお、岩倉使節団の理事官随行にも一等書記官・二等書記官等の肩書が付与されたが、こちらは「本官の等級タルヘキ事」であった。高橋（2016）で言及したように、在米中に岩倉使節団随行を命じられた畠山義成や吉原重俊は、三等書記官として、また、新島襄は、三等書記官心得としての任用であった。

第2表は、外務省官員録・職員録を整理したものである。すなわち、当時の外務省の幹部職員（勅任官・奏上官名簿：本省幹部職員は「大丞」以上を記載）である。外交官の派遣は、明治3年閏10月の少辦務使の鮫島尚信（イギリス・フランス・プロシア）と森有禮（アメリカ）から始まる。明治5年4月には外務大輔・寺島宗則が大辦務使（イギリス）に任ぜられ、外交官は、寺島・

2) ちなみに、勝海舟は、明治政府での任用は、明治2年7月に外務大丞、明治3年11月に兵部大丞、明治5年5月に海軍大輔、明治6年10月には海軍卿に発令されているので、現代風に言えば、局長、次官、大臣を経験したことになる。

第1表 外務省職制（明治5年）

項目		明治5年1月		明治5年10月		(参考)	明治2年7月	明治3年閏10月
任官区分	官等	職制	在外公館	職制	在外公館	叙任	職制	在外公館
勅任官	1等	卿		卿		正三位	卿	
	2等	大輔	大辨務使	大輔	特命全權公使	従三位	大輔	大辨務使
	3等	少輔	中辨務使	少輔	辨理公使	正四位	少輔	中辨務使
奏任官	4等	大丞	少辨務使	大丞	代理公使	従四位	大丞	少辨務使
	5等	少丞	総領事	少丞	総領事	正五位 従五位	権大丞 少丞	大記
	6等	大記	領事		一等書記官 領事	正六位	権少丞	権大記
	7等	少記	副領事		二等書記官 副領事 三等書記官	従六位 正七位	大記官 大録・中記官	少記
判任官	8等	大録	代領事	大録	一等書記生	従七位	権大録・少録官	権少記
	9等	権大録		権大録	二等書記生			
	10等	中録		中録	三等書記生			
	11等	権中録		権中録	四等書記生			
	12等	少録		少録	五等書記生			
	13等	権少録		権少録	六等書記生			
	14等				七等書記生			
15等			八等書記生					
備考					(1) 外務省本省勤務でも、一等書記官～三等書記官として発令されるケースがある。 (2) 代領事は、明治6年2月廃止	各省の「寮」の「頭」は、「正五位」「権頭」は、「従五位」「助」は、「正六位」である。		
資料出所		『法令全書 明治5年』		『法令全書 明治5年』		『法令全書 明治2年』 『法令全書 明治3年』		

鮫島・森の3人体制となり、これが明治6年初めまで続く。領事部門は、明治5年初めの領事心得・富田鐵之助（ニューヨーク）や代領事・品川忠道（上海）の任用から始まっている。明治7年には、欧米主要国と清国に公使館・領事館が置かれ、現在の日本外交の基礎が築かれている。当初、外務省中枢は、旧佐賀藩・旧薩摩藩出身者で占められていたが、この明治6・7年頃からは、他省と同様に政治的マターに関係しない実務的な部署から次第に出身藩によらない人材登用が始まる。富田鐵之助の副領事任用も広い意味ではこの一環であった。

第2表の第3欄は、『官員録 明治7年 毎月改正』（明治7年10月発行）に掲載された「特命全權

第2表 外務省官員録

		明治5年5月		明治6年1月		明治7年10月		
任官区分	官等	職制						
勅任官	1等	卿	副島種臣		副島種臣		寺島宗則	
	2等	大輔	(欠員)		(欠員)		(欠員)	
	3等	少輔	山口尚芳 (岩倉使節団副使)		山口尚芳 (岩倉使節団副使) 上野景範		山口尚芳 上野景範	
奏任官	4等	大丞	柳原前光 宋重正		柳原前光 宮本小一 花房義質		宋重正 森有禮 宮本小一 花房義質	
勅任官	2等	大辨務使	寺島宗則	イギリス				
		特命全権公使			寺島宗則	イギリス	榎本武揚	ロシア
	3等	中辨務使	(欠員)					
		特命全権公使					柳原前光 鯨島尚信 河瀬真孝	清 フランス オーストリア・イタリア
	辨理公使			鯨島尚信	フランス・ドイツ	佐野常民	ウィーン万国博覧会担当	
奏任官	4等	少辨務使	柳原前光 鯨島尚信 森有禮	日清修好条規担当 フランス・ドイツ アメリカ				
		代理公使			森有禮	アメリカ	青木周三	ドイツ
	5等	総領事	(欠員)		中山譲治 井田譲	ベネチア 福州 (厦門)	中山譲治	領事館廃止 (病欠兼務中)
	6等	領事	(欠員)		品川忠道	上海	品川忠道 福島九成 中村博愛	上海 厦門 マルセイユ
	7等	副領事	(欠員)		林道三郎	香港	富田鐵之助 高木三郎	ニューヨーク サンフランシスコ
判任官	8等	代領事	品川忠道	上海				
	9等				高木三郎	アメリカ		
奏任官	5等	一等書記官			田邊太一ほか1名		花房義質ほか4名	
	6等	二等書記官			矢野次郎		矢野次郎ほか3名	
	7等	三等書記官			長田銈太郎ほか4名		長田銈太郎ほか6名	
備考			柳原前光は、大丞・少辨務使 (兼務)		(1) 田邊太一は、少丞・一等書記官 (兼務) (2) 領事心得・富田鐵之助は、記載なし		(1) 榎本武揚は、海軍中將で全権公使任官 (2) 福島九成は、陸軍少佐で領事 (兼務) (3) 花房義質は、大丞・一等書記官 (兼務) (4) 富田鐵之助は、富田鉄太郎と表記されている。 (5) 代領事は、明治6年2月廃止	
資料出所			『職員録・明治5年5月 官員全書改』		『職員録・明治6年1月 袖珍官員録改』		『官員録 明治7年 毎月改正』ほか	

公使」について次のいくつかの点を考慮して整理したものである³⁾。明治6年11月に、特命全権公使が、一等特命全権公使（月俸2等官）と二等特命全権公使（月俸3等官）とに区分されることになり、鮫島尚信と河瀬真孝が辨理公使から二等特命全権公使へ昇格し、翌年1月には榎本武揚が一等特命全権公使に任ぜられている。さらに、2月には柳原前光も代理公使から二等特命全権公使へ昇格している。しかしながら、12月5日には、「従前ノ例規ニヨリ不都合ノ儀モ無之ノ付」として、二等特命全権公使・河瀬真孝のイタリア在勤に対する「国書」では、「一等」、「二等」を区別することなく、従来の「特命全権公使」の名称が使われている。また、柳原前光の清国在勤は、外交的には「台湾出兵」への対応であり、明治7年2月12日に、大丞（4等官）から代理公使（4等官）へ転じたのち、1週間後の同月20日には二等特命全権公使（3等官）に昇格している。柳原前光手記の『輒誌 明治七年』では、2月22日状では「任 二等特命全権公使」であるが、3月8日状では、一等・二等の別の廃止にともない、2月22日付で「特命全権公使」柳原前光に対して「三等官月俸下賜候事」の辞令が出されたことを記している。さらに3月12日状では、外務卿からの連絡として「等昨冬分置一二等故二等特命全権公使爲三等官前日止之廢區別故更爲二等官」とはあるが、『職務進退・叙任録』や『諸官進退・諸官進退状』からは確認がとれないことから、柳原前光については「3等官」とした。さらに『官員録 明治7年 毎月改正』には、上野景範（イギリス）と吉田清成（アメリカ）の記載はないが、同年9月、ともに特命全権公使に任じられ、「三等官月俸下賜」と記載されていることから、第2表では「3等官」欄に記載した。最後に、佐野常民は、明治6年1月20日にオーストリア万国博覧会担当を、また、同月30日に辨理公使（オーストリア・イタリア在勤）に任じられているが、河瀬真孝の特命全権公使任命とともに、公使の権限は河瀬に移譲されていく。

2 富田鐵之助と高木三郎の外務省採用

すでに高橋（2016）で述べたように、明治5年2月、富田鐵之助・高木三郎はじめ12名が、アメリカに到着した特命全権使節から「官費留学規則取調」に任じられ、さらに、富田鐵之助は、特命全権大使から「ニューヨーク領事心得」に、また、高木三郎も、外務省9等出仕に任じられている。富田鐵之助と高木三郎の外務省採用は、これまでのふたりの留学の経緯や留学先からすればやや意外感があることから、アメリカの辦務使館（公使館）・領事館の状況説明に入る前に、この経緯を紹介する。

3) このパラグラフは、順に、『太政類典（第2編：明治4年～明治10年）』の第15巻の「(件名番号005) 特命全権公使更ニ二等ヲ置ク」、『職務進退・叙任録（明治6年9月～12月）』のpp.51-52, 『職務進退・叙任録（明治7年1月～3月）』のp.7, p.13, p.37及びp.51, 『輒誌』, 『公文録・明治7年』, 第31巻, 明治7年9月（外務省伺1）の件名番号011・012, 『職務進退・叙任録（明治7年8・9月）』のpp.33-34, 『職務進退・叙任録（明治6年1月～8月）』のp.18, p.24を参照して整理した（掲載ページ数は、デジタル版による）。なお、野口（2005）では、『輒誌』の記載から「3月8日、一等特命全権公使に昇格」と判断しているが、『輒誌』の趣旨は、一等・二等の区別の廃止、「三等官月俸下賜候事」と「前日止之廢區別故更爲二等官」であり、決して一等特命全権公使に昇格した訳ではない。また、上述のように、同年9月の上野景範・吉田清成の辞令は、特命全権公使・三等官月俸下賜である。

富田の領事心得・高木の外務省9等出仕の発令に先立て、明治4年7月8日、「海外留学生採用ノ為歸朝センヲ請フ」という上申書が大学から太政官あてに出されている（『太政類典（第1編：慶應4年～明治4年）』、第119巻、件名番号081）。すなわち、維新前後に欧米へ留学した者たちが着々と成果を上げているが、日本国内では学校のみならず官省でも洋学者（欧米事情に精通した者）の採用に支障がでているので、辨務使に連絡して、留学生の帰朝を促してほしい旨の上申書である。この上申書には、16名（イギリス留学生11名、アメリカ留学生3名、ロシア・フランス留学生各1名）がリスト・アップされており、アメリカ留学生では、勝小鹿、高木三郎、富田鐵之助の3名がリスト・アップされていた。この上申書では、16名のうち10名程度は帰国させたいが帰国旅費の件もあることから、大蔵省とも打ち合わせ上、森辨務使にも連絡していただきたい旨も述べられているのである。

これを受けて大蔵省も、有為な留学生を積極的に採用する方針を固める。具体的に言えば、8月には富田鐵之助と高木三郎を採用することを決め、太政官の承認をとり、外務省とも打ち合わせの上、外務省から森辨務使へ連絡する段取りを整えたのである。大蔵省がこのふたりに着目した経緯は不明であるが、この時期、慶應4年から1年間ほど富田・高木とほぼ同じ場所（ニュージャージー州ニューブランズウィックのチャーチ・ストリート）に住まいし、ふたりの見識・人格等を十分に把握していた吉田清成が、明治4年2月に大蔵省に入り、5月に大蔵少丞、7月に租税権頭とスピード出世していたこととも関連があるかもしれない。

この大蔵省の動きとは別に、森は、「公使館内事務其外重大ニ涉且館用ノ外留學生會計等多端ニ付」として、7月頃から「元大泉藩ノ者ニテ當時静岡縣士族勝安房家従」の高木三郎を「一時雇い」にして公使館の会計事務を担当させる⁴⁾。外務省では、この件が公使館の決算書作成にも関係するとして、正式に高木雇い入れの伺（太政官の控え文書なので伺い日の記載なし）を出し、明治4年12月2日には、太政官正院の承認をとる。正院がこれを大蔵省に伝えたところ、大蔵省は、高木の一時雇いの件は承知したが、上述のように富田と高木の採用を考えているので、「兩人共早々歸朝相成候様尚外務省へ御達相成度此段御回答申進候也」と申し立てたのである。

翌明治5年2月、井上馨大蔵大輔は、アメリカ派遣の吉田清成大蔵少輔との打ち合わせにおいて、
「一 留学生徒之内本省へ撰任すべき人物有之候は、御銓撰被成、
其長所と品等とを略記し御差遣有之度事。

但高木・富田兩人は森弁務使へ御催促之上御遣し有之度候事」

との廉書（明治5年2月14日）を書き、大蔵省採用の人選を吉田に委ねているのである（『吉田清成関係文書五 書類篇1』、pp.219-223）。さらに、井上と吉田の間では、高木・富田を大蔵省で採用するとの既定方針に従いを、森辨務使にこれを催促することを確認していたのである。

しかしながら、こうした大蔵省の採用方針にもかかわらず、吉田のアメリカ到着前に、外務省

4) このパラグラフは、『太政類典（第2編：明治4年～明治10年）』、第83巻（外国交際26・公使領事差遣1）の「（件名番号070）米留學生高木三郎ヲ公使館へ僱入」等に基づいている。なお、本文中の大泉藩は、維新前の庄内藩のことである。

がふたりを採用することで決着する。すなわち、森は、(岩倉使節団副使の大久保利通と伊藤博文は一時帰国中であったことから)大使・岩倉具視、副使・木戸孝允、副使・山口尚芳(外務少輔)の承認を得ることにより、富田と高木を外務省採用としたのであった。

『公文録・明治5年』、第5巻(外務省伺、件名番号011)の「米国留学生高木三郎外一人採用伺」には、ふたりの採用に至る状況を説明する9通もの文書が添付されている。冒頭の文書(明治5年1月5日付の外務省から太政官正院あて)は、高木三郎と富田鐵之助には(政府の)御用のために早々に帰朝をするように下命があったが、この度、森少辨務使から別紙を送付してきたので太政官のご沙汰をいただきたい旨の伺い書である。これに添付された別紙・文書・書簡等を整理すると、次のようになる。

- (1) 森は、これまで名和道一に公使館の記録・会計を担当させてきたが、高木三郎が渡米して5年ほど商法学を学んだことから、高木に公使館の会計を担当させ、名和には、民政に関する調査と留学中の華頂宮の世話を担当させたいと考えていたこと(冒頭文書に添付された別紙(9月8日付の森書簡))
- (2) (森に随行して公使館を立ち上げた)外山正一権大録と名和道一中録が辞職を申し出ていること⁵⁾
- (3) 名和は、「我愚ヲ追悔シ晩年ナカラ語學等ニ打立候際ニテ元ヨリ壯年日進ノ輩トハ日ヲ同シク論ズベカラス候ドモ少シナリトモ其効ヲ得他日國家ノ一助ニ供シ度」としてアメリカでの勉学を願い、「何卒當職被免候様奉願候」と辞職を申し出ていること(明治4年9月の名和から森あての辞職願)
- (4) 高木には、8か月ほどワシントンの公使館において「一時雇い」の形で「会計事務」を担当させてきたが、今や公使館は、高木なしには立ちいかない状況になっていること
- (5) こうした事情から、高木は、正規の公使館要員として採用したいこと(11月7日付の外務省あて森書簡)
- (6) 富田は、帰朝にあたり、駅通規則等の調査等を希望しているので、この旨を外務省から関係部局へ連絡してもらいたいこと(11月7日付の外務省あて森書簡)

「採用伺」には記載時期が異なるいくつかの文書・書簡等が添付されており、齟齬も見られるが整合性の観点から整理すれば、上のようになるであろう。従って、この時点の森の要望は、11

5) 外山正一は、辞職後、ミシガン大学に入学し、明治9(1876)年に帰国した。その後、東京大学教授(日本人最初の教授)、東京帝国大学総長、文部大臣等を務めた。名和道一は、辞表提出後に、渡米前に水原県参事であったことや幕末の岩倉具視との関係から、岩倉特命全權大使からアメリカでの3年間の地方規則取調を命じられボストンで留学生活を送っていたが、明治6(1873)年12月17日に死亡した(『公文録・明治7年』、第21巻、件名番号025及び第25巻、件名番号011)。高橋(2016)では日下部太郎(1870年4月13日逝去)について言及したが、彼の墓地取得・埋葬費用(799USドル余)を参考として、名和の墓地取得用・埋葬は380USドルとされた(『公文録・明治7年』、第28巻、件名番号28及び第29巻、件名番号030)。日下部太郎に関する費用は、ウィロー・グローブ・セメタリー(ニュージャージー州ニューブランズウィック)の日本人墓地区画の取得費用を含むものと想定される。

月7日付の外務省あて書簡に尽きる。前述のように、高木を公使館の「一時雇い」とすることは、前年12月2日に承認されていることから、冒頭の文書（明治5年1月5日付、外務省から太政官正院あて文書）の主旨は、高木の公使館・正規職員としての承認と富田の願い出の伝達ということになる。

ところで上の(6)の願い書は、明治4年10月、「米國留学生富田鐵之助」から「森少辨務使」に出されたものである。この願い書は、海外留学生採用のために帰朝を求めたリストの中に富田が入っていたことから、少辨務使として留学生管轄を命ぜられた森が富田の意向を尋ねたことへの返信と思われるのである。高橋（2016）では、森が、アメリカに留学する富田の存在を認識するに至る3つのルートについて考察したが、1871年7月1日（明治4年5月14日）付の森から富田あて書簡も残されていることから（『森有禮全集 2』, p.85に採録）、1871年の早い段階から、ふたりは（少なくとも書簡等の）交流をしていたと思われるのである。この10月の願い書の主旨は、「維新後に日本では種々の制度変革があったが、自分としては「書状運送ノ法則（方法）」を立ち上げることでお役に立ちたいと思っているので、アメリカのポスタルシステム（postal system）を学び、伝習（郵便の実務経験）をしたいと考えている、ついては、この件をアメリカ政府に依頼してほしい」であり、さらに「先に帰朝すべき旨を伝えられたが、当時はまだ商法学校に在学中で、また修業年限に達していなかったことから、ここで商業、金銭出納、庶務関連等の勉強を止めると、知識も中途半端になり、政府のお役に立てなくなると考えて、帰朝の延期を願い出ている」であった。

富田は、8月には大蔵省が富田を採用する方針を固めたことを知らずに、森あてにこの願い書を出したと思われるが、この段階での森の判断は、帰朝して「驛遞規則等取締罷歸り候へハ幾何ノ御國益ニ可相成ト奉存候間此段其筋へ御申入可被下候（11月7日の外務省あて森書簡）」であった。明治4年には、富田と同じ天保6（1835）年生まれの前島密の手によって近代郵便制度の整備が進められていたのである。

『公文録・明治5年』、第5巻（外務省伺、件名番号011）では、上で整理し紹介した文書等の後に、明治5年4月24日付の外務省から太政官史官あて文書（森少辨務使が外務省へ伝達した採用辞令の内容とこれに関する採用推薦状）が採録されている。この文書が、件名番号011の全体の結論を示しているが、その内容は、高木三郎を外務省9等出仕に採用し辨務使館書記とすることと、富田鐵之助をニューヨーク領事心得とすることであり、「右ノ通壬申二月十六日ヲ以米少辨務使ヨリ申越候二付御届候」に尽きる。これに添付された高木三郎の採用推薦状（明治5年2月14日付）は、森少辨務使からワシントン滞在中の使節団の「大使岩倉、副使木戸、同山口 諸公閣下」あてたものであり、その主旨は、「公使館会計事務が増えている中、外山正一・権大録や名和道一・中録が辞職を申し出ているので、高木三郎を「権大録」として採用し、会計事務にあたらせる」というものであった。この推薦状では、別紙記載としてニューヨーク領事館にも言及しているが、何故か別紙は、件名番号011には採録されていない。

4月24日付文書を受理しこれを承認した太政官史官は、4月28日、外務省に対して大蔵省との連

絡を促す文書（4月28日付）を出すとともに、文部省に対して森少辨務使が連絡してきた採用辞令の内容を伝えているのである。

『太政類典（第2編：明治4年～明治10年）』、第83巻（外国交際26・公使領事差遣1）の「（件名番号071）高木三郎外一名ヲ弁務使館ニ任用」にも、上で紹介した『公文録・明治5年』、第5巻（外務省伺、件名番号011）と基本的には同じ文書等が採録されているが、「海軍省申立」が付けられている点が異なっている（この文書に日付の記載はないが、ひとつ前の外務省あて文書は4月28日付である）。この海軍省申立の主旨は、「高木と富田が「海軍志願ノ趣」のアメリカ留学生であることから、帰朝の際に申し出があれば「海軍生徒」を申し付けるところであるが、在米中に方向転換し、辨務使書記勤務の届け出をしたので海軍省としてこれを承認した。ついては、ふたりが海軍省管轄から外れることを承認していただきたい」ということであった。

海軍省は、留学生を総括する文部省からの明治5年5月の問い合わせに対して、太政官史官から連絡を受けたことを踏まえ、富田・高木については「右云々ノ義有之當五月十五日ヨリ正院へ申立之上當有管轄相除」旨の回答を行っているのである。高橋（2014b）で言及したように、富田・高木は、アメリカ留学中に600ドルの学費給付を受けることになったが、それ以降の公文書の記録を追うと、富田・高木の留学目的が、何らかの理由で（アメリカ海軍兵学校留学生ではなかったが）海軍修業になったために、主管省が「外務省」から、「兵部省」、「海軍省」と変わっており、明治5年の段階では、富田・高木等は「海軍省」主管の留学生であった。富田・高木は、公的にも勝海舟家従という位置だったことから、この主管省の変更は、明治政府での海舟の役職と連動している可能性も高い。この5月9日には、その海舟が（現在の次官にあたる）海軍大輔に任じられたこともあり、ふたりに対する海軍省のクレームも解消される。

富田・高木をめぐる状況は、上述のようなものであったが、公式には「右ノ通壬申二月十六日ヲ以米少辨務使ヨリ申越候ニ付御届候」から確認できるように、明治5年2月16日、富田鐵之助はニューヨーク領事心得に、また、高木三郎は外務省9等出仕（辨務使館書記）に任命されたのである。『高木三郎翁小傳』では、「米國在留辨務使館書記に任命せられ外務省九等出仕申付けられしは明治五年二月十六日三十二歳の春にして故森有禮氏代理公使たりし時代となす」として、任命日を正しく明治5年2月16日としている。これまで本稿の一連のシリーズでは、『東京府知事履歴書（富田鐵之助履歴）』に基づき、富田の領事心得の任命日を明治5年2月2日と述べてきたが、上述の諸々の状況を勘案すると、正しくは明治5年2月16日であると思われる。

3 森有禮の帰朝

日本外交の海外での展開は、明治3年閏10月の少辨務使・鮫島尚信と少辨務使・森有禮の派遣から始まる。森は、アメリカ着任後、日米外交それ自体というよりも、より広義の文化交流の推進や教育制度の調査研究に力を注ぐ（犬塚（1986），pp.126-137）。前者は、アメリカ農務長官ホールズ・ケプロンの日本招聘、国立博物館（スミソニアン博物館）初代理事のジョセフ・ヘンリーや当時のアメリカ有数の文化人チャールズ・ランマン等との交流である。後者については、日本

の国家興隆の基本は新しい教育制度にあるとして、日本の実情に合わせた教育制度の導入に考え方にたどり着く。

明治5年1月、岩倉使節団がワシントンに到着する。条約改正、すなわち、欧米諸国との修好通商条約の改正（領事裁判権の撤廃・条約関連条文に明記された日本の関税条項の削除等）の予備交渉を目的とした米欧訪問であったが、アメリカ各地の友好歓迎ムードから、日本側が本格的な条約改正に方針を変更することになる。この方針変更の推進役は、森・少辨務使と使節団副使・伊藤博文であった。これに対して、アメリカ側のハードルは高く、使節団に対して全権委任状を求めたことから、伊藤博文・大久保利通の両副使が、これを日本に取りに戻る事態となり、交渉そのものも行き詰まる。

副使・木戸孝允は、「余等伊藤或は森辨務使等の租外國事情に通せしに託し勿卒其の言に随ひ天皇陛下之勅旨を・・・実に余等の一罪也（2月28日の日記）」として、外交事情に精通した伊藤や森に従って条約改正交渉に臨んだことの責任を痛感する。森は、こうした使節団との軋轢から少辨務使辞職願を書き、大久保らに託す⁶⁾。

この辞職願は、形式的は天皇あて（別紙）であり、これに副島外務卿あての表書き（明治5年壬申2月）が付されている。別紙には「米國在留日本少辨務使從五位森有禮恭シク辭職ノ表ヲ天皇陛下ニ進ル」のタイトルが付けられているが、この別紙の本文では、「幼齡不肖ノ身」での少辨務使任用を感謝したあと、「自ラ不能ヲ」承知しながら「心腦ノ全力」を尽くしてきたが、自分のような「不練ノ少齡」の者ではなく「一大臣」を撰んでアメリカに「留官」してほしい旨を述べられ、別紙の末尾は、「陛下右ノ情状ヲ洞察シ・・・今日ヨリ六ヶ月乃チ當年七月ヲ期トシ臣カ解任ヲ允シ玉ハンコトヲ拜顔ス」と結ばれている。条約改正交渉の進展度合いをみて、半年後の7月解任を望んでいたのである。期日を明示した辞職願は考えられることではあるが、現代的視点からみれば、形式的とはいえ、天皇あて文書の中での期限を区切った辞職願には驚かされる。

高橋（2016）では、森と同じく薩摩藩第1次留学生の吉田清成・大蔵少輔も大蔵省理事官として岩倉使節団に後から加わるようになったこと紹介したが、その吉田清成も、明治5年4月8日にワシントンに到着する（『木戸孝允日記 二』、p.174及び犬塚（1986）、p.148）。吉田清成は、「カリフォルニア銀行との間で取り決めた二分判精練の清算方法」、「アメリカでの公債発行条件」等について井上馨・大蔵大輔との間で「吉田清成宛米國派遣に際しての廉書（明治5年2月14日）」の形で打ち合わせをした上で渡米し、ワシントンに到着したのである。この廉書には

- 「一 今般目途之公債は何れ米金貨にて借入候筈には候得共、価位と都合とを謀り可成丈近地金にいたし品位適當なることは勿論之事輸送有之度事。・・・・・・」
- 一 公債之年限は六ヶ年間利足払のみ、七ヶ年目より七八ヶ年又は十ヶ年位之割済にいたし度候事。・・・・・・」

6) 木戸日記は、『木戸孝允日記 二』、pp.148-149からの引用である。犬塚（1986）は、木戸日記の2月18日状を参照し、「森は辞表を書き、帰国する大久保と伊藤に託した（p.145）」としている。この森の辞職願については、その全文が『森有禮全集 第2巻』、pp.211-212に採録されている。

と記載されているように（『吉田清成関係文書五 書類篇1』, pp.219-223）, 大蔵省首脳の前井上と吉田は、アメリカでの楽観的な公債発行を予想していたのである。ところが、「森は、あらゆる手段を弄して、吉田の起債活動を妨害した」のである（犬塚（1986）, p.148）。この公債発行の目的は、華士族の秩禄買い上げ資金や鉱山・鉄道等の殖産資金を得るためであったが、森は、留守政府の秩禄処分案（華士族秩禄の3分の1削減と残余の禄券交付）を批判し、秩禄資金を外国債で賄うことに反対したのであった。

『木戸孝允日記 二』によれば、吉田清成に到着した夜に今回の渡米の主意の説明がなされ（4月8日状）、早速アクションを起こすが（同15日状）、吉田と森の議論が決着せず「内外齟齬」するようになる（同17日状）。そして、「吉田少輔より書翰到来彌一手渡歐に決せしよし 森内外を不關國債一條に付新聞を出し不都合不少」である（5月3日状）。

こうして吉田は、森の妨害によってアメリカでの起債をあきらめ、5月にはイギリスに向かうが、最終的にまとまるのは、翌明治6年1月のことであった（『公文録・明治6年』, 第93巻（明治6年4月・外務省伺録）, 件名番号009）。すなわち、外務省大少丞から太政官史官あて文書（明治6年4月14日付）には、「先般為公債派出相成候吉田大蔵少輔儀英國へ着後追々其筋へ探索及ヒ終ニ廉利借入ノ儀都合相成候旨英國公使館ヨリ別紙寫ノ通り申越・・・」とあり、その別紙には「一昨年春頃ヨリ公債ノ為吉田大蔵少輔御發遣相成米國ニテハ右ノ都合不相調候ニ付當國ニテ同人其筋へ廉利借入ノ都合探索ニ及漸正月十三日公使調印渡ニテ・・・」と記載されているのである。利息は、「各國ニテ信用ヲ得ル國ニ非サレハ如此廉利ニテハ難借入由世評有之候」であった。

この件に関して、『公文別録・太政官（明治5年～明治10年）』, 第5巻には、「（件名番号069）日本及各国公債比較表」が採録されている。大蔵省・外国人雇いウィリアムが作成した公債比較表に、洪澤栄一・正五位の表書き（明治6年3月4日付、太政官正院あて）が付けられたものである。公債比較表を記載した文書の前文には、吉田大蔵少輔が1873年1月に7分の利息で公債を約定したことを電信で連絡してきた旨も述べられている。

第3表の「上欄」は、この公債比較表の原データを「参考欄」の形式に整理し直したものである。「参考欄」の公債は、1873年のものであるが、「上欄」は、1861年～1873年までと統一性はない。「発行金利」は、公債の償還条件が不明であることから、永久債とみなして「クーポン÷発行価格」を計算し、これを原データと比較した。小数点4位以下に差異が出る程度であったので、「発行金利」欄には、原データをそのまま計上した。

この公債は、1870（明治3）年の外債発行（100万ポンド、償還期間13年、年利9%、担保：関税収入）に次ぐ2番目の外債発行であった。日本人（吉田大蔵少輔）の手による国際市場（ロンドン市場）での最初の起債であった。この外債は、（第3表の表記とは異なり）ポンド建てで「240万ポンド（1,171万円）」が発行され、発行条件は、「償還期間25年、発行価格：額面の92.5%、年利7%、利払い：半年ごと、元金支払い：2年半後から開始、担保：米」であった（富田（2005））。第3表の発行金利を見ると、スペインやトルコよりも低く、ほぼエジプト並みであったが、これ以外の国と比較すればはるかに高かったのである。1876年には、トルコとエジプトがデフォルト

に陥ったとされることから（富田（2005））、日本は、国際金融市場からデフォルト寸前の国と見なされ、高い信用プレミアムを支払うことを余儀なくされていたのである。ちなみに、当時、最も信用力が高かった「3%ソブリン公債（イギリス）」の金利は、3.20～3.27%で推移していたのである。

吉田がアメリカでの起債に失敗した原因は、森による妨害活動がすべてではない。初めのバンク・オブ・カリフォルニアとの交渉では、公債発行額を100万ドル（目的の10分の1）までに限定とすれば約定は可能であったが、12%の金利でないと1,000万ドルの資金調達是不可能であったのである。日本経済に対する信用力のなさから、アメリカでの巨額の資金調達にも、高い信用プレミアムを必要としたのである。吉田清成の手による、いわゆる「七分利付外債」については、これ以外にも財政学・日本経済史の観点から分析検討すべき点が多く残されているが、本稿の趣旨から外れることから、これ以上に立ち入ることはしないで、本論に戻ろう。

話を前年に戻すと、岩倉使節団との不協和・森の辞職願の提出の経緯や吉田清成・大蔵少輔に対する職務妨害の詳細が外務省に伝わっていなかったためか、明治5年4月18日、森有禮は、中辨務使に昇格する⁷⁾。もっとも、4月25日に外務大輔・寺島宗則が大辨務使（イギリス）に任ぜられ、

第3表 公債比較表

		クーポン	発行価格	発行金利	発行額
	単位	%		%	百万ドル
日本		7.0	92.5	7.56756	10.0
エジプト		7.0	91.666	7.63636	317.0
ロシア		4.75	86.87	5.46762	240.0
フランス		5.333	84.0	6.34881	100.5
ブラジル		5.0	81.5	6.13497	49.8
イタリア		5.2	75.42	6.89472	641.0
トルコ		6.0	66.5	9.02255	139.6
スペイン		4.5	55.5	8.10810	116.5
(参考)		クーポン	発行価格	発行金利	発行額
	単位	%		%	百万ポンド
アメリカ		5.0	102.375	4.9	60.0
チリ		6.0	89.5	6.7	2.0
アルゼンチン		5.0	94.0	5.3	2.0
ハンガリー		5.0	80.0	6.3	5.0
資料出所	上段：『公文別録・太政官（明治5年～明治10年）』， 第5巻，件名番号069 参考欄：富田（2005）				

7) このパラグラフの4月18日、4月25日及び5月3日の件は、『職務進退・叙任録（明治5年1月～5月）』のpp.144-145, pp.153-154, 及びp.166による。10月14日、19日及び10月25日の件は、『職務進退・叙任録（明治5年6月～12月）』のp.153, p.158, p.及びp.167による。また、上野と矢野の件は、『公文録・明治5年』，第7巻（明治5年9・10月 外務省伺）の件名番号029・037にも記載がある。『諸官進退・諸官進退状』，第6・7・11巻にも、これらの記載がある。

5月3日には少辨務使・鮫島尚信も中辨務使（フランス・ドイツ）に昇格していたことからすれば、これらの人事は、外務省内の通常人事の一環であったかもしれない。ところが、10月14日には、大中少辨務使・大少記等が廃止され特命全権公使・辨理公使・代理公使等が置かれたことにともない、大辨務使の寺島宗則は「特命全権公使」に、中辨務使の鮫島尚信は「辨理公使」に横滑りするものの、森有禮は、少辨務使相当の「代理公使」とされ、事実上の降格処分であった。しかも、1週間後の10月19日には、5月に大蔵少輔から外務省に転じた上野景範に対して「辨理公使（アメリカ）」の辞令が出される。同月25日には、矢野次郎（二郎）も外務省に入省（二等書記官）、上野景範に随行してのアメリカ勤務を命じられたのである⁸⁾。

上野景範は、森よりも3歳年長ではあったが、文久3（1861）年、森が17歳で英学を志した時の「師」であり、「峻厳な師の礼をもって接した」のであった（犬塚（1986）、p.14）。森の更迭人事としては絶妙な人事ではあったが、1か月後には、この人事が凍結される。すなわち、明治5年11月18日、外務卿・副島種臣が清国使節を命じられ、翌年2月24日には特命全権大使に任じられ、3月9日には全権委任の権限を与えられる。明治4年に締結された日清修好条規の批准書交換と、明治7年の台湾出兵の発端となる宮古島島民漂流事件（明治4年11月）を打開するためであった。外務省では、外務大輔・山口尚芳が岩倉使節団副使として訪欧中であったために、副島種臣の清国派遣により、現在の大臣・次官に相当する卿・大輔が長期に欠く事態となったのである。上野景範は、従僕1人を連れての渡米準備をしていたが、これを回避すべく、11月26日、辨理公使と同格（3等官）の外務少輔に任じられ⁹⁾、外務省留守チームのトップになる（事実、後日、「外務卿代理」・外務少輔上野景範として太政官あての伺書を出すことになる）。これにともない、上野景範随員の二等書記官・矢野次郎の渡米も延期される。

明治5年7月の少辨務使解任を求めた森有禮であったが、こうした事情から引き続き「代理公使」を務めることになる。しかしながら、東京の詳細な事情をよく知らない森は、明治6年2月3

8) 明治8年9月、商法講習所（一橋大学の前身）は、富田鐵之助の尽力によってホイットニーを外国人教師として迎え、「形式的には」森の私塾として創設され、東京府知事・大久保一翁の助言により東京会議所（会頭・洪澤栄一）の経済的支援の下に運営されていたが、明治9年5月に東京府に移管されるとともに、矢野次郎（二郎）は、洪澤栄一と副会頭・益田孝（現在の三井物産や日本経済新聞の前身を設立：矢野の義弟）の推薦により、所長に就任している（『商法講習所』、pp.30-51及び『一橋大学百二十年史』、pp.2-13）。なお、『商法講習所』では、矢野が森代理公使の「臨時代理」や商法講習所所長を務めたことから、矢野の外務省入省が森の勧めによるとしているが（p.51）、本稿の種々の考察からするとその可能性は低く、むしろ洪澤栄一や勝海舟の推薦によるとの見解のほうに分があるように思われる。

9) このパラグラフの11月18日及び11月26日の件は、『職務進退・叙任録（明治5年6月～12月）』のp.198及びp.204による（『諸官進退・諸官進退状』、第11巻にも、日付は1日違いではあるが、ほぼ同文が記載されている）。従僕への渡米の件は、『公文録・明治5年』、第8巻（明治5年11月 外務省伺）の件名番号006による。明治5年12月3日から太陽暦が採用されたことから、これに続く公文録は、『公文録・明治6年』、第91巻（明治6年1月～2月 外務省伺録）となるが、その冒頭は、「上野少輔父死亡届（件名番号002）」である。明治6年2月24日の件は、『職務進退・叙任録（明治6年1月～8月）』のp.52に、また、3月9日の件は『公文録・明治6年』、第92巻（明治6年3月 外務省伺録）の件名番号011による。

日、外務卿あてに「一時帰国の許可願いと来月に日本に向けて出帆」の旨の電報を発信する¹⁰⁾。他方、東京では日米郵便交換条約の最終段階に達していたことから、その交渉の場をアメリカに移すことを決め、森に対して、明治6年2月22日、日米郵便交換条約締結の全権を付与する。ところが、この委任状がワシントンに届くのは4月中旬であったから、森は、(多分にこの委任状の件を知らずに、正式の許可がないまま)一時帰国を決断し、3月17日、高木三郎にその間の代理公使「臨時代理」を委任する¹¹⁾。すなわち、『公文録・明治6年』、第94巻では、「余森有禮一旦歸朝に付其間貴氏……臨時代理公使の職相任候公使館の公印を此に附し以て之を證とす」である。これには別紙が付けられ、日米の外務省・公使館関係の事務等の委任事項が記載されている。森は、これに先立ち、13日にはハミルトン国務長官あてに一時帰国と高木三郎の臨時代理を書面で伝え、翌日には同意を書面で得ていたのである(特命全権公使は、相手国の元首に対して信任状を提出するのに対して、代理公使の提出先は、相手国の外務大臣・国務長官である)。公式には、こうした種々の文書(日米郵便交換条約交渉にあたっていた駆遣寮外国人雇のブライアンからの問い合わせを含むデジタル版総数15ページ)に上野外務少輔が表書き(4月30日付)を付け、太政官正院に提出し、5月8日に太政大臣の承認を得たのである。

この公式の職務命令は、(何故か)前日の5月7日付である、すなわち、
「五月七日 在米代理公使森有禮歸朝中公館事務代理ヲ外務省九等出使高木三郎ニ命ス」
である(『太政類典(第2編)』、第83巻、件番号077)。高木は、このようにして、公式にアメリカ公使館の「事務代理」となる。なお、これに添付された外務省届の冒頭には、「森代理公使一時歸朝トシテ歐州へ向フ」とあり、森のヨーロッパ経由での帰国も、この時に初めて公式に承認されたのである。

森有禮は、こうして自分自身の一時帰国と高木の臨時代理についての事務的準備を終えると、公式の承認を待たずに、3月29日、アメリカを立ちヨーロッパに向かう¹²⁾。岩倉使節団のヨーロッパでの交渉成果を自分自身で確認するとともに、ハーバード・スペンサーに会い、日本の制度の再組織化についての意見を聞くためであった(犬塚(1986)、pp.158-159)。ヨーロッパには2か月ほど滞在した後、6月8日、岩倉使節団に先立って帰国する副詞・木戸孝允とともに、マルセユから帰国の途につき、7月23日に帰朝する。

帰国後の森は、「待命、処分待ちであったが」、明治6年10月、いわゆる「明治六年の政変」が起り、「副島に代わって、寺島宗則が参議兼外務卿に就任したため、謹慎を免れ(犬塚(1986)、p.165)」、12月12日、代理公使と同格(4等官)の外務大丞にスライドしたのである。

10) 電信の件は、『公文録・明治6年』、第99巻の「(件番号013)森代理公使歸朝ノ儀米國ヨリ電報」による。また、日米郵便交換条約締結の全権付与の件は、『森有禮全集2』の「履歴書」欄(pp.217-218)及び『公文録・明治7年』、第30巻(明治7年8月・外務省伺)の「件番号002」の採録された文書による。

11) 「臨時代理(事務代理)」委任の件は、『公文録・明治6年』、第94巻、件番号002による。ただし、委任状は、『高木三郎翁小傳』、p.48から引用した。

12) このパラグラフの3月29日のアメリカ出発の件は、註11)の第94巻に採録されてブライアン書簡による。6月8日・7月23日の件は、『木戸孝允日記 二』、『森有禮全集2』、犬塚(1986)による。

4 「学制二編」と森有禮・富田鐵之助

すでに述べたように、富田鐵之助は、明治5年2月、特命全権大使よりニューヨーク在留の領事心得に任じられたが、その岩倉具視特命全権大使の一行も、7月3日（1872年8月6日）、ほぼ半年に及ぶアメリカ滞在を終えイギリスへ向かう。こうして、大使一行の接遇という最大の任務も無事に終わり、通常の領事活動が始まる。また、同じ明治5年2月、富田ら12名が特命全権大使より「官費留学規則取締」に任じられたが、この半数以上が岩倉使節団と行動をとるようになったことから、使節団の滞米中から「官費留学規則取締」の実質的運営・決定は、森・富田・高木等の公使館・領事館職員によって行われたと思われるのである。この時の経験を踏まえた富田のニューヨーク在留領事心得としての最大の業績は、森代理公使等とともに「学制二編」の条文化に寄与したことである。富田は、アメリカ留学生について彼らを監督する立場から常々意見をもち、かつ現場の視点から「米國留學生會計規則（案）」や「米國公費留學生證書の雛形（案）」を考えていたのである。森は、富田に留学生の取り扱いを指示する一方で、富田の考え方にコメントを付け、10月21日、外務省へ書簡を送る。この富田や森の考え方が、翌年3月の「学制二編」に盛り込まれるのである。以下では、この経緯を述べる。

明治5年8月2日、「必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」で知られる「学制（太政官第214号）」が公布され、近代的学校教育制度がスタートした。この「学制」は、109章（条）から構成され、大別すると「大中小学区」、「学校（小学・中学・大学）」、「教員」、「生徒及び試業」、「海外留学生規則」、「学費」の6項目が規定されている（『法令全書 明治5年』、pp.146-171）。

明治6年3月18日には、「海外留学生規則」、「神官僧侶学校」、「学科卒業証書」に関する条文が追加され、「学制二編（文部省第30号）」として文部省から布達されているが、その中心は、「海外留学生規則」にあった（『法令全書 明治6年』、pp.1461-1478）。まず、文部省は、この「海外留学生規則」を策定するにあたり、明治5年9月25日、各国在留の辦務使に対して、「今般學制御確定ニ付海外留學生徒改正ノ儀正院へ申上ノ趣意ハ先便委曲申入置候處差向キ左ノ通處分可有之候」の書き出しで始まる10項目の依頼事項を記載した書簡を送る（『法令全書 明治5年』、pp.1388-1389）。

これに対して、寺島宗則・特命全権公使や森有禮・代理公使に加え、在英中の伊藤博文・岩倉使節団副使からも、意見や提案が寄せられる。すなわち、『公文録・明治6年』、第51巻の「(件名番号001) 留學生学資輸送等ノ儀森代理公使協議」、「(件名番号002) 留學生ノ儀ニ付特命全権大副使寺島全権公使合議草案」、「(件名番号003) 留學生ノ儀ニ付伊藤副使并倫敦博士チャルレスタラム建議」及び「(件名番号004) 生徒帰朝御達ニ付森代理公使意見」がこれである。これらの提出の日付は、いずれも明治5年10月下旬、もしくは11月上旬であるが、イギリス関連の草案等は、正院や参議・文部卿に「直接に」提出されているのに対して、アメリカ関連の意見等（「件名番号001」のニューヨーク領事心得富田鐵之助の意見・提案等を含む）は、いったん外務省に送付された後に、翌明治6年2月に、改めて外務省（外務卿）から正院を経て文部省に伝えられているのである。

文部省では、これらの意見や提案を「文部省評議」を開いて検討・取捨選択した後、明治6年3月8日、文部卿大木喬任から正院あてに「特命全權副使伊藤博文特命全權公使寺島宗則代理公使森有禮並ニ領事心得富田鐵之助等ヨリ進達書類追々御廻相成」の書き出しで始まる「海外留學生所分之儀ニ付伊藤特命全權副使等江回答云々申上」を提出し、意見を寄せた各人にも、「天」、「地」、「人」に区分して、個別に回答している（「(件名番号005)前条四件復議上申」）。そして、この10日後には「学制二編（文部省第30号）」の「海外留學生規則」を布達する。

森への回答（「地」）は、「第1号（件名番号001に対する回答）と第2号（件名番号004に対する回答）」とに分かれる。件名番号001は、留學生に対する学資配分について森有禮代理公使と富田鐵之助領事心得が協議した結果の報告であった。すなわち、明治5年10月5日、富田が「意見書」に「米國留學生會計規則（案）」と「米國公費留學生證書の雛形（案）」を付し森に提出したことから、森は、10月9日、富田に対して「本邦政府ヨリ一定之規則來達マデ」と限定しながら4項目の指示を出し、10月21日には、富田案と森の指示内容を記載した書簡を外務卿あてに送ったのである。

森から富田への指示4項目は、すべて「学制二編」の第138・139・140章（但し書き含む）として採択された。例えば、「公費留學生学資金ハ西曆每三ヶ月即第二月朔第五月朔第八月朔及ヒ十一月朔四度ニ配達之事」は¹³⁾、「第138章 官撰留學生学資金領事館ヨリ諸生徒へ配達スルハ毎年第二月一日第五月一日第八月一日十一月一日ノ四度ト定ムヘシ」である。

富田の「意見書」の中では、領事館が（変名ではない）正しい姓名や留学先を把握することや公費留學生への学資配達の点から、「留學生證書」の件が重要であった。この件は、「学制二編」の第121・122章として採択され、富田の「米國公費留學生證書の雛形（案）」も、文部省でさらに形を整えられ、「留學生證書」様式として条文本文の中で規定されることになった。

領事館では、公費留學生学資金の文部省からの送金も、領事館の資金繰りの点から重要であった。富田は「4月と10月」の送金を希望したのに対して、森は「毎年一度」のコメントを付していた。文部省評議の結果、第129章には、「文部省が横浜のオリエンタル・バンクに年2回（6月と12月）振り込むことにより、各国領事館に送金される」旨が規定されることになったのである。

アメリカからの帰国旅費を450円とすること、また留学中の病気その他のために予備金を預かることに関しては、第119章において「往返途中ノ旅費米國ハ金貨四百五十圓」と規定され、また第116章において「疾病事故ノ爲又學科ニ因テ書器費用ノ爲」として「豫備金三百圓」が規定され、第117章には、この公私予備金を領事館預かりとし、規則に従って渡すべき旨も規定された。

また、富田は「洋銀ト米金之相場ハ六分 ホルセント ト相定メ申度候」という考えであったが¹⁴⁾、森のコメントは「学資金ハ惣テ我金円ヲ以被渡其時之相場必記領事官へ廻達之事」であった。森のコメントに従って、第120章では、留學生への送金額は「金円」で決められることになり、

13) 以下の引用は、すべて件名番号001による（件名番号004では、「留學生」や「學資金」等々のように一部の漢字表記が異なっている）。

14) 洋銀（メキシコ銀貨）とアメリカ金貨の交換比率については、高橋（2014b）を参照のこと。

為替会社で相手国通貨に交換の上（為替相場の詳細を付して）「手形」で各国領事館に送られることが規定された。

また、富田の「米國留學生會計規則（案）」は、15条で構成されていたが、テクニカルな提案であったためか、第1・3・5・7・8・9条は、「学制二編」の第125・127・138（但し書き）・142・141章として採択されている。例えば、第1条の「留學生新克府着之上領事館之名冊へ自カラ姓名ヲ書記ヘキ事」は、「第125章 公私留學生其國へ到着セハ領事館ニ出テ文部省ノ證書ヲ達シ館中名簿ニ苗字名ヲ自記シ且在留國大禁ノ概略ヲ聞クヘシ」であり、また、第7条の「留學生十九歳以下ナレハ辦務使ヨリ後見命シタル者エ學資相渡候事」は、「第142章 十九歳以下ノ留學生アレハ領事官ヨリ他生徒ノ中ヨリ其後見人ヲ命シ學費ハ後見人ヘ渡スヘシ」である。

さらに、富田の第10条（留學生の転居届の件）や第11条（姓名やその英文スペルの変更の件）も、第135章や第113章として採択されているが、「学制二編」では「第135章 ……領事館ヨリ文部省ニ報知スヘシ」のように、領事館から文部省への報告義務も盛り込まれている。第12・13・14条は、中途帰国・病気私用による帰国・帰国旅費に関する意見であったが、第143・144・145・119章として採択されている。例えば、「第143章 官撰留學生ハ官命ノ外年限中半途帰朝ヲ許サス故ニ私願ヲ以テ半途帰朝ヲ乞フモノハ旅費ヲ渡サス」である。

森への回答の第2号は、海外留學生派遣方針等に関する3項目の意見と留學生の学力や富裕者の公費留学等に関する5項目の意見に対する回答であった。文部省の「中学普通科以下修業ノ者ハ一般帰朝」の派遣方針に対しては、表現は異なるもののイギリスの伊藤特命全權副使と寺島全權公使も、森と同様にややネガティブな意見を出したことから、文部省も評議の結果、「我カ本邦留學生ハ彼國生徒ト異ナリ先ツ初等即チ下等學校「イレメントリー」或ハ「ブライメリー」等ニ入り次ニ中等學校即チ「ミツドル」或ハ「グランマルスクール」等ニ登リ順序ニ卒業不致トモ當人之望ニ任セ上學校即チ專門學校「コルレージ」或ハ「ユニベルシティー」等へ直ニ入學致シ授業講義等聴聞致候者モ不少却テ夫等ノ人物ヨリ學業優等之者ニテ先ツ小學ニ入り順序ヲ逐ヒ修業致居候者モ有之……今般改正之主意ハ学制ニ據リ規律ヲ立候事ニテ」と方針を変更し、これを両者に「朱書き」で伝えている。また、森は、富裕者の公費留学に関して、三条・岩倉・西郷その他の子弟にも例外に扱わずに、「親戚ニ三千圓以上ノ入りアル者ハ公費ヲ止メ」といった当時としてはドラステックな意見も述べているが、文部省評議は、「この弊害については承知しているが、条文については、後で文部省から通知する」ということになった。

伊藤は、外国留學生の弊害を述べるとともに、日本人留學生の教育に携わっていたチャールズ・グラハムの意見を添付した書簡（明治5年11月4日付）をロンドンから大隈参議・大木文部卿・井上大蔵大輔あてに送っているが、これに対する文部省の回答（「人」）は、「我文部省ノ見ニ相符スルヲ喜フ」とし、前年から施行した学制の概略を陳べて、よりいっそうの理解を求めている。

伊藤・寺島に対する文部省の回答（「天」）は、海外留學生派遣方針、「外國學生派出之規則（案）」、「外國留學生規則（案）」に対する回答である。最重要項目の海外留學生派遣方針については、当然ことながら、森への回答とまったく同じであり、これを「朱書き」し伝えている。「外國學

生派出之規則(案)」の7項目のうち、1項目はすでに第81章として施行されていたが、残る6項目が、学制二編(第137・116・117・115・121・127章)として採択されている。また、「外國留學生規則(案)」に関しては、10項目のうち2項目が、すでに第82・86章として施行されていたが、6項目が、新たに学制二編(第135・136・137・138・142・145章)として採択されている。この2つの「規則(案)」は、富田とも共通する意見(案)が多いことから、第116・117・121・127・135・138・141・142章の8章の成文化は、富田と寺島、そして文部省の合作と考えてもよいであろう。

「学制二編」の「海外留學生規則」においては、第110章～第153章が追加布達された。上で紹介したように、自らの留学経験の上に留學生監督者となった森と富田の意見は、ほとんどが採択され、20を超える条文(追加布達条文の半数以上、うち富田の素案が4割以上)として成文化されたのである。また、伊藤・寺島からのテクニカルな提案も、同様に10項目を超えるものが条文となった。両者の重複を除いても、米英公使館の25項目余の意見・提案が採択され、成文化されることとなったのである(「海外留學生規則」の6割超となった)。まさに、「学制二編」は、「教育・留學政策を決定する文部省」と「海外留學生を監督する公使館(外務省)」とのコラボレーションの結果であった。

5 ニューヨーク領事館

(1) ニューヨーク副領事発令

富田鐵之助は、明治5年2月、特命全權大使よりニューヨーク在留の領事心得に任じられる。領事業務にも精通し、1年後の明治6年2月20日には「副領事(ニューヨーク)」に任じられる。3月7日にはニューヨーク在留副領事に対する委任状案が奉勅・裁可され、3月9日には領事館予算も示達される。(『公文録・明治6年』、第92巻の「(件名番号005) 紐育在勤富田副領事へ御委任状」及び「(件名番号009) 米國紐育領事館費用ノ儀伺」)。後述するように、上司の森有禮代理公使がアメリカを離れるほぼ1か月前の副領事任命であった。

これまで、本稿では『東京府知事履歴書(富田鐵之助履歴)』に基づき、富田の副領事任命の日を明治6年2月20日としてきたが、今回、『諸官進退・諸官進退状 第12巻(明治6年1～2月)』からも富田の辞令を抽出し確認することができたので(p.130)、ここで紹介する。すなわち、太政官の(縦罫線)所定用紙1枚には富田ただ一人について

「
富田鍔之助
六年二月廿日
任、副領事
米國紐育在勤
」

記録されているのである。この記録では、富田鐵之助ではなく、富田鍔之助となっている。『職務進退・叙任録』でも、富田鍔之助であるが、辦理公使・佐野常民に対する「工部省御用掛」兼務の辞令等とともに、明治6年2月19日の欄に記載されている。

『公文録・明治6年』、第92巻の「件名番号005」には、日米両国民の「親昵ヲ厚クシ交誼ヲ深

クシ」、アメリカでの「我國民ノ商業ヲ盛大ニ至ラシメン為」にニューヨークに領事を置く必要があること、「英敏篤實ナルヲ信愛シ」富田鐵之助を副領事に任ずること、アメリカ（ニューヨーク）に居住し商業活動を行っている日本国民の「権理及商船貨財貿易等ヲ保護シ其自由ヲ充分ナラシメント盡力スヘキ特權ヲ」与えることが記載されている。外務卿副島種臣から奉勅され、「東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈴ス」である。この「御諱國璽」の日付は、3月7日である。

同じ公文録の「件名番号009」の第1文書は、2月20日、外務卿副島種臣が正院に対してニューヨーク領事館の予算請求（年間・洋銀6,429元、また領事館内の諸具購入代として一時金1,200元）した文書であるが、「米國在留富田鐵之助副領事ニ被任」の書き出しから始まっているのである。これに対して正院は、2月22日、これを大蔵省の渋澤栄一（正五位）に回付し意見を求めたところ（第3文書）、27日に渋澤からコメントが寄せられ（第4文書）、3月9日に決着している（第2文書）。洋銀6,429元の予算要求の中には、富田と領事館職員の給料も入っていたので、領事館予算からこれを除いた副領事の在勤手当1,500ドルと物件費480ドル（要求の4分の1に減額）の計1,980ドルが（仮）示達された。領事館立ち上げの諸具購入代（一時金）1,200ドルは、全額が了承された¹⁵⁾。

(2) ニューヨーク領事館報告書第1号

ニューヨーク領事館は、明治6年5月25日から活動を開始し、ほぼ半年後には、副領事富田鐵之助から外務卿寺島宗則あてに「在紐育領事館報告書第一號（明治6年12月31日付）」が提出されている。さらに、4か月後の明治7年5月8日にはこれに1枚の表書きがつけられ、外務卿寺島宗則から太政大臣三條實美に提出されている。外務卿からは、内務・大蔵両省にも伝達してほしい旨が述べられ、6月4日になって両省にも回付されている（『公文録・明治7年』、第25巻（明治7年5月・外務省伺一）の「(件名番号009) 紐育領事館報告書内務大蔵両省へ御達ノ儀上陳」)。

この領事館報告書第1号は、領事館の一般的概況報告のほかに、「紐育府商業ノ景況」と「日本産茶并生糸ノ景況」のレポートから構成されている。

この一般的概況報告によれば、領事館は、副領事富田鐵之助、アメリカ人雇入ウィリレムイ・チャーチの2人体制であり¹⁶⁾、また、明治6年12月31日のニューヨーク在留の日本人は、94名（官員5名、男85名、女4名）であった。

「紐育府商業ノ景況」には、ニューヨークの人口115万人等の報告のほか、日米両国の貿易物品細目表が付されている¹⁷⁾。アメリカから日本への輸出額は、806万5,725 USドル、日本からの輸

15) 東京日日新聞（明治6年6月10日付）に掲載された「明治六年歳入出見込會表（日本で最初の政府予算）」によれば、「紐育外六港領事官」の予算は、2万160円であった。

16) 日本人書記生が「欠員」であったことから、富田はその補充を要望していたが、これが実現するのは、明治7年10月17日の外務2等書記生・深澤勝典の辞令発令にまで待たなければならなかった（『職務進退・叙任録（明治7年9月29日-12月29日）』）。

17) この貿易物品細目表（報告書の第5表）には、明治6年7月から明治7年6月30日までの12か月と記されている。領事報告日とのあいだで齟齬が見られるが、富田の誤記か公文録編集者の転記ミスなのいずれかと思われる。

第4表 日米貿易物品表 金額：USドル 数量：ポンド

	日本への輸出品	金額	数量	日本からの輸入品	金額	数量
				<非関税品>		
1	製皮	170,227	491,905	茶	6,843,500	17,829,696
2	油	141,956		生糸	240,964	40,936
3	鉄・鋳鉄諸種	118,974		雑物	218,088	
4	掛け時計	72,310		樟脳	118,751	903,652
5	食物	68,404		木綿・麻布類	42,399	2,809,482
6	プレート・プレート種	63,790		アメリカ産物帰港諸品	29,238	
7	ランプ	58,495		錫諸類	28,613	
8	ガラス・ガラス器具	58,449		毛皮類	18,063	
9	書籍	45,203		製薬品・絵具	7,101	
10	紙・文墨諸具	44,041		家具	2,736	
11	木綿	35,345		コーヒー	883	4,540
12	その他	290,778				
	小計	1,167,972		小計	7,550,336	
				<関税品>		
1				銅・鋳銅	87,665	522,603
2				小間物	84,722	
3				米	55,966	3,728,424
4				その他	125,105	
				小計	353,458	
	日本への輸出 計	1,167,972		日本からの輸入 計	7,903,794	
				(対日貿易収支)	△ 6,735,822	
	<金銀貨取引> 金銀	6,496,086		<金銀貨取引> 金	335,500	
				金貨	1,007,630	
				銀貨	6,450	
	小計	6,496,086		小計	1,349,580	
	合計	7,664,058		合計	9,253,374	
	うち			うち		
		7,601,814 (アメリカ船)			5,775,302 (アメリカ船)	
		63,244 (他国船)			3,478,072 (他国船)	

入額は、925万3,374 USドルであった。

第4表は、領事館報告書第1号の第5表を本稿の趣旨に即して整理し直したものである。すなわち、上の輸出額・輸入額には、貿易決済のための金貨・銀貨等も含まれているので、これを下欄に別に区分し直したものである。第4表のアメリカの輸入額は、非関税品755万USドル余、関税品35万USドル余の合計790万USドル余であり、これに対する日本側への支払いは、(過年度の調

整分を含め) 650万USドル弱であった。他方、日本へ輸出額は、117万USドル弱に過ぎないが、(貿易外取引を含め) 135万USドル弱を受け取っている。

従って、日本の対米輸出超過額は、673万USドル余(515万USドル余の金銀貨での純受取)となる。対米輸出品の中には、「コーヒー」や「米」等も見られるが¹⁸⁾、最大の輸出品は、何といっても「茶」であった。すなわち、「茶」の輸出額は、日本の対米輸出超過額にほぼ相当する680万USドル超(輸出額のほぼ90%)に達したのである。次が「生糸」であるが、この年は、たまたま24万USドル余と「茶」輸出のほぼ30分の1に停滞していた。

このように「茶」や「生糸」が日本の主要な輸出品であったことから、領事館報告書には、「日本産茶并生糸ノ景況」と題する特別リポートも添付されたのである。この前半には、アメリカにおける日本産茶の概況報告や領事コメントとともに、1860年から1873年まで日本茶の輸入量や1867年から1873年までの日本茶の価格(問屋中値平均)も記載されている。領事コメントで注目すべき点は、良品の日本茶の輸出の奨励である。すなわち、日本茶は優れているけれども、「支那ノ偽製に比して上品」であって極めて良品というわけではないので深く注意して「精又精を加え国産ノ名譽を永ク日本商賈ノ手に保有せんを計ん事交易の一大緊要也」である(この後に、支那茶商が抹塵と碎茶を雑合して装箱しウーロン茶として輸出しているとして、3つの雑合の仕方を図解している)。

さらに、「日本産茶并生糸ノ景況」の後半には、改めて「日本生糸之景況」の見出しを付けた後に、生糸の概況報告や、富田がアメリカ生糸公会社やニューヨーク生糸商レッチャヅリンへ送った書簡の訳文が記載されているのである。この書簡の訳文の末尾には、生糸は、ヨーロッパ製にならって注意を払って製造すれば「支那歐州産生糸のおよぶ所に無之遙かに上等たる事論を俟たズ」とあり、これが領事コメントに代わる結論でもあった。

(3)東京日日新聞

この領事館報告書第1号の「日本産茶并生糸ノ景況」は、東京日日新聞(明治7年5月19日)の「江湖信報」欄に「在紐育日本領事館報告書中日本産茶并ニ生糸ノ景況」と題して掲載されている(この東京日日新聞の記事掲載を指摘したのは、吉野(1974), pp.31-32である)。両者を比較すると、いくぶんかの表記上の差異があることを除き、同文が掲載されている¹⁹⁾。

外務卿寺島宗則から太政大臣三條實美への領事館報告書第1号の提出は、明治7年5月8日であり、太政官史官から内務・大蔵両省(内務大少丞・大蔵大少丞)へ公式に回付されたのは、6月4日のことであったことから、内務・大蔵両省への公式の回付前に、領事館報告書第1号の「日本産茶并生糸ノ景況」が東京日日新聞に掲載されたことになる。

18) コーヒーの日本での栽培は、明治11年に小笠原で試みられたとされているので、日本からの「コーヒー」の輸出は、ジャワ産品等をアメリカに再輸出した可能性が高い。

19) 領事館報告書第1号では、「手書き文書」、「ひながらカタカナまじり文」、「之」、「事」、「鉄之助」、「日本無色茶合衆國へ輸入ノ量」等となっているのに対して、東京日日新聞では、「活字印刷」、「カタカナまじり文」、「此」、「フ」、「鐵之助」、「日本無色茶合衆國へ輸入表」等となっている。

東京日日新聞は、明治5年2月21日（1872年3月29日）から発行された新聞であるが、のちに新聞の題字を「官許 東京日々新聞」と改めることから分かるように、政府広報の役目も担った新聞であった。紙面トップの「公開」欄は、まさに現在でいう「官報」にあたるものであった。これ以外では「江湖信報」、「海外新報」、「審理公判」、「物価日報」、「諭言一則」「投書」の各コラムが設けられ、発刊日によってコラムが選択・編集されていた。また、紙面の最後には、現在の「新聞広告」に相当する「報告」欄も設けられていた。発行当初は、表1枚刷りの新聞であったが、次第に紙面が充実し、明治6（1873）年3月2日号からは、精巧な活字による（表裏）両面印刷で発行されている。ちなみに、この時の新聞の定価は、1枚1銭6厘（定期購読は、1か月38銭、半年2円、1年3円50銭）であった。さらに、明治7年12月2日号からは、再度、新聞の題字を「東京日日新聞」と改められ、題字の「官許」に替わり、新聞末尾の発行所欄には「太政官記事印行御用」と印刷され、縦長版4ページの紙面構成で発行されている。

東京日日新聞は、このような政治的立場の新聞ではあったが、「茶」に関する掲載記事は、明治7年においては、「日本産茶并生糸ノ景況」掲載直後の明治7年5月22日の1件（紅茶の製法に適した茶葉）に過ぎない。

「生糸」に関しては、当時の産業上の重要性から、明治6年頃から掲載が始まっている。まず、2月12日には、1月30日制定の「生絲製造取締規則」の全文を掲載している。生糸は、日本の名産品であるが近年の製造法が「塵抹ニ相流レ随テ品位相劣リ加フルニ詐偽ノ所業」もあるとの認識からの規則制定であった。この規則の目的が、製造責任の重視と印紙税納入の確保にあったことから²⁰、「製造人封印」・「印紙貼付」が導入されたのであった。この規則には、生糸の形状ごとに「封印」・「貼付」場所を示すイラストも添付されているが、東京日日新聞にもこのイラストも省略されずに印刷されていたのである²¹。さらに、6月2日と7月9日にも、この規則の関連事項（開港場・生糸改会社・海外輸出等）が掲載されている。

明治6年9月18日付の東京日日新聞では、前年から操業を始めた官営富岡製糸場で製造した生糸が、オーストリア博覧会で未曾有の佳品と評価され、イタリアでもイタリア最上の生糸と同等と評価を受けていることも報じている。

「日本産茶并生糸ノ景況」掲載後では、「勸業寮」をニュース・ソースとした明治7年6月5日の「清国生糸の価格下落の件」である。すなわち、「清国領事館からの連絡として、近年、清国の生糸が粗悪になったことから、価格が下落し、また貿易にも適さず、破産する者も出ている。他方、日本の生糸生産は増加しているが、粗悪品を生産すると清国の轍を踏むことになるので、今後とも一層注意して良品を製造する工夫をしてほしい」という内容のものであった。

当時の産業政策上（農業政策上）の大問題は、「生糸」とも関連する「蚕紙（蚕卵紙・蚕種紙）」

20) この規則の主管は大蔵省であった。大蔵省にとっては、税収確保が眼目であり、第12条では、前年に創業した官営富岡製糸場の「生絲なりとも結印紙用方の儀ハ同様」の旨が規定されていた。

21) このイラストは、『官省 規則全書 四篇 五篇編』に採録された「生絲製造取締規則」に添付されているが、『太政類典（第2編）』、第154巻の「生絲製造取締規則」においては、その附属文書に「雛形ノ通」と記載されているのみであり、イラストは添付されていない。

の件であり、東京日日新聞でも、蚕紙に関する掲載記事は枚挙がないが、「茶」と「生糸」の掲載記事は、このように非常に少なかったのである。明治初年の産業振興（外貨獲得）の要点は、茶輸出、生糸輸出、そして蚕紙輸出に尽きるが、明治6・7年には蚕紙輸出に「黄色信号」が灯り始めたのであった。こうした中、茶輸出の隆盛を報告し、良質の茶の製法を奨励し、生糸の上質性を称えた「ニューヨーク領事館報告書第1号（明治6年12月31付）」が出されたのである。

先に述べたように、この領事館報告書第1号は、明治7年5月8日に外務卿から太政大臣に提出されたが、内務・大蔵両省へ公式回付（6月4日）の前の5月19日に東京日日新聞に掲載されている。明治6年の政変や明治7年の佐賀の乱等の政治事項とは異なり、産業振興や外貨獲得の推進に関する事項は、官民一体となって取り組むべき事項であった。しかも、今後の方向性を示した富田鐵之助のコメントは、民への警鐘（かつ処方箋）でもあったことから、内務・大蔵両省へ公式回付をまたずに、茶摘み時期や取繭時期に合わせて掲載したのである。まさにタイムリーな掲載であった。

6 高木三郎と日米郵便交換条約

富田鐵之助や勝小鹿とともに渡米した高木三郎も、前述のように、明治5（1872）年2月16日、特命全権大使よりアメリカ事務使館書記（外務省9等出仕）に任じられる。翌6年3月には、森有禮代理公使の帰朝不在中の「臨時代理」を（森から）委任され、5月に公式には「事務代理」を命じられる。

さらに、6月20日には、太政大臣三条実美から日米郵便交換条約の「事務代理」も委任される（『高木三郎翁小傳』, p.49及び『公文録・明治7年』, 第30巻（明治7年8月・外務省伺）に採録された辞令）。日米郵便交換条約交渉にあっていた駅逦寮外国人雇のブライアンからの問い合わせ（『公文録・明治6年』, 第94巻（明治6年5月 外務省伺録）, 件名番号002に所収）は、任命されたばかりの日米郵便交換条約の責任者たる森有禮代理公使が突然に不在となる事態に直面したブライアンの戸惑いを素直に表しており、これが、高木三郎を森有禮の帰朝不在中の「事務代理」と日米郵便交換条約の「事務代理」とする正式任命にも微妙な影響を及ぼしたのである。すなわち、ブライアンから東京の外務省あて（1873年4月15日付）は、

“Mori left here for Europe twenty ninth ultimo. What shall I do by my instructions I can not act same through Japanese minister here.”

であったが、これに対する上野景範外務少輔からの返信（1873年4月25日付）は、

“Act through one in charge at the Japanese legation in Washington”

であり、また、上野景範からの高木三郎あての指示（1873年5月3日付）は、

“Act instead of Mori in Postal Convention matter.”

である。これらは電信による応答である（ブライアン発出のものは、「電信文」として『公文録・明治7年』, 第30巻（明治7年8月・外務省伺）の「件名番号002」に記録され、その「翻訳文」も採録されている）。駅逦寮外国人雇のブライアンは、東京での外務省と駐日公使デロングとの条約交渉が最終段階に達したことから、森有禮に対する日米郵便交換条約締結の関する委任状（明治6年2月22日付）と外務省からの書簡（同23日付）を携えて、4月14日にワシントン公使館に着

いたのであった。ところが、森は、すでに3月29日にヨーロッパに出発した後であり、日本側の責任者不在では、アメリカ側との「最終交渉」も始められない。こうして高木三郎が森に替わり、条約の最終交渉の責任者に任命されることになる。

先に述べたように、森有禮代理公使は、岩倉使節団との不協和から辞職願を提出し（前年明治5年2月に「7月に解任の願」を提出）、吉田清成とも公債起債をめぐる軋轢を起こしていたことから、森の後任として、明治5年10月に上野景範が辨理公使に任ぜられ、矢野次郎（二郎）・二等書記官も、ワシントン勤務を命じられたのである。ところが、この直後の11月に外務卿・副島種臣が、宮古島島民漂流事件打開等のために、清国使節を命じられたことから（翌年2月24日、特命全権大使）、外務省では、卿・大輔が不在となる事態となり、上野景範が、急きょ、外務少輔に任じられ、辨理公使としての赴任も取りやめになったのである。これに伴い矢野次郎・二等書記官の渡米も延期されたが、矢野は、明治6年3月頃から渡米準備に入る²²⁾。すなわち、「妻携帯」の願（3月24日付）を太政官史官に提出し、同月27日に許可される。4月上旬には、上野景範外務少輔から太政官正院へ（そして太政官正院から大蔵省へ）矢野の妻の旅費支給願いが出され、4月23日に、浅野二等書記生（9等出仕と同じランク）とともに、横浜を出港したのである。

公使不在ならば、公使館の最上位者が職務代理を務めるのが慣例であろう。ワシントン公使館の最上位者は、高木三郎（9等出仕）であったから、森は、高木に臨時代理を依頼し、3月29日に（ヨーロッパ経由で）帰朝の途に着き、他方、外務省では、これまで延期となっていた矢野を急がせ、4月23日に渡米させたのである。ワシントンと東京における独立した判断・決定と、当時の両地間の情報伝達の遅さから、ボタンの掛け違いが起こる。高木三郎について、まず5月に代理公使「事務代理」が公式に追認され、6月に日米郵便交換条約の「事務代理」が任命され、渡米した矢野次郎は、7月9日に代理公使「事務代理」となったのである²³⁾。

日米郵便交換条約は、明治6（1873）年8月6日に、「臨時代理公使 高木三郎」と「合衆國驛通頭 インス・エ・アイ・クレスウキル」との間で合意が成立し、10月12日には、この23条からなる日本語条文・英語条文が、「外務卿代理 外務少輔上野景範」から「太政大臣 三條實美」に

22) このパラグラフ等は、『太政類典・第2編（明治4年～明治10年）』、第83巻、件名番号076・077及び『公文録・明治6年』、第92巻、件名番号033・034による。なお、『一橋大学百二十年史』は、矢野のアメリカ赴任日を、辞令の通りに1872（明治5年）年10月としているが（p.12）、本稿で考察した通り、明治6年4月23日に「出港」している。なお、矢野の「妻携帯の願」の件は、東京日日新聞（明治6年4月6日号）にも掲載されている。

23) 矢野次郎の「事務代理」の件は、註19の件名番号077に添付された「文書」によっているが、翌月の日米郵便交換条約には、高木三郎が「臨時代理公使」として署名していることから、矢野の「事務代理」の件が、いつアメリカへ伝えられたかは不明である。

上申されている²⁴⁾。

この条約の末尾に高木とクレスウキルの署名に続いて、合衆国印とグラント大統領の署名、さらにハミルトン国務長官の署名があったことから、第23条の「此條約ヲ確證スルニ臨シテ雙方ヨリ速ニ手書記名ヲ交付スヘシ」に関する国内手続きについて議論も起きたが、

「朕此條約ヲ定證セン為メ茲ニ大日本國ノ印章ヲ鈴ス

明治七年二月七日

御名 國璽

奉勅 外務卿 寺島宗則印 』

を付す形で決着した。

翌明治7年4月18日には、「臨時代理公使 矢野次郎」と「合衆國驛通長 ジョン・エー・ジー・クレスウエル」との間で批准書が交換され、6月3日には、この旨が「外務卿 寺島宗則」から「太政大臣 三條實美」に上申される。

東京日日新聞（明治7年6月15・16・17日号）も、「太政官布告第62号（明治7年6月7日）」として日米郵便交換条約を取り上げ、3日間に分けて、コメント・解説も付けずに、太政官布告の全文を掲載している。この太政官布告は、『公文録・明治6年』、第103巻や『公文録・明治7年』、第27巻の2に採録された訳文とは、いくぶん、異なっている。例えば、先の第23条の規定は「此條約は批准を受へき者にして雙方共可成丈速に之を交換すへし」に改められており、東京日日新聞も、ほぼ太政官布告の文言の通りに（「受べき者」、「交換すべし」等を除き）掲載している。

この条約は、翌年明治8年1月1日から発効した。東京日日新聞（1月3日付）は、条約の趣旨について

「日本の郵便切手がアメリカまで通り又アメリカの切手が日本まで通る事となり是からハ東京よりニウヨルクへ手紙を出す時もわざゝ外國の切手を買て張付るにも及はず日本の切手で差支なくニウヨルクまで其手紙届くべし」

と紹介し、駒込頭前島密の功績を称えとともに、1月5日に、（大久保利通・内務卿が不在につき）伊藤博文・工部卿が各国公使を招いて祝賀会を（新築されたばかりの）横浜郵便役所において開くことを伝えている。

明治政府は、イギリスやフランスとも郵便交換条約交渉に入ろうとしたが、両国からは日本国内の郵便制度（郵便配達ネットワーク）の未整備を理由に拒絶されていたから、東京日日新聞も郵便制度を整備した前島密の功績を称え、政府も各国公使を招いて祝賀会を開き、郵便制度が先

24) 日米郵便交換条約の件は、『公文録・明治6年』、第103巻の「(件名番号016) 米國ト郵便条約書進達」及び『公文録・明治7年』、第27巻の「(件名番号004) 米國ト郵便約定ノ批准書交換済上申」・第27巻の2「外務省伺附録（郵便交換始末）」による。この「郵便交換始末」は、日米郵便交換条約交渉の全過程を記録した「特別版」であり、総数100ページに及ぶ。この条約交渉は、明治5年8月7日の外務卿・副島種臣とアメリカ大使・デロングとの会談を機に開始されたものであった。批准書交換をうけ、7月に条約文（日米対照条文）が外務省によって活字印刷され、8月5日には50部が外務省大少丞から太政官史官に引き渡されている（『公文録・明治7年』、第30巻の「(件名番号002) 米國政府ト御取結ノ郵便交換条約書刻成届」）。

進国並みになったことを顕示したのである²⁵⁾。

日米郵便交換条約の説明が、やや長くなったが、明治6年8月6日に「臨時代理公使 高木三郎」が締結したこの条約は、上述のように、すぐに高木の手を離れる。しかしながら、森有禮から「臨時代理」を委任され、条約交渉の件もあって、後に公式には「事務代理」として承認された高木三郎（9等出仕）と、（森代理公使不在中の）ワシントン公使館の最上位者として赴任した矢野次郎・二等書記官（6等出仕と同格）の間では、職務上の円滑さが失われ、高木は、森に対してワシントン公使館からの転任を願うようになる。これに対して森からは、森が代理公使の身分のまま、外務省内の職務（条約書案、事務章程改正案、公使領事等への常例示令書案等の調査作成）に専念していること、矢野を呼び戻して吉原重俊・一等書記官を派遣すること、高木をサンフランシスコ副領事とすること等の返書が来る（明治6年10月5日付の森書簡、『高木三郎翁小傳』、p.50に採録）。

森の返書の中では、矢野と吉原の交代人事は実現せず、第2表で説明したように、明治7年9月に、吉田清成・大蔵少輔がアメリカ駐在特命全権公使に任命される。吉田清成は、すでに述べたように、慶応4年から1年間ほど富田・高木とほぼ同じ場所（ニュージャージー州ニューブランズウィックのチャーチ・ストリート）に住まいした旧知の間柄であった。矢野は、明治9年に外務省を辞し、商法講習所所長に就く。

森は、明治6年7月の帰国後、啓蒙結社の設立を提案し、9月には「明六社」を立ち上げていた。10月には、明治6年の「政変」が起り、副島種臣・外務卿が下野し、これに代わって寺島宗則が外務卿になった。こうしたこともあって、森は、12月12日に外務大丞に任じられる²⁶⁾。

また、高木三郎も、森の連絡のように、明治6年12月4日に正式にサンフランシスコ副領事に任じられる²⁷⁾。高木は、これまで外務省9等出仕であったから、副領事は7等出仕同格であることから、日米郵便条約締結の功を認められての功勞人事であった。その高木も、翌明治7年に帰朝し、富田よりも1年遅れて「正七位」に叙される。外務省では、富田と同様に、「遣外領事館章程取調（明治7年9月12日）」を命じられるが、サンフランシスコに帰任するまでの間の最大の出来事は、

25) 日本は、日米郵便交換条約の後、これに関する細目規則（1874年7月15日、日本側：矢野次郎・臨時代理公使）、日米郵便税前払条約（1875年4月26日、日本側：吉田清成・特命全権公使）、日米郵便追加条約（1876年2月8日、日本側：吉田清成・特命全権公使）を締結した。日米間の国際郵便業務の経験を踏まえ、1877年3月3日には、「万国郵便連合」への加入を認められ、青木周三・ドイツ駐在特命全権公使が「万国郵便連合創立に係る条約（1874年10月9日、22か国が締結）」に署名した。なお、この註の記述は、『郵便条約編彙纂』に基づいている。

26) 森の外務大丞任命日（12月12日）は、『森有禮全集 2』の「履歴書（p.218）」による。『諸官進退・諸官進退 第17巻（明治6年10月～11月）』、pp.214-215では、11月27日に、森の外務大丞の件が寺島宗則・外務卿から岩倉具視・右大臣に奏上され、翌日に決裁されている。高木三郎のサンフランシスコ副領事任命日（明治6年12月4日）は、『職務進退・叙任録（明治6年9月～12月）』、p.61及び『公文録・明治6年』、第104巻の「（件名番号010）高木三郎九等出仕桑港副領事二任シ米人フルクスヲ助勤ニ命シ度何」による。「件名番号010」は、高木三郎のサンフランシスコ副領事任命にともない、幕府以来、サンフランシスコ名誉領事を務めていたブルークスを「助勤」としたい旨の伺い書にもなっている。

27) 高木は、領事報告「合衆國へ商品船積ノ義ニ付日本人民ヘノ報告（明治7年3月27日付）」を外務省へ提出している。この報告書は、5月24日に外務卿から内務・大蔵両省へも回付されたい旨の要望を付して太政大臣三條實美に上申されている（『公文録・明治7年』、第26巻、件名番号032）。

富田と同様に、やはり結婚であった。

第2章 「海舟日記」

明治6年7月、森有禮は、後藤常・一等書記生とともに帰朝し²⁸⁾、明治7年7月、富田鐵之助と高木三郎も、賜暇休暇により6年ぶりに帰朝する。富田の帰朝中の最大の出来事は、杉田縫との結婚であるが、本稿の冒頭で言及したように、富田鐵之助は、勝海舟を終生の師と仰いでいるので（吉野（1974）p.302）、富田の結婚の考察に入る前に、富田等に関連した「海舟日記」の記載を紹介する。ただし、次章で見ると、この結婚には、福澤諭吉と森有禮が関与しているが、海舟はまったく関与していない。

これまで拙稿では、「海舟日記」として、東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『勝海舟関係資料 海舟日記（一）～（五）』に基本的に依拠してきたが、本稿からは、勁草書房版『勝海舟全集 第19巻～第21巻 海舟日記Ⅱ～海舟日記Ⅳほか』に基本的に依拠する。勁草書房版の注記事項とフリガナは（ ）に、また筆者の注記は< >に記載する。

まず、明治5年は、

[明治5年3月26日（1872年5月3日）]

「○米国，外山并に富田，高木より来状。

二月十二日，御使節，華聖頓（ワシントン）へ着と云う。」

である。ただし、実際の岩倉使節団のワシントン到着日は、明治5年1月21日（1872年2月29日）であった。これに続いて

[明治5年5月5日（1872年6月10日）]

「富田鐵之助，米国ヨークの領事官心得，

高木三郎，華聖頓九等書記官拜命の旨申し来る。」

である（高木の「九等書記官」は、すでに紹介したように、正しくは「9等出仕」である）。

明治6年から太陽暦が採用されたことから（明治5年12月3日を以って明治6（1873）年1月1日）、以後、西暦と和暦の日付は、共通になる。その明治6年は、

[明治6（1873）年5月14日]「富田鐵之助より来状。」

[8月29日]「米国悻，并に富田より一封，同人戸籍の事申し越す。」

[9月9日]「松屋伊助方頼み，米国悻へ遣わす二百両，ワルス氏へ為替持たせ遣わす。」

である。海舟の長男・小鹿は、富田と高木とともに渡米し、当初は私費留学であったが、明治2年7月に政府から学資を支給され、明治4年10月にはアナポリス海軍兵学校に入学している。兵学校での成績は思わしいものではなかったが、それでも明治6年10月には第3学年に進級している。

28) 後藤常は、旧仙台藩士であったが、慶応3年、渡米中にサンフランシスコで森と出会い、この縁で明治2年に、同じ仙台藩の高橋是清や鈴木知雄ともに、森宅の書生となり、大学南校教官3等手伝となっている（高橋（2016）を参照のこと）。

海舟は、小鹿の学資給付決定後（正確には明治2年4月以降）、小鹿への送金をしていなかったから、4年ぶりの送金になる²⁹⁾。

明治6年10月には、帰朝した森有禮と会い、富田と高木の人物評を聞く。すなわち、

[10月9日]

「本日、開成学校御開き、臨幸。御供同所方御断。……

大臣殿より、明午後、三字（時）岩倉右大臣家へ参上致すべき旨、御手翰これあり。

米国ブロックス来訪。……

亦タイモン氏、並びに森金之允（森有礼）、黒岡帯刀同道、世態の見込を述ぶ。」

[10月10日]

「出省 ブロックスを訪う。

森弁務使、戸山捨八（正一）学費の事、富田、高木両君、然るべき人物に成りしと云う。」

[10月15日]「浜御殿にて、森氏、米公使饗応につき出席。」

である。10日の「出省」は、海軍省への出省のことである。海舟は、前年の明治5年5月10日、海軍大輔に任じられたが、8月25日には、「古荘嘉門」の件で「謹慎30日」を司法省から申し渡されている。これも9月15日には特命で謹慎免除となり、これ以降、海軍大輔として省務に精勤していたのであった³⁰⁾。

この明治6年10月下旬には、いわゆる「明治六年の政変」が起こり、西郷・板垣・後藤等が下野し、海舟は「参議・海軍卿」となる。すなわち、

[10月25日]

「出省 朝鮮使節の事むつかしく、西郷氏免職、即帰郷。陸軍紛擾と聞く。

参議兼海軍卿

御直に命ぜらる。岩（倉）公へ不才、勤め難く旨申し述ぶ。吉井氏へ訪らう。」

である。

富田のニューヨーク副領事任命（明治6年2月20日）や高木のサンフランシスコ副領事任命（同

29) 送金の理由は不明であるが、2年半後の富田から海舟あての書簡（明治9年1月19日付）に「若公并に国友次郎分金子、校内入費大学頭に相託し置、一銭も御手許に指出不申候故、餘程御困り模様候得共、夫れ故先づ無事に相はこび居申候間、御安易奉願候」とあることから推測すれば、小鹿の学資紛失の可能性もある。この措置は、学制二編の「第142章 十九歳以下ノ留学生アレハ……学資ハ後见人へ渡スヘシ」を準用したものと思われるが、このとき小鹿は満20歳であった。

30) 謹慎処分・免除の日付は、勁草書房版「海舟日記」記載の通りである。講談社版『海舟全集別巻 来簡と資料』の「年譜」も同様である。公式には『諸官進退・諸官進退状 第10巻（明治5年9月）』の「(件名番号029) 海軍大輔勝安房謹慎被免ノ件」から、「特命ヲ以テ謹慎被免候事 九月十五日」を確認することができる。東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『勝海舟関係資料 海舟日記(五)』の「解説」によれば、古荘嘉門は、戊辰戦争時に新政府軍に対抗して、肥後藩と奥羽諸藩との連携を画策した人物であったが、明治に入ってから静岡在住の勝海舟の庇護を求めて訪ねていたのである（p.126）。海舟は、庇護を断ったものの、「通行・潜居候事者勝手次第」と伝えたとされ、自訴・捕縛後の古荘嘉門が司法省臨時裁判所で、この件を供述したことから、海舟にも累が及んだのであった。こうした背景は、ともかくとして、この「解説」では、古荘の司法省臨時裁判所での供述日を「明治5年11月10日」とし、海舟への事情聴取日を「11月13日・18日」としているが、謹慎処分の日（9月15日）との関係で大きな疑問が残る。

年12月4日)は、ひとえに森の人物評のように「富田、高木両君、然るべき人物に成りし」によるものであるが、この時期は、海舟は海軍大輔や海軍卿を務めていた時期とも重なっているのである。

さらに、

[11月10日]

「米博士モルリー来訪。米国粹、世話いたし呉れ候人物、厚く礼申し述ぶ。杉浦（高橋是清のことか）同伴なり。」

である。モルリー (David Murry, デイビット・マレー) はラトガース・カレッジ教授 (数学・天文学) を務め³¹⁾、カレッジやグラマー・スクールで学ぶ多く日本人留学生 (畠山義成、勝小鹿、岩倉具視の二子等) の世話をしていたのである。開成学校の開学 (「海舟日記」の10月9日状) に際して、文部省学監・開成学校教頭として招聘され、1873年6月30日に来日している。開成学校校長は、畠山義成 (渡米時の変名: 杉浦弘蔵) であった。勁草書房版の編集者は、高橋是清が勝海舟宅に向きマレー (モルリー) の通訳を務め、海舟宅の質素さに感銘したエピソードに基づき、この「杉浦」を「高橋是清」と推定しているのである。しかしながら、高橋是清が変名を使った記録はないこともあって、「海舟日記」の記載からは、開成学校の校長 (杉浦弘蔵) と教頭 (マレー) が、ともに勝小鹿と周知の間柄ということから、参議・海軍卿の海舟のところにも開成学校開学の挨拶に来たとの解釈もできそうである。

また、11月下旬には

[11月17日] 「参官 森弁務使へ頼み、外山捨八方へ三百円届方頼み遣わす。」

[11月27日] 「参官 松村淳蔵、川村少輔、段々見込等内話。」

である。松村淳蔵は、高橋 (2016) 等でも紹介したように、富田・高木・勝小鹿とともに1年以上もニュージャージー州ニューブランズウィックに住まいした後、1869 (明治2) 年秋にアナポリス海軍兵学校に入学し、1873 (明治6) 年に卒業している。この明治6年の12月2日には、海軍卿・勝海舟から右大臣・岩倉具視あてに「海軍中佐」任官伺いが出されて承認されている (後に、初代海軍兵学校長を務めることになる)。

明治7年に入ると、新年早々、岩倉具視が暴漢に切り付けられる、すなわち、

[1月14日]

「此夜、岩倉殿、喰違 (坂) にて暴客の為に疵付けらる。右につき宮内省へ出仕、色々評義あり。」

[1月16日]

「山岡、岩倉殿の口上、警衛向き取締の事申し聞く。杉田玄端。」

である (なお、杉田玄端については、第3章で詳述する)。

この後は、元のアメリカ留学生関連では、

[明治7年4月19日] 「外山捨八父、粹の礼申し聞る。」

31) デイビット・マレーの肩書は、Griffis (1916), p.19及び『東京開成学校一覧』, p.44による。

[5月1日]

「吉田大蔵少丞<吉田清成大蔵少輔>より、ニューヨーク船断相済み候旨申し聞く。手紙差し越す。」

である。さらに、高橋（2016）で紹介した伊勢佐太郎（横井佐平太）についても、5月19日状や23日状に記載があり、6月8日状には、「高木三郎より洋書二冊差し越す」の記載も見られる。

本稿にとって最も必要な記載は、

[7月21日] 「高木三郎、富田鍔之助、米国より帰府。暫時の御暇なりと云う。」

である。富田鍔之助は、『東京府知事履歴書（富田鍔之助履歴）』では、明治7年2月に「賜暇帰朝」と記載されているが、東京日日新聞（明治7年7月24日号）によれば、富田は、6月22日夕方のサンフランシスコ到着であった。さらに、東京日日新聞は、高木三郎とともに、数日以内にグレート・リパブリック号に乗船し帰朝すること、ふたりが6年ぶりで帰国すること、アメリカ在留領事に選任された最初の人であることも伝えているのである。こうして、富田と高木は、ふたりそろって帰朝の翌日に、海舟へ帰国報告したのであった。

帰朝後のふたりは多忙であり、高木の7月29日条や富田の31日状と「海舟日記」での記載は少ない。ところが、ふたりが知らないところで、川村海軍少輔から重要な人事案件が持ち出される。すなわち、

[8月13日] 「富田、高木の内一人、海軍会計伝習へ加え度き旨、川村申し越す。」

である。これは、11日条のアメリカ公使やアメリカ海軍会計士官と兵学寮で面会し、帰朝の趣旨を聞き、ミニストルからの書状を受け取ったことと関係すると思われるが、詳細は不明である。ともかくも、商法学を学び会計にも精通している富田、高木のうち、ひとり海軍会計として採用したいということが川村海軍少輔の要望であったが、この件は、奈良真志の帰朝（12月17日状）と海軍省9等出仕採用（明治8年2月16日状）で決着する。奈良真志は、高橋（2016）で紹介したように、明治3年夏に華頂宮に随行した南部英麿（前盛岡藩主の弟）に従って渡米し、ニュージャージー州ニューブランズウィックに住まいした。その後、アナポリス海軍兵学校主計コースに入学したされている（海軍入省後は、主計畑を歩み、初代海軍主計学校長や海軍省主計総監を務めることになる。なお、奈良真志については、樋口（2014）のp.49, pp.75-75のほか、高橋（2009）も参照のこと）。

富田鍔之助の結婚式は、明治7年10月4日に、また、高木三郎の結婚式は、10月24日に行われたが、「海舟日記」では、9月17日状には「高木三郎。」、29日状には「昨日、富田鍔之助へ、倅方へ遣わし候二百円の儀相頼み。」、さらに、10月19日状には「富田鍔之助。」や11月13日状に「富田鍔之助。」と記載されているのみであり、ふたりの結婚の結婚についての記載はまったくない。この後の明治7年11月の記載も、11月15日状の「高木三郎暇乞。」と翌16日状の「米国へ届物。高木、富田へ頼み遣わす。……富田鍔之助暇乞。大久保一翁方へ一封認め遣わす。」に留まっている。

海舟に「暇乞」をした富田・高木であったが、高木三郎は、矢野次郎にならって「妻携帯願」を出して認められ、妻・須磨と甥・黒川道徳を携えて渡米するが、富田は単身での渡米であった。

なお、明治7年に関して上記以外での留めおくべきことは、9月4日状の「津田仙、米人某、鉄艦の事申し談ず。」と12月8・9日状の「明九日、金星、太陽経過 天覧につき参宮の様申し来る。」

「本日、金星太陽経過を見る。」であろうか。明治期の「海舟日記」では、富田鐵之助、大久保一翁、杉田玄端、津田仙等の記載（名前のみの記載を含む）が頻発するが、津田仙（現在の津田塾大学創立者・津田梅子の父）についての記載は、9月4日状が最初であると思われる。日本では、2012年に金星が太陽面を通過する皆既日食が観察され大きな話題になったが、1874年にも太陽面通過があり、これが大きな話題だったのである。当時は、太陽面通過の天体現象とともに、観測のために外国から持ち込まれる観測機材に対する「課税・非課税」についても大きな話題となったが、「非課税」で決着する。

第3章 富田鐵之助の結婚

1 富田鐵之助の婚姻契約書

前章で述べたように、富田鐵之助は、高木三郎とともに、賜暇休暇により、明治7年7月20日、6年ぶりに帰朝する³²⁾。ふたりは、8月10日から9月6日までの帰郷願が認められ、富田は、この期間に、仙台に帰り、祖先の墓参や士族籍から平民籍への変更を行い、9月12日には、ふたりとも外務省において「遣外領事館章程取調」を命じられ、アメリカに帰任するまでの間、その任にもあたっている。しかしながら、ふたりの帰朝中の最大の出来事は、それぞれの結婚であった。富田は、仙台から東京に戻ってから1か月もしない10月4日、杉田縫と結婚式を挙げる。しかも、この結婚式は、当時としては珍しい婚姻契約書に署名する形で進められ、これに続く、高木三郎や森有禮の結婚式にも影響を与え、彼らの結婚式でも婚姻契約書に署名する形式が採られたのである。さらに、11月1日には、森と富田が福澤諭吉に依頼した「商學校を建てるの主意（商法講習所設立趣意書）」ができて上がり、商法講習所（一橋大学の前身）の設立構想が動き始めるのである。

しかしながら、何といても、帰朝中の最大の出来事は、杉田縫との結婚であることから、ふたりの婚姻契約から始めよう。

この婚姻契約書は、石河（1932）、pp.465-467や『福澤諭吉全集 第21巻』、p.296や吉野（1974）、pp.36-37に採録されている。前二者がひながら交じり文、吉野（1974）がカタカナ交じり文の違いが見られる。石河（1932）では、婚姻契約書に記された4人の「署名そのもの」を複写・印刷していることから、本稿では、この婚姻契約書を紹介しよう。

「 婚姻契約

- 一 男女交契兩身一體の新生に入るは上帝の意にして、人は此意に従て幸福を享る者なり。
- 一 此一體の内に於て、女は男を以て夫と爲し男は女を以て妻と爲す。
- 一 夫は餘念なく妻を禮愛して之を支保するの義を務め、妻は餘念なく夫を敬愛して之を扶助す

32) 富田と高木の帰朝日と帰郷期間は、『太政類典 第2編』、第83巻、件番号094による。平民籍の件と「遣外領事館章程取調」の辞令の件は、『東京府知事履歴書（富田鐵之助履歴）』による。『仙臺先哲偉人録』では、明治7年6月15日、ニューヨーク出発、7月20日東京着であるが、8月4日「仙臺に下り祖先の墓参」とし、「遣外領事館章程取調」の辞令は、9月20日となっている（p.90）。なお、高木の「遣外領事館章程取調」の辞令（9月12日）の件は、『高木三郎翁小傳』、p.52による。

るの義を行ふ可し。

右に述る所の理に基き當日即ち二千五百三十四年十月四日、富田鐵之助と杉田阿縫と互に婚姻を契約し、各自から姓名を茲に記し其實を表して誓ふ者也。

東京二千五百三十四年十月四日

男 富田鐵之助
 女 杉田 お縫
 行禮人 福澤 諭吉
 證 人 森 有禮 』

である。

富田鐵之助は、高橋 (2016) で紹介したように、1869年に再渡米したが、ニュージャージー州ニューブランズウィックに住まいし、一日おきに、近隣に住む (前章で言及した) 畠山義成のもとに出向き聖書の手ほどきを受け、キリスト教を理解することに務めている。その後 (1869年夏以後) は、ニュージャージー州ミルストーンのオランダ改革派教会の牧師館に移り、コーウイン牧師の指導を受けているのである。さらに、翌1870年11月には、ニューアークのビジネス・カレッジに入学し、その校長宅に寄宿し、校長夫人アンナ・ホイットニーから英語を学ぶが、その時の英語教材は、富田からの申し出により「最も純粋な英語」で書かれているとされる「聖書」であった。こうした宗教的体験をした富田であったから、上で紹介した婚姻契約書も、この視点から現代風に訳せば、

「この結婚を神の導きと受け取り、富田鐵之助は杉田縫を妻とし、杉田縫は富田鐵之助を夫とし、夫は (良い時も悪い時も、富める時も貧しい時も、病める時も健やかな時も) 一心に妻を礼愛し支えることを誓い、妻は一心に夫を敬愛し助けることを誓います」

となる。まさに現代のキリスト教会における結婚の誓いの言葉とほぼ同じ内容である。ただし、4年前に夫を亡くし未亡人となっていた縫への配慮からか「死がふたりを分かつまで」という表現は見られない。

婚姻契約書の冒頭の「兩身一體ノ新生ニ入ルハ上帝ノ意ニシテ」は、旧約聖書『創世記』の「二人一體となるべし (文語訳第2章24節)」の影響を受けていると思われるが、上述の宗教的体験をした富田ではあったが受洗の事実を確認できないことから、キリスト教の影響は大きいものの、この「上帝」を直ちに「神」と訳すことには問題があろう。

柳父 (2001) は、1840年代から1850年代にかけて、中国語訳聖書の翻訳において「ゴッドは神か上帝か」をめぐる大議論があったが、1860年代の日本では、アメリカ人宣教師の主導のもとで「God」の日本語訳は「神」となったと述べている (p.119及びp.121)。中国語の「上帝」は、「至高の存在 (Supreme Being)」の意味であり (p.127)、唯一の神ではなく、相対的な上位の神であり、また、「多分に政治的、現世的な存在で」あった (p.241)。従って、婚姻契約書の「上帝」が、この中国語の意味でないことはcontextから明らかである。さらに、金 (2015) は、柳父 (2001) の影響を受けて、明治初期のクリスチャン・植村正久のGodの用語法を考察し、「超越する絶大な勢力」という意味では「上帝」と「神」との区別がなく、唯一性・絶対性を強調するときに「上

帝」を使い、礼拝対象となるときに「神」を使っているとしているのである。

吉野（1974）は、富田鐵之助に関する優れた先行研究であるが、畠山義成による聖書の手ほどきやコーウィン牧師による指導の件を把握していなかったこともあり、この「上帝」という語を、当時から中村敬宇などが用いた概念（キリスト教と儒教とを結合した概念）と解釈している（p.37）。しかしながら、山口（2004）によれば、中村の種々の翻訳を検討すると、Godは「上帝」と翻訳されているというのである。富田のキリスト体験や「兩身一體ノ新生ニ入ルハ」の表現からすれば、富田自身は、キリスト教の強い影響を受けていることは明らかであるが、富田にとっての「上帝」は、礼拝対象となる「神」の意味でも、中村敬宇的な意味でもなく、植村正久的な用法の「超越する絶大な勢力」の意味であったと思われる。この直接的な証拠はないが、次に示す事項から概括的に言えそうである。

第1に、当時アメリカに留学し受洗し官途についたものにとっても、また、在日宣教師団にとっても、今は受洗の事実を明らかにすることなく行動することこそが、後々、役に立つとのコンセンサスができていたから³³⁾、帰朝した富田も、彼らと同様に、キリスト教の影響を受けていること示すつもりはなかったのである。しかも、第2に、高橋（2014a）で紹介したように、富田家を継承した当主の小太郎（長兄・実行の長男）が箱館戦争時に糧米を送った責任を問われ「家跡没収・禁錮」の処分となり、小太郎嫡子の一之進も、明治5年2月のハリストス教（ロシア正教）事件に連座して拘束され「親類預」の処分となっていたのである。これらが、帰朝した富田の立場にも大きな影響を及ぼし、士族籍から平民籍へ変更するに至ったと推測されるのである³⁴⁾。明治7年10月の結婚は、明治6年2月のキリスト教禁制の高札の撤廃・布教の黙認から一年半後も経ない時期でもあり、キリスト教的な考え方をできる限り排除して式を挙げるのが、富田にとってはベストな選択であったのである。第3に、当時、森有禮は、近代的婚姻観に基づいて一夫一婦論を主張し『明六雑誌』に「妻妾論」を連載中であつたし、また、福澤諭吉も同様の考え方を「学問のすゝめ」を連載中であつた³⁵⁾。人々の耳目を引かない結婚式を望んだ富田ではあつたが、対米経験も長く、

33) 『フルベッキ書簡集』に採録されたフェリスあて書簡（1869年6月28日付、p.156）及び吉原（2013）による。

34) 平民籍の件は、『東京府知事履歴書（富田鐵之助履歴）』による。ところで、明治6年から秩禄奉還が始まっている。高橋是清と鈴木知雄は、慶応3年に富田鐵之助の従者・通弁修行の名目で渡米するが、明治7年には、両家ともに、永世家禄米3石6斗の奉還と家禄金6年分の家禄公債の下げ渡しを願い出て認められている（『貫禄願書綴 一の一』、pp.133-134・pp.161-162及び『家禄奉還諸事綴 二』、p.13・p.15）。すなわち、高橋是清の父で旧仙台藩足輕であつた高橋是忠（通称は覚次、明治4年10月に宮城県から東京府に貫属替）と鈴木知雄本人（通称は六之助、明治6年7月に東京府に貫属替、文部省四等教諭の肩書）から「願書」が出され、「御請書」は、東京府貫属士族（元宮城県貫属士族）49名の連名の御請書であつた。富田の平民籍への移籍は、この東京府貫属士族（元宮城県貫属士族）の秩禄奉還の動きとの関連は薄く、多分に本文で述べた事情によるものと思われる。

35) 「学問のすゝめ」の第8編は、明治7年4月の発表である。この第8編の現代語訳には、例えば、「不合理な『女大学』の教え」、「妾」正当化論の馬鹿馬鹿しさとか、「『女大学』が女性を奴隷化した」、「愛人を囲うのは男側の身勝手な論理」といった「見出し」が付けられている（奥野（訳）（2012）及び岬（訳）（2004））。

ところで、石河（1932）は、先の富田の婚姻契約書について、「此契約書は先生（福澤諭吉）の筆に成つたように思はるゝ節がないでもない（p.466）」とコメントしているが、この契約書（行禮人・福澤諭吉、證人・森有禮）が高木三郎のものとはほぼ同文（行禮人・森有禮、證人・なし）であることからすれば、森のコメントを考慮して上がった可能性は否定できないが、福澤の筆になるとは考えにくい。

森や福澤の考え方にはまったく同感であったことから、婚姻契約書への署名を一夫一婦論の象徴として捉え、森に先立ってこの方式を実行したと思われるのである。

さて、当時の結婚の儀は、新郎宅・新婦宅のいずれか（あるいは新郎新婦宅の双方）で行われるのが通例であったが、賜暇帰朝した富田には、東京に自宅がなかった。富田は、結婚の前後から福澤の「住所裏座敷（三田2丁目13番地）」を借り受け、ここに仮住まいしていたのであった³⁶⁾。こうして、ふたりの結婚式は、明治7（1874）年10月4日、上の婚姻契約書に自署する形式をとり、行禮人・福澤諭吉宅で行われた³⁷⁾。福澤は、今でいう仲人であり、主賓は上司の外務大丞・森有禮であった。富田と森の関係は、第1章で述べた通りであり、福澤と富田の関係及び杉田家との関係は、後述する。

ところで、富田が福澤宅の裏座敷に住まいする中、福澤は、森有禮と富田鐵之助の要望によって「商學校を建るの主意（商法講習所設立趣旨書）」を書き上げ、11月1日付で発表する。福澤は、「職業の軽重なし」として商業の重要性を説くとともに、商業教育と商学校設立の必要性を力説し、商法学校の教師としてホイットニーの東京来着を予告するパンフレットを書いたのであった。この「商法講習所設立趣旨書」には、「商法學校科目並要領」が添えられているが、『福澤諭吉全集 第20巻』の編集者の註では、「恐らく福澤の筆に成つたものではないと思はれるが（p.125）」とし、『都史紀要8 商法講習所』では、この「商法學校科目並要領」は開設前の計画書であり、アメリカにおけるチェーン・システムによる商業学校の規則書をそのまま移し直したものである。こうしたことから、富田鐵之助の結婚を契機として（あるいは式の打ち合わせの中で）、森、富田、福澤の3人の間で（一橋大学の前身の）商法講習所設立構想が練られ、福澤がこれをPRする役を担ったと見ることができよう。また、「商法講習所設立趣旨書」に添えられた「商法學校科目並要領」が福澤の筆によるものでないとするれば、富田がアメリカのビジネス・カレッジ（商業学校）の規則書を持ち込み、（福澤の門下生ではなく）富田自身がこれを翻訳したものか、あるいは、富田の翻訳素案に福澤が手を加えたものと見るができよう。ともあれ、賜暇帰朝中の富田が仙台から戻ってすぐの杉田縫との結婚、仲人・福澤諭吉、主賓・森有禮、福澤宅（裏座敷）での新婚生活という偶然が偶然を呼び、おおまかな商法講習所設立構想ができ上がり、福澤の「商法講習所設立趣旨書」によって世間の耳目を引くところなのである。

そして結婚から1か月後の11月4日には、「謁見仰せ付けられ」、天皇皇后の写真・鈍子一卷・酒肴並びに幣物を「下賜」され、その数日後には、福澤宅に新婚の縫を残したまま、グレート・リパブリック号に乗船しサンフランシスコ経由で、ニューヨークに帰任する。縫を残したまま渡米する理由は、「何レニも米國江ハ携へ不申都合ニ候 旅費之多端ヲ厭へ候故也」であった³⁸⁾。しか

36) 富田鐵之助から黒川剛（大童信太夫）あて書簡（明治7年10月13日付）による。この書簡は、大童家文書（仙台市博物館寄託文書）所収の書簡であるが、吉野（1974）、p.396にも、全文が採録されている。

37) 『福澤諭吉全集 第17巻』に採録された富田鐵之助あてて書簡（明治8年4月29日付）に付けられた註記「この前年福澤の家で富田と結婚式を挙げた杉田成卿の長女縫」という表現による（p.184）。この書簡は、『福澤諭吉書簡集 第1巻』にも採録されているが、こちらにはこの註記はない。

38) 「謁見」と「下賜」の件は、『仙臺先哲偉人録』、p.90による。「旅費多端」の件は註36の文献による。

しながら、前年に矢野次郎が「妻携帯願」を出し認められ、上等クラスの「船車賃並旅籠料等」を支給されていたのである³⁹⁾。高木も「妻携帯願」を出し認められていることからすれば、富田が単純に「妻に対する旅費支給」を知らなかったとは考えにくく、杉田家側の事情からか、あるいは、ホイットニー一家の東京来着を見越して、縫を福澤宅に残した可能性が強い。その結果は、吉野（1974）が述べているように、「日本におきざりにされた「ぬい」はさだめし心細かったであろうし、折角「佳人」を得た富田も、さぞや心残りであったに違いない」である（p.397）。

2 森有禮の婚姻契約書

本筋から外れるが、富田は、森有禮の大きな影響を受けていることから、この節では森有禮の婚姻契約書を紹介し、比較・検討するが、その前に、比較の便宜上、まず高木三郎の結婚について簡単に言及する。

富田とともに賜暇休暇で帰朝したサンフランシスコ副領事の高木三郎も、富田の結婚から20日後に結婚する。やはり婚姻契約書に自署する形式での婚姻であった。両者を比較すると、前節で紹介した富田と縫の婚姻契約書と（新郎・新婦の氏名、日付、句読点の有無を除き）まったくの同文である（石河（1932）、pp.465-467及び『高木三郎翁小傳』、pp.93-94）。日付は、「十月二十四日」、署名人は、「男 高木三郎」、「女 高島須磨」、「行禮人 森有禮」であり、「証人」はいなかった。高木の場合は、上司の外務大丞・森有禮がいわば仲人役であった。高木は、前章で言及したように「妻携帯願」を出して認められ、妻・須磨と（従者として）甥・黒川道徳を連れて渡米する。

さて、森有禮の婚姻契約書は、次の通りである⁴⁰⁾。すなわち、

「 婚姻契約

現今十九年八月月ノ齡ニ達シタル静岡縣士族廣瀬阿常同二十七年八月月鹿兒島縣士族 森有禮各其親ノ喜許ヲ得テ互ニ夫婦ノ約ヲ爲シ今日即チ紀元二千五百三十五年二月六日即今東京府知事職ニ在ル大久保一翁ノ面前ニ於テ婚式ヲ行ヒ約ヲ爲シ双方ノ親戚朋友モ共ニ之ヲ公認シテ茲ニ婚姻ノ約條ヲ定ムルヲ左ノ如シ

第一條

自今以後森有禮ハ廣瀬阿常ヲ其妻トシ廣瀬阿常ハ森有禮ヲ其夫ト爲ス事

第二條

爲約ノ双方存命ニシテ此約條ヲ廢棄セザル間ハ共ニ餘念ナク相敬シ相愛シテ夫婦ノ道ヲ守ルヲ

第三條

39) 『公文録・明治6年』、第92巻、件番号033による。これにはいくつかの文書が採録されているが、その中に「(明治6年の太政官) 布告第126号」を適用する旨の記載がある。この布告は、布告第90号（勅任官の召連れ従者を2名、奏任官のそれを1名とし、渡航旅費を下等する等の布告）の規定に準じながらも、旅費を上等に変更する旨のものであった（『法令全書 明治6年』）。

40) 婚姻契約書は、東京日日新聞（明治8年2月7日号）から引用した。『森有禮全集 2』、pp.771-772や『福澤論吉全集 第21巻』、p.296、吉野（1974）、pp.37-38にも、ほぼ同文が採録されている。ただし、『森有禮全集 2』では「即」や「掲」の異字体が使われ、『福澤論吉全集 第21巻』と吉野（1974）では、ともに、ひながら交じり文になっている。

有禮阿常夫妻ノ共有シ又共有スベキ品ニ就テハ雙方同意ノ上ナラデハ他人ト貸借ノ約ヲ爲ザル事

右ニ掲ル所ノ約條ヲ爲シ一方犯スニ於テハ他ノ一方ヲ官ニ訴テ相當ノ公裁ヲ願フ事ヲ得ヘシ
紀元二千五百三十五年二月六日

東京ニ於テ

森 有 禮

廣瀬 阿常

證 人 福澤 諭吉

である。

この婚姻契約書の「男（森有禮）は女（廣瀬お常）を妻とし、女（廣瀬お常）は男（森有禮）を夫とし」、「余念なく相敬し相愛し」の文言は、富田鐵之助・縫の婚姻契約書と共通する。これは、森が一夫一婦論を主張し『明六雑誌』に「妻妾論」を連載中であったことを強く反映したものと思われるが、「上帝の意」や「支保・扶助する義務」等の文言は見られない。代わりに「二人が存命でこの婚姻契約を破棄しない限り・・・夫婦の道を守ること」という限定条項が入った契約書であった。しかも、第3条の「夫婦の共有物を同意なしに他人と貸借しないこと」といった物権貸借の約束事（契約）や違約時には訴訟も可能とする附則も付けられており、現代的視点からは「両家の親の喜びの許しを得、親戚・朋友もこれを祝う」場での婚姻契約として違和感をおぼえる条項もある。

森有禮の孫・関屋綾子は、森について「どこにもクリスチャンであったとの証拠が無いにもかかわらず・・・その生き方そのものが・・・真にクリスチャン的な人であった」と述べているが（関屋（1981）、p.73）、この婚姻契約書に関しては、「両身一体の新生」や「上帝の意」といった強い表現はなされておらず、先の一夫一婦論を示唆した文言に規範的な（キリスト教的な）影響を見ることが出来る程度である。しかも、この婚姻契約書の全体を通読すると、ハリスのコロニーでの生活体験に根ざした森のクリスチャン的な行動の顕れというよりは、むしろ、森の持論の一夫一婦論のアピールの場としての「婚姻契約書」、さらには、欧米流の「契約」を応用・実践する場としての「婚姻契約書」の側面を感じ取ることが出来るのである。

この「婚姻契約」に関して、吉野（1974）は、森の方が先生格であり、森に先立って結婚式を挙げた富田が森の考え方に共鳴したものと考えている。確かに、富田は、森や福澤の一夫一婦論に同感していたから、新郎と行禮人・證人との結婚式の打ち合わせの中で「婚姻契約」が話題となり、富田が先ずもってこれを実行したものと考えられる。しかしながら、富田がニュージャージー州ミルストーンのオランダ改革派教会の牧師館に15か月も居住しコーウィン牧師の指導を受けていた点や富田は森の部下とはいえ12歳も年長であった点に着目すれば、富田が、単に森の考え方に共鳴したというよりは、富田の長いアメリカ体験からの自然な発露である見た方が適切であろう。しかも、婚姻契約書の内容も、森と重複する部分はあるもの、かなりの部分で異なっていることからすれば、どちらかが先生格というよりは、相互に影響し合いながらも、それぞれの

個性を盛り込んだものと捉えた方は適切であろう。

ところで、この結婚式は、明治8年2月6日、築地采女町の精養軒を背にした新郎・森有禮宅で行われた。福澤諭吉が証人であり、主賓は、婚姻契約書にあるように東京府知事・大久保一翁であった。森は、1年以上も前から（明治6年10月頃から）、商法学校（商法講習所）設立について、大久保一翁に相談しその支援も受けていたのである⁴¹⁾。しかも、この結婚式場となった森有禮の自宅は、東京商法学校（商法講習所）を設立するつもり建てたとされる西洋造りのきれいな建物であったから（東京日日新聞（明治8年2月7日号））、森は、前年11月の福澤や富田との商法講習所設立構想を具体化し始めていたのである。これらの詳細は、第4章で述べることとする。

3 富田鐵之助と杉田縫

(1)富田鐵之助のプロフィール

これまで、拙稿では、アメリカ留学以前の富田鐵之助については、ほとんど紹介していなかったため、『仙臺先哲偉人録』に基づいて簡単に紹介する（一部について、吉野（1974）、高橋（2014）及び内田（2015a）によって補足する）。

富田鐵之助は、天保6年10月16日（1835年12月5日）、仙台・良覚院丁の生まれであり⁴²⁾、結婚は、40歳（数え年）であった。仙台藩奉行（他の藩の家老職）を務めた富田實保の四男だったが⁴³⁾、「母は岩淵英七道貫の女で、鐵之助だけ他の兄姉と異なり母が別」であった（吉野（1974）、p.12）。生まれつき体質強健・頭脳明晰で神童の誉れ高かったが、勝気で我を通す性格であったとされている。

天保15年の10歳（数え年）の時から13歳までの間、仙台藩儒者・氏家省吾について漢学の素読・講義・習字を習い、また、嘉永4年の17歳の時から22歳までの間、馬術、槍術、剣道、居合道、

41) 大久保一翁は、旧幕臣であり、幕末に海舟の建白に最初に着目し、海舟を登用した人物であった。（詳細は、註98を参照のこと）。廣瀬常の父・秀雄が日静岡藩士（旧幕臣）であったことも、藩閥政治を嫌う森が、大久保に立会人（主賓）を頼んだことの第2の理由になるかもしれない。当時、外務大丞（4等官）の森よりも上位の職位にあった旧幕臣は、参議・海軍卿の勝海舟、東京府知事（2等官）の大久保一翁、特命全権公使（2等官）の榎本武揚くらいであった。その中、海舟は、台湾出兵に反対だったことから海軍卿の辞意を表明し、閣議を欠席する状況であったし（「海舟日記」でも「出省」、「参官」、「参」等の記載が見られない）、榎本は、ロシア駐在公使であったのである。

42) 江戸・日本橋を起点とする奥州街道は、仙台に入ると、現在の東北学院大学土樋キャンパス総合研究棟東側に突き当たる。ここを右折して北へ進み、仙台・国分町に至る。また、奥州街道から分かれて総合研究棟の西側（仙台市・歴史的町名活用道路の南六軒丁、片平丁、良覚院丁等）を進み、広瀬川に架る「大橋」を渡ると仙台城に至る。このため南六軒丁から西側には一門・一家や重臣等の屋敷が置かれた。なお、良覚院は、修験道の寺を統括する「一門格」の寺院であり、良覚院丁は、この西側と北側の通り（「T」字形の通り）である。西側の通りは、現在の仙台北法務庁舎（仙台高等検察庁舎）に面する通りであり、北側の通りは、現在の「NTT東日本仙台支店から仙台北法務庁舎まで」の「青葉通り」となっている。この近くには、「良覚院丁公園・緑水庵庭園（仙台市青葉区片平1丁目）」もある。

43) 奉行（他の藩の家老職）は、通常は、6名体制（江戸詰2名、城詰2名、在所2名）であり、一門・一家等は藩政には携わず、奉行は、「宿老（着座一番座）」や「着座（着座二番座）」から選ばれることが多いとされている。富田家は、「着座（着座二番座）」の家柄で、知行高は2,000石であった。仙台藩は、地方（じかた）知行制をとっていたことから、富田家の知行地は、小野（現在に東松島市小野）であった。

弓術を学んでいる。

安政3年、22歳(数え年)の時には、指南役・真田喜平太に入門し、西洋砲術(高島流)を修めた⁴⁴⁾。この年の6月に父・實保が逝去し、兄・實行が家督相続し、鐵之助も「若老(若年寄)」となる⁴⁵⁾。

安政3年11月には、西洋砲術(高島流)の伝習の藩命により、江戸に上り、真田喜平太の師・下曾根金三郎(下曾根信敦)に入門するからわら、仙台藩蘭方医・赤坂圭斎について「オランダ語の読解」を習う。

安政4年4月、仙台に戻り、西洋兵法講武所場主(兼西洋砲術教授)になる。5年後の文久2年12月には、蒸気機関並びに海軍術講武所の稽古人(訓練生)を命じられ、翌文久3年1月に江戸に上る。

その半年後の文久3年7月10日(1863年8月23日)、鐵之助が29歳(数え年)の時、勝海舟に入門を乞い、7月21日、「水解塾」入塾である。この時の塾長は、佐藤與之助で、塾生は89名であった。

これ以後については、すでに拙稿の一連のシリーズで述べた通りである。すなわち、
 慶應3(1867)年7月25日 海舟長男・小鹿や高木三郎とともに、コロラド号で横浜出帆
 明治元(1868)年11月17日 高木三郎とともに、緊急一時帰国
 明治元(1868)年12月19日 高木三郎とともに、横浜から再渡米
 1869年2月 ニュージャージー州ニューブランズ到着
 明治2(1869)年7月 明治政府からの留学承認と学資給付
 1869年7・8月 オランダ改革派教会(ニュージャージー州ミルストーン)のコーウィン牧師のもとで勉強

1870年11・12月 ニューアークのBryant, Stratton and Whiteny Business College入学

明治5(1872)年2月 ニューヨーク領事心得(官費留学規則取締併任)

明治6(1873)年2月20日 副領事(ニューヨーク在勤)

明治7(1874)年10月4日 杉田縫と結婚

である。

(2)杉田縫の家系

杉田縫については、公人たる富田鐵之助と異なり、明らかになっている点は少ない。まずもって誕生年からして不明である。逝去年から推測すると、嘉永元(1848)年頃の生まれと見られ、鐵之助よりも13歳ほど年下になる。鐵之助との結婚は27歳(数え歳)の時であったが、2度目の結婚であった。以下では、家系を辿ることを通して、縫の境遇を見ることにしよう。

44) 真田喜平太は、仙台藩大槻磐溪(藩医・蘭学者の大槻玄沢の二男)の西洋砲術の門下である(『江戸文人の交友録』, p.8)。なお、大槻磐溪は、嘉永元年に大塚同庵から西洋流砲術の皆伝を受け、安政2年に江川太郎左衛門に入門し、安政4年に江川家学頭となり、砲術の皆伝を受けている(『大槻磐溪』, p.46)。

45) 「若老(若年寄)」の職務内容は、特段、決まっていない。

杉田玄白（1733～1817年）は、当時の日本を代表する蘭医であり⁴⁶⁾、また、『解体新書』等の翻訳や『蘭学事始』等の著作でも著名な人物であるが、公式には若狭国・小浜藩医（220石）である。玄白54歳の時、玄白と後妻「いよ」との間に杉田立卿（1786～1846年）が生まれる。この立卿の子が、縫の父・杉田成卿（1817～1859年）である。従って、成卿は玄白の「孫」、縫は「ひ孫」にあたる（杉田玄白 — 立卿 — 成卿 — 縫）。

文化4（1807）年4月、玄白が隠居し（養子）伯玄が杉田本家を継ぐが、立卿は、これに先立ち文化元（1804）年に、玄白の知行高から50石を分け与えられ、分家（小浜藩医）となっている。立卿は、西洋眼科を専門としていたことで知られている。『眼科新書』等のオランダ語の翻訳書も多数あり、文政5（1822）年には、幕府天文台の翻訳方も務めている。

成卿も、天保11（1840）年に幕府天文台の翻訳方を命じられ、オランダの政治書やオランダ国王から幕府への親書の翻訳等にあたり、弘化2（1845）年には、立卿の跡を継ぎ小浜藩侍医となっている。安政元（1854）年、幕府天文台翻訳方を辞職し、いったんは西洋砲術書の翻訳に専従するが、安政3（1856）年に、幕府に蕃書調所が設置されると、その「教授職」となっている。

成卿には、多数のオランダ語の翻訳書があるが、生まれつき病弱で、安政6年2月に43歳の若さで逝去する。杉田分家では杉田廉卿（駿河国・沼津藩医武田簡吾の弟）を養子とする旨の願いを小浜藩に出し、安政6（1859）年4月3日、これが認められ、5月25日、廉卿は、知行高140石を給される⁴⁷⁾。当時、杉田廉卿は15歳（数え年）とみられるが、成卿の3姉妹の長女・縫（数え年12歳）との結婚が養子縁組の当然の前提であった⁴⁸⁾。

廉卿は、オランダ語のほか英語も通じており、元治元（1864）年4月には、外国奉行手付翻訳御用（20人扶持）も合わせて務めるようになる。明治元（1868）年には、福澤諭吉から杉田玄白の『蘭学事始』の出版を勧められ、翌年春に「天真樓蔵版」を出版する⁴⁹⁾。しかしながら、まもなく、労咳（肺結核）の治療のために生まれ故郷の沼津に移るが、薬効なく、明治3（1870）年2月20日、26歳で逝去する（縫23歳の時であった）⁵⁰⁾。

沼津で廉卿を世話し治療にあたったのは、杉田玄端（1818～1889年）である。維新後、沼津藩5万石は、菊間（現在の千葉県市原市）に移封され、菊間藩となり、沼津は、旧幕府の静岡藩（駿

46) 杉田玄白は、享保18（1733）年9月13日生まれ、文化14（1817）年4月17日逝去（享年85歳）である（『校定 蘭学事始』の「杉田家系譜」、p.6及び岩波書店版『蘭学事始』の「年表」、pp.105-113）。以下、本節の玄白・伯玄・立卿・成卿の記述は、『校定 蘭学事始』、『蘭学事始』及び『蘭学者傳記資料』に所収の『洋学先哲碑文』、『洋方醫傳』、『近世名醫傳』等による。また、合わせて『国史大辞典』、pp.70-72も参照した。

47) 樋口（1995）では、杉田廉卿の素性についていくつかの異説が紹介されているが、本節の説明は、『洋学先哲碑文』の杉田成卿・廉卿の履歴書（pp.249-255）及び樋口（2011）に採録された杉田廉卿の履歴書に基づいている（両者のあいだ、「二而（にて）」、「ヨリ（ヨリ）」等の表記の違いがある）。

48) 江戸期では、女性は13歳で成人と見なされ、結婚適齢期は、男性は遅く40歳前後まで、他方、女性は20歳までとされていた（『江戸のくらし風俗大事典』、p.216・p.211）。なお、「縫」は、「継」、「結」との3姉妹であり、次女・継は、乙骨太郎乙の妻となっている（『明治史料館通信』、Vol.6 No.3）。

49) 「天真樓」は、晩年の杉田玄白の住いの名称である（『国史大辞典』、p.71）。

50) 廉卿の墓は、沼津市の長谷寺にある「S」の一字が彫られたキノコ型の墓とみられている（樋口（2011））。

府府中藩) 70万石の管轄に入った。静岡藩は、旧幕府陸軍の組織・兵員を引き継ぎ、陸軍士官養成を目的として開いた「沼津兵学校」を設立したが、杉田玄端は、この兵学校と関連が深かった「沼津病院頭取(病院長)」を務めていたのである⁵¹⁾。玄端は、尾張藩医幡頭信珉の子であったが、天保5(1834)年、17歳のとき杉田立卿に入門し、天保9(1838)年には、立卿の養子(従って成卿の養弟)となっている。縫の父・成卿の1歳下であったが、成卿が杉田分家を継いで小浜藩医となった弘化2(1845)年に、四谷塩町に開業し、さらに、その翌年には杉田「本家」の白玄の養子となり、文久2(1862)年に家督を相続している。玄端は立卿の門弟ではあったが、優秀な門弟を単に養子にただけとは考えにくく、病弱な成卿に代わって杉田分家を支えるための縁組、すなわち、成卿の妹との縁組とも推測できるのである。玄端の妻「俊」が成卿の妹であったとすれば、杉田玄端と廉卿は、義理の叔父・甥の関係になり、俊と縫は、「実」の叔母・姪の関係になる。

ところで、廉卿の兄・武田簡吾は、玄端の門人であり、安政5(1858)年、「輿地航海図」を翻訳したことで知られている。「輿地航海図」は、メルカトル図法によるイギリス製の世界地図を翻訳したものであるが、安政元年に下田沖に停泊していたディアナ号(日露和親条約締結のためにロシア使節プチャーチン乗船)が安政東海地震に起因する津波によって難破した。「輿地航海図」は、この船が搭載していた地図を精緻に模写し、翻訳をつけたものであった。武田簡吾は、正式の手続きを踏まずに、翻訳・出版したことから、幕府や沼津藩の咎めを受けたのである。樋口(2011)は、この処罰の時期を安政6年5月頃とみなし、4月の廉卿の養子の件は、この事件の最中だった可能性があり、簡吾の扶持召し上げ、武田家の沼津追放、一家離散の結果、廉卿が杉田家に拾われる形になったとの見解を示している⁵²⁾。

しかしながら、杉田分家の方も、2月に成卿が逝去したことから、(当時、家の断絶を避けるために半ば公認されていた)逝去日の前に遡って養子縁組願を早急に出す必要性に迫られていたのである。「輿地航海図」は、玄端の校閲のもとに翻訳されたが、玄端自身は処罰されることがなかった。玄端は、武田家の一家離散の責任を十分に痛感しており、杉田分家の存続のために、能力的には申し分のない廉卿を杉田分家の養子としたと思われるのである。

51) 「沼津兵学校」関連の文献として、樋口(2005)、樋口(2007)、『図説 沼津兵学校』、『沼津兵学校とその時代』、『明治史料館通信』等を参照した。

52) 一家離散後の武田簡吾・杉田廉卿の兄弟の父・武田悌道の情報について、樋口(1995)は「横浜」在住を指摘している。さらに、樋口(2011)では、勁草書房版に採録された「海舟日記」、9号の表紙の裏の書き込みに「横浜元弁天内 武田悌道娘」の記載があることを紹介した上で、「何を意味しているのだろうか。海舟日記の本文には関連記事はないようであり、謎である」としている。この書き込みは、江戸東京博物館版「海舟日記(五)」では、「海舟日記7(明治3年10月25日～明治4年1月15日)」の表紙見返の見返りからも、確認することができる。後日の「東京日日新聞」の記事(明治7年2月9日付)では、横浜の医師・武田悌道(悌堂)の孫娘「あや」は、元菊間藩服部某の娘とされていることから、武田簡吾・杉田廉卿の兄弟には、姉(または妹)がいて、さらに姪「あや」もいたことになる。「あや」は、今年16歳になるが、12・13歳からヘボン夫人のもとで英語を学び、一昨年からは「東京女学校」の「助教」となっていたのである。「海舟日記」表紙見返の見返りの)明治3年10月は、外国人居留地に隣接する日本人街の「元弁天」にいた「あや」が、ヘボン夫人のもとで英語を学んでいた最中であつたから、(海舟も明治3年閏10月上旬まで東京に滞在していたから)母親ともども、海舟と東京(あるいは横浜)で面談したことも可能性のひとつとして考えられる。

しかも、玄端は、いったん杉田「分家」の養子になったものの、文久2（1862）年には、杉田「本家」を相続していたから、分家が途絶えることを心配し、また、縫のいくすえを心配し、廉卿に生まれ故郷の沼津での転地療養を勧めたのであろう。しかしながら、廉卿は、その1年後に26歳で逝去する。なお、杉田本家の系譜は、「杉田玄白 —（玄白長女）扇・（仙台藩支藩の一関藩医・建部清庵五男）伯元 — 白元 —（養子）玄端 —（玄端次男）武」であり、杉田分家は、廉卿の逝去後しばらくして、玄端と俊の五男・盛が継ぐことになる⁵³⁾。

4 福澤諭吉と富田鐵之助との関係

富田鐵之助と杉田縫は、行禮人・福澤諭吉の媒酌によって結婚したので、福澤とふたりとの関係について論考する。この節は、富田との関係を述べることにするが、これまでも、すでに、高橋（2014a）（2016）でも紹介してきたので、ここでは要約的に紹介することとする。

福澤諭吉は、江戸で蘭学塾（慶應義塾の起源）を開いていたが、咸臨丸での渡米後には「幕府」の翻訳方に雇われ、また、元治元（1864）年には「外国奉行翻訳方（禄高100俵、勤役中50俵増高）」となり、外交文書の翻訳に携わる⁵⁴⁾。横浜で発行された各種の英字新聞を翻訳することも、翻訳方の仕事の一環であった。福澤は、この英字新聞翻訳文の書き損じや（公務外の）英字新聞の中で福澤自身が関心をもち翻訳したものを、福澤の郷里・中津の塾生に浄書させて、福澤と交流があった諸藩に買い取ってもらい、これを彼らの学費・生活費等に充てていたのであった。中でも仙台藩や佐賀藩は、福澤の最大の得意先であった。

仙台藩の担当者は、富田鐵之助や高橋是清・鈴木知雄をアメリカに送り出した江戸留守居役・大童信大夫であった。大童は、天保2（1832）年生まれで、福澤諭吉や富田鐵之助よりも3歳年長であった。当時は、仙台藩江戸詰の有望な若い武士の世話をするとともに、開明派であったこともあり、福澤諭吉等から海外情報を仕入れていたのである。

慶應3年の福澤の（幕府の軍艦受取委員としての）再渡米の際には、仙台藩は、武器購入を依頼し多額の購入費を渡しているが、福澤は、これで大量の「洋書」を買い入れて帰国する。大童から事前の了解を取りつけてのことであった。また、仙台藩を脱藩し渡米し、経済的に困窮していた（サンフランシスコ在留の）一條十二郎や大條清助の2名に対して、福澤は、合わせて150ドルを貸しているが、帰国後に、これをしっかりと大童信大夫に請求しているのである（一條・大條の福澤あての借用書が、大童信大夫の手元に残されている）。

こうしたことから推測すれば、大童と福澤の関係は、仙台藩の開明派の藩士には周知の事柄であったから、富田も、この頃から大童を通して福澤と顔見知りだった可能性が高い（『福澤諭吉書簡

53) 『校定 蘭學事始』の「杉田家系譜」、p.7による。

54) 福澤諭吉による外交文書の翻訳は、万延元年11月21日（1861年1月12日）から慶應4年1月29日（1868年2月22日）まで行われ、同僚との共訳や校閲を含めると330件を越える（『福澤諭吉全集 第20巻』の「幕末外交文書譯稿」、pp.480-814及び『福澤諭吉全集 第21巻』の「福澤諭吉年譜」、pp.491-519）。また、『福澤諭吉全集 第7巻』の「幕末英字新聞譯稿」には、横浜の英文週刊新聞の1865年10月7日から1866年9月29日までの抄訳40件が採録されている（pp.495-618）。なお、こうした福澤の翻訳は、福澤の政治思想形成にも大きな影響を及ぼしたと見られている（長尾（1987）を参照のこと）。

集 第1巻』では、富田とともに渡米した高木三郎の人物紹介において、論拠は不明であるが、「勝海舟の門下で、そのころ福沢と出会う (p.333)」と判断していることも、この補強材料になろう)。

しかしながら、富田と福澤の交流を示す確実な証拠は、明治に入ってからのものである。大童信大夫は、戊辰戦争後に、仙台藩内部の告発によって明治政府から戦争責任を追及され、(国元から東京に逃れ) 福澤の庇護のもとで潜伏生活を送る。明治3年閏10月頃から福澤は精力的に助命活動を行い、大童が自訴することにより、家名断絶・禁錮80日で決着する。この時期以降の数年間、富田からの大童あての書簡は、福澤諭吉を経由して届けられていたのである。

「海舟日記」の

[明治4年2月11日] 「富田の福沢江之書状等頼む」

の通りである。実際、大童家文書(仙台市博物館寄託)を見ると、明治3年から6年頃までの富田から大童信大夫あて書簡(当時の変名の岩手逸翁あて書簡)の封筒の表や裏には、(届け先として)「福澤諭吉先生」、「福澤先生」、「福先生」の添え書きが見られるのである。

例えば、1873(明治6)年4月5日付の書簡は、「又小生今度副領事とやら申事二而紐育ニ在勤とやら」と富田のニューヨーク副領事就任を伝えたものであったが⁵⁵⁾、この書簡の封筒の宛名は、「東京 福澤諭吉先生方 岩手逸翁様」であった。

明治6(1873)年7月10日には、富田から福澤へ直接に87 USドルの覚書が書かれている。すなわち、富田が、アメリカから帰国する大坂商人の太田正兵衛・岡木(岡本)平助に87 USドルを託して福澤に届けさせたもので、福澤から経済的に困窮していた岩手逸翁に渡してほしい旨の覚書である。この覚書の全文が、『福澤諭吉書簡集 第1巻』のpp.275-276に採録されている(この書簡集では、末尾の宛名が「福沢先生」と読まれているが、大童家文書に納められた覚書の原文は、「福澤諭吉様」である)。大童家文書の封筒と覚書を確認すると、封筒の上欄には、「Consulate of Japan」、「45 Exchange Place」、「New York City, N. Y., U.S.A.」と印字されたニューヨーク領事館の封筒であった。この封筒の表には、宛名として「日本東京 福澤諭吉様」、発信人として「紐育在留 富田鐵之助」、また、注意書きとして「太田正兵衛并岡本平助」、「米金八拾七弗」と記載され、封筒の裏は、無記載であった。覚書は、領事館用箋に用件のみが記載されていた。ちなみに、この用箋は、中央に「紐育日本領事館」と「青字」で印字され、また、右側上部に「Consulate of Japan」、「No. 45 Exchange Place」、「P. O. Box 4621 New York, 18」と「青字」で印字された「縦書き・横書き兼用」の用箋であった(この書簡では、手書きで、「July 10」「(18の後に)73」と記載されていた)。

富田鐵之助は、この覚書からほぼ1年後に賜暇休暇により帰朝し、その3か月後の明治7年10月

55) この書簡は、吉野(1974)のp.395に全文が採録されている。封筒裏を確認すると、「西五月三十一日届」であった。なお、富田は、1872年5月9日付の書簡(青インクで書かれた書簡)において「領事心得」の件をサンフランシスコから伝えている(吉野(1974), pp.394-395に採録)。これも封筒裏には(青インクで)「福澤先生 富田鐵之助」の記載が見られるのである。

に福澤諭吉の媒酌で杉田縫と結婚することになる⁵⁶⁾。

5 福澤諭吉と杉田家との関係

(1) 縫の父・杉田成卿

福澤諭吉は、安政2(1855)年3月9日、本格的な蘭学修行を志して、大坂の緒方洪庵の「適塾」に入門するが、この当時の蘭学の第一人者は、縫の父・杉田成卿(玄白の孫)と諭吉の師・緒方洪庵であった。福澤は、「(江戸で)最も有名なるは杉田成卿先生なり。此人は眞實無垢の學者にして、其蘭書を翻譯するには容易周到一字一句を苟くもせず原文の儘に翻譯するの流儀なれば、字句文章極めて高尚にして俗臭を脱し、一寸手に執りて讀下したるのみにては容易に解す可らず、熟讀幾回趣味津々として儘きざるの名文にして、此先生の世に出したる譯書も亦尠ならず。此二先生は東西學問の兩大關(当時の事実上の最高位)にして名望學識相下らず」と評価しているのである(『福澤諭吉全集 第1巻』の「福澤全集緒言」, p.4)。

話は、いくぶん変わるが、東京大学(国立大学法人)は、明治10(1877)年に東京大学(第1次)として創立され、帝国大学、東京帝国大学、東京大学(第2次)と研究教育の伝統を引き継いで、現在に至っている。平成9(1997)年には、東京大学創立120年目にあたり、『学問のアルケオロジー』が刊行されたが、これに所収された宮地(1997)よれば、東京大学の前身機関は、一般的には蕃書調所とその発展形態の開成所とされる⁵⁷⁾。

幕府は、嘉永6(1853)年のペリー来航以降、西洋の情報や技術を収集しこれらを翻訳し、我が国に移植する必要性を痛感し、安政3(1856)年に蕃書調所を設置したのであった。この立ち上げには、前年1月に「蘭書翻訳(蛮書掛)」を命じられた勝海舟と小田又蔵があたったとされるが、(蘭学者には、蘭学それ自体が禁制・処罰との恐怖心があり)、杉田成卿も、一時は、これを恐れて引きこもったとされている(宮地(1997))。

こうしたエピソードはともかくとして、安政3(1856)年、蕃書調所が設置されると、杉田成卿は、4月4日、蘭学の第一人者として「教授職(30人扶持・金20兩)」に任ぜられる(『洋学先哲碑文』, p.250)。この時の頭取は古賀謹一郎、教授職は、箕作阮甫、杉田成卿、川本幸民の3名、また、教授手伝は、手塚律蔵、杉田玄端、寺島宗則(当時は松木弘安)等であり⁵⁸⁾、寺島の場合は、

56) 第1章で言及したように、森有禮は、明治6年7月の帰国後、啓蒙結社の設立を提案し、9月に「明六社」を立ち上げた。設立時のメンバー(定員)は、西村茂樹、津田真道、西周、中村正直、加藤弘之、箕作秋坪、福澤諭吉、杉享二、箕作麟祥、森有禮の10人とされ、後に杉田玄端や畠山義成等が加わったとされているが(大久保(2007), p.37)、そのほとんどが旧幕臣(開成所教授等)であった。また、「明六社制度規」では、遠隔在住者を「通信員」することも定められ、富田鐵之助、高木三郎、神田孝平、グリフィス、柏原孝章が選ばれている(『森有禮全集 第2巻』, p.453及び大久保(2007), p.79)。このように「明六社」を通じて、富田と福澤の交友関係が見られる。

57) 蕃書調所は、文久2(1862)年に洋書調所と改称し、翌文久3(1863)年には開成所となる。

58) 明治7年(富田と縫の結婚の時)、富田の外務省での(最高位の)上司は、外務卿・寺島宗則であった。ほぼ20年前には、寺島宗則(蘭医・松木弘安、薩摩藩士)の上司は、縫の父・杉田成卿、そして縫の義理の叔父・杉田玄端も同僚であった。また、松木弘安は、文久2(1862)年に遣欧使節に随従し訪欧するが、陪臣の福澤諭吉や箕作秋坪(箕作阮甫の養子)と常に行動をともにしていた。

20人扶持・金20両であった（『寺島宗則自叙傳』の安政3年4月の条）。なお、教授の役目は、組織全体の取締り・翻訳御用・稽古人のチェックであり、教授手伝のうち上位ランクの5名は、「教授に従って翻訳御用を勤め、教授に支障が起こった場合には、「内密御用等」も名代として勤め」、下位ランクの7名は、翻訳御用のほかに、稽古人の教育にあっていたのである（宮地（1997））。

さらに、宮地（1997）の表現を借りれば、「この混沌とした幕末情況下、全国レベルにおいてその頭角を截然とあらわしつづつあった数十人の俊英な洋学者集団が、箕作阮甫と杉田成卿という名実共に備った蘭学界の元老を表に押し立てつつ」という状況に至りつづけている、まさしく、箕作阮甫と杉田成卿というふたりの蘭学者の下に、俊英な洋学者たちが集まり、対訳辞書の編纂や地所の海外の種々の文献（医学書はもとより、外交文書、理学書、砲術書や横浜発行の英字新聞等々）の翻訳行っていたのである。

蘭学の第一人者の杉田成卿も、前節で述べたように、安政6（1859）年2月に43歳の若さで逝去する。福澤諭吉は、安政5（1858）年10月に江戸出府を命じられ、その冬に江戸に出る。すなわち、「安政五年の冬にして、梅里杉田成卿先生の長逝に先だつこと僅に数月、當時出府早々、都下の方角も不案内、遂に一度も先生に謁するの機を得ずして畢生の遺憾に思ひしに」であり、杉田成卿と福澤諭吉の出会いにはなかった⁵⁹⁾。しかしながら、福澤の成卿に対する私淑の念は強く、「成卿先生は醫を名として讀書を實にし、専心一向、其讀書推理の緻密なる、遠く他の企て及ぶ所に非ざりしが如し」、「實に當時讀書推理の一點に於て、蘭學者中の鬼神として仰がれたる者は獨り先生ならんのみ」である。

(2)外交文書の翻訳

しかしながら、世の中は蘭学から英学に急速に変化する。安政5（1858）年の「五カ国条約」では、オランダ語を5年間だけ外交文書に使用できることが定められていたが、翌年に貿易が開始されると、ビジネス上、英語での取引が圧倒的多数となっていくことを反映し、文久2（1862）年には、洋学調所（蛮書調所からの名称変更）の「稽古人」も100人の内60～70人は英学修業となり、その指導の中心は、堀改蔵と箕作麟祥に変わっていく（宮地（1997））。

一方、幕府にとっての最重要文書は外交文書であったから、英語も理解できる有能な人材を洋書調所（蛮書調所）との兼務や出向の形で「外国奉行」の下におく人事政策を採用するようになる。安政6（1859）年には、蛮書調所の教授方定員22名のうち7名を「外国奉行手附除切」とし、外交文書の翻訳にあたらせる。手塚律蔵、杉田玄端、箕作秋坪等のほか、外国奉行の命により、1年間、横浜運上所の訳官となった寺島宗則も、この「外国奉行手附除切」を務めたと思われるのである（宮地（1997））。

杉田玄端は、安政3年に蕃書調所・教授手伝とされているが（『寺島宗則自叙傳』）、別資料では、成卿逝去の前年の安政5年に教授手伝とされ、続いて成卿逝去の安政6年に教授職並、さらに翌年

59) 『福澤諭吉全集 第10巻』の「明治18年4月4日梅里杉田成卿先生の祭典に付演説」、pp.250-253からの引用である。

に教授職であるが、慶応元（1865）年には外国奉行支配翻訳御用頭取である（『国史大辞典』, p.71）。いずれにしても、上で述べたように、安政6（1859）年からの数年間は、「外国奉行手附除切」であった⁶⁰。

福澤諭吉は、咸臨丸での渡米・帰国後の万延元（1860）年11月、中津藩士の陪臣身分のまま、外国奉行支配翻訳御用御一属となり、元治元（1864）年10月4日には、外国奉行翻訳御用を命ぜられ「幕臣」になる⁶¹。

杉田廉卿は、杉田成卿の逝去後に養子入りが認められ、杉田成卿家を継ぎ、元治元（1864）年4月、20歳（数え年）の時、外国奉行手附翻訳御用になっている⁶²。

こうして、福澤諭吉、杉田玄端、縫の夫・杉田廉卿の3名は、外国奉行の翻訳方として、ともに外交文書等の翻訳に携わることになる。『福澤諭吉全集 第20巻』には「幕末外交文書譯稿」が所収されているが（pp.481-814）、10数点の杉田玄端等との共訳等も採録されているのである（この時期の福澤は、イギリスやアメリカからの外交文書にオランダ語訳の副書が添付されていたことから、これを参考として英語から直接に和訳することを試みていた）。

最初の2つの文書は、1861年1月の薩摩藩士によるヒュースケン殺傷事件に対する抗議文の翻訳（オランダ語からの訳文）である。1月26日付の「ヒュースケン事件に付諸外國公館の江戸引拂ひに當つての幕府への勸告」は、プロシア公使館のオイレンプュルクからの抗議文（「本月十五日、亜米利加公使館の書記官ヒュースケン余が居に來り、其家に歸らんとせし途中に於て襲れ、残酷なる仕方に於て殺されたり。」、「英吉利佛蘭西ミニストル及び和蘭コンシエルゼネラルも復た、此地にては安全ならざれば、江戸を去り横濱に赴んとせるを、臺下必ず聞給しならん。」）であり、「箕作秋坪 譯」、「杉田玄端・高島五郎・福沢諭吉」の3名の「校」であった。同じく1月26日付の「ヒュースケン事件に付フランス公使館を横濱に移すに當つて抗議文」は、フランス公使ベルクールからの抗議文であり、「杉田玄端・高島五郎・福沢諭吉」の3名の「謹譯」であった。

1861年7月7日付の「高輪禪寺のイギリス公使館を浪士の襲撃したる事件に就いて」や8月6日付の「イギリス公使館襲撃一件に關し警衛士に禮謝を表するの件」は、ともにイギリス公使オールコックから発信されて文書である。前者は、事件発生の直後の重大性からか、慎重を期しての「杉田玄端・村上英俊・高島五郎・手塚律蔵・福沢諭吉」の5名の「同譯」であるが、後者は、警護にあたった日本人1人が死亡したことに言及した上での謝意であったことからか、「杉田玄端・福沢諭吉」の2名の「謹譯」であった。

60) 勝海舟が蕃書調所の立ち上げに関与したことは先に述べた通りであるが、咸臨丸での渡米・帰国の直後の万延元（1860）年6月24日、蕃書調所頭取介に任命される（『勝海舟全集別巻 來簡と資料』, p.1002）。頭取古賀謹一郎の補佐役と見られるが、『寺島宗則自叙傳』では「勝麟太郎其長となる。古賀謹一郎と二名の長官なり。」である。この時期に、寺島宗則は、横浜運上所訳官から蕃書調所に戻り、仕事も、生徒の教育から外交文書の翻訳に変わっている。後の明治6年10月には、海舟は参議・海軍卿に、また寺島も参議・外務卿に任ぜられ、（翌年の）台湾出兵問題の対応に追われることになるが、この十数年前は、上司と部下の関係であった。

61) 『福澤諭吉全集 第21巻』の「福澤諭吉年譜」及び長尾（1987）による。

62) 『洋學先哲碑文』の杉田廉卿の履歴書（pp.252-255）による。

以下、紹介を省略するが、このふたりの外交文書の共訳（複数人による翻訳・校閲を含む）は、1861年12月14日付のアメリカ公使ハリスの「ドルの引換への件」で、いったん途絶える。文久元年12月22日（1862年1月21日）、福澤諭吉が遣欧使節（開市開港延期交渉使節）に随行して日本を離れたためである。やがて杉田玄端も、本来の洋書調所に戻る。

ところが、先に述べたように、元治元（1864）年、杉田廉卿が外国奉行手附翻訳御用となり、慶応元（1865）年には、杉田玄端が外国奉行支配翻訳御用頭取となり、外国奉行翻訳方の責任者になる。1865年3月21日付の「箱館のイギリス及びロシア領事館焼失の件」は、「杉田廉卿 譯」、
「福澤諭吉 校」である。ただし、『福澤諭吉全集 第20巻』には「筆蹟は杉田の原稿に傍点の文字のみ福澤の加筆したもの」の註記がなされている。実態は、翻訳文のほとんどに傍点が付けられており、傍点がない箇所の方が珍しい。1年後の1866年6月30日付の「アメリカ公使館手狭に付別場所を求むる件」も、同様であり、杉田廉卿の「教育係」福澤諭吉の面目躍如といったところである。

『福澤諭吉全集 第20巻』に採録された「杉田廉卿 譯」・「福澤諭吉 校」は、この2件のみであるが、30歳代の福澤と20歳の青年・廉卿との翻訳を通ずる直接的交流を示す明白な証拠となっているのである。

杉田玄端が、洋書調所から翻訳御用頭取として外国奉行所へ戻ると、廉卿等への指導や福澤等との共同作業も復活する。1865年5月2日付の「オランダ留學生内田恒次郎へ金子支拂方の件」は「杉田玄端 譯」・「福澤諭吉 校」である。これ以降、「杉田玄端 譯」・「福澤諭吉 校」のパターンでの翻訳が数多く見られ、1866年10月12日付の「ハワイ國との條約取結の件」や10月22日付の「シーボルトその他の外人暴行の件」まで続く⁶³⁾。当然のことながら、これらには福澤による「傍点」の箇所は少ない。また、なぜか、この逆の「福澤諭吉 譯」・「杉田玄端 校」のパターンやふたりの共訳は、ほとんど見られない。

なお、3人によるものとしては、1865年8月16日付の「未條約國の臣民日本在留の件」は、「杉田廉卿・福澤諭吉 謹譯」、「杉田玄端 校」と10月9日の「イギリス假公使館造營工事延滞の件」は、「杉田玄端 譯」、「杉田廉卿・福澤諭吉 校」が上げられるが、実質的には、杉田玄端・福澤諭吉の譯（校）と考えるべきであろう。また、杉田玄端と廉卿の翻訳（廉卿訳・玄端校）としては、1867年5月30日付のオランダ公使ポルスブルックから外国事務執政あて文書「オランダ軍医官ボードウインの一時離日の件」がある（『長崎医学百年史』、p.137）。

杉田玄端と廉卿が、いつまで外国奉行所で翻訳の任にあたったかは不明だが、上の日付をもとに推定すれば、廉卿は少なくとも2年間、玄端も少なくとも1年半ほど、外国奉行所において、福澤とともに共同して翻訳に関する種々の作業を行っていたと思われるのである。

63) ただし、「シーボルトその他の外人暴行の件」は、「杉田玄端 譯」、「福澤諭吉 校」、「箕作貞一郎再校」である。

(3) 維新後の杉田玄端と福澤諭吉

1868（慶應4・明治元）年は、江戸城無血開城や戊辰戦争もあり、混沌を極める。薩摩藩出身の寺島宗則は、神戸居留地を抱える兵庫で「民生」にあたった後、横浜裁判所判事として、実質的に外交実務等にもあたる。「今の地方官の職務は勿論にして外務大臣たり、判事たり製鐵所長官たり、燈臺電信建築長官たるが如し」である（『寺島宗則自叙傳』）。

他方、幕臣となった杉田玄端と福澤諭吉は、これを別の道を歩む。杉田玄端に関する「海舟日記」の記載は、会津藩若松城の落城寸前の「慶應4年9月1日状」である⁶⁴。すなわち、

「奥州此程迄は弱かりしか、阿隈川<阿武隈川>近傍迄ニ押詰甚強しと云・・・

内田恒次郎 本日、杉田玄端より文通、同人何分朝廷より召されしを恐怖して病と成る、御免之事偏ニ頼む旨来翰、内田江頼、長谷川氏江其情を告げ御ゆるし之事頼ミ遣す」である。

この玄端の朝廷への出仕辞退から3か月後の明治元年12月には、玄端は、旧幕府の駿府府中藩（静岡藩）とともに行動をとるとし、翻訳の仕事から離れ、本来の医師に戻る。すなわち、杉田玄端は、沼津に設置された陸軍医局（医学所）の陸軍附医師頭取に就任する。ここで、医学教育を行う準備に入るものの、翌明治2年9月、陸軍医局は、沼津病院として改組・改称され、医学教育を行うことを止め、病院業務を行うこととなる（樋口（2005），pp.63-64）。この組織改組に伴い、杉田玄端は、沼津病院頭取となる。

福澤諭吉は、先に紹介した外交文書（1866年10月）の後、翌慶應3（1867）年1月、幕府の軍艦受取委員として渡米し、6月に帰国する。万延元年、軍艦奉行木村撰津守の従者の名目で咸臨丸に乗船し渡米したことに恩義を感じ、慶應4年2月には、この木村宅を塾生に警備させている。また、この月には、塾を「新銭座」に移転し「慶應義塾」と名づけている。これらと並んで、慶應4年で重要な件は、病気と称して明治政府等への出仕拒否の件である。

まずは、慶應4年3月の「私儀も一昨日御用召なるもの来り、無據病氣引いたし居候（3月6日付の大童信太夫あて書簡）」、「近來益々病弱相成、既に當三月四日御用召の砌も御斷申上候程の義にて・・・今般御恩招を奉辭（明治政府への出仕命令を辞する願書）」である。この件に関し、前者は、『福澤諭吉全集 第17巻』，pp.49-50に採録された書簡から引用であるが、その註や『福

64) 杉田玄端は、明治6年の上京後に、海舟の主治医を務めることから、「海舟日記」にも名前が頻出するが、幕末維新の記載は少ない。初出は、元治2年2月23日状の

「杉田玄端・福田鳴鶯来訪、聞く、越前敦賀に捕られ居る水藩竹（武）田耕雲初刑と云、・・・」

である。また、慶應元年4月22日状は、玄端が外国奉行支配翻訳御用頭取となって1月後に海舟を訪問し、長州藩の上海での動きを伝えている、すなわち、

「香取并杉田玄端来る、聞く、長藩海舶を上海ニ而米商に譲り、此船にて近傍を交易すと、藩人廿人計ありと云・・・」

である。このほか、慶應元年4月22日状や慶應2年3月10日状にも、玄端来訪の記載があるが、この時期に注目すべきは、慶應元年12月24日状の

「小鹿、調所ニ而銀三錠を賜はる」

である。調所（開成所）生徒の海舟の長男・小鹿が、成績優秀で褒美として銀三錠を与えられたとの記載である。玄端は、開成所教授であったが、この年の3月には外国奉行支配翻訳御用頭取として異動したのであった。

澤論吉全集 第21巻』の「福澤論吉年譜」, p.520では, この「御用召」を幕府からの「御使番」と解釈されている(さらに、『福澤論吉書簡集 第1巻』, p.87も同様の解釈をしている)。しかしながら, 後者(『福澤論吉全集 第20巻』, pp.19-20に採録)は, 明らかに明治政府(大坂の「外国官」)への出仕を辞する文書であり, この註でも, 召命辞退の願書の草稿とされている文書である。この文書の「既に當三月四日御用召の御も御斷申上候程の義にて」と「御使番」との整合性が気にかかる。

さらに、『福澤論吉全集 第21巻』の「福澤論吉年譜」によれば, 同年6月頃と11月頃にも, 新政府からの出仕の命令を受けたが, これを固辞している(pp.521-522)。「年譜」では, 6月の件が『福翁自傳』の記載事項と解されている。すなわち, このとき命を受けたのは, 神田孝平と柳河春三と福澤の3人が, 新政府から大坂行きの命を受け, 神田孝平がこの命に従っているが, 福澤は病気を理由に断っている。その後, 神田が出仕を勧めに来るが, 「大に論じて, 親友の間であるから遠慮會釋もなく勿付けた」のであった(『福澤論吉全集 第7巻』, p.159)。

次に時系列的には, 『蘭學事始』の出版について述べなければならないが, 多くの紙面を要するので, この件を後に回し, 杉田玄端の明治7年までの動向を簡単に述べることにしよう。

『蘭學事始』の出版後, 杉田玄端は, 前節で述べたように, 労咳(肺結核)の廉卿をその生まれ故郷でもあった沼津に引き取り世話するが, 明治3(1870)年2月20日, 逝去する。こうした中, 沼津病院と関係が深かった静岡藩の沼津兵学校は, 廃藩置県により静岡県管轄を経て, 明治4年9月に兵部省(翌年2月に陸軍省)に移管され, 明治5年には東京の陸軍兵学寮に合併されることになるが(樋口(2005), p.292), 沼津病院は, 廃藩後も地元が引き継ぐことで決まる。杉田玄端は, 明治5年8月, 病院存続の決意表明「壁書」を出し, 徳川家から資金援助を得て個人経営の形で病院を存続させる(樋口(2005), p.292)。患者を思っただけの決意であったが, 失敗を覚悟し, 地元有志がこの病院経営を引き継ぐことを期待してのことであった。明治6年12月, この病院の経営等に目途がついたと思われることから上京し, 開設されたばかりの慶應義塾医学所の診療所「尊生舎」の主任となる。

縫も, 沼津で廉卿の看病をし, 廉卿の逝去後も玄端夫妻の庇護・支援の下にあり, 夫妻に従って上京したと思われる。上京した玄端は, 医学教育に専念するとともに, 福澤論吉や森有禮等とも交流を深め, 明治6年9月設立の「明六社」にも, 遅れて畠山義成等とともに加入が認められる。福澤論吉が媒酌した縫と鐵之助のとの結婚は, 玄端が沼津から上京して1年もたたない, 明治7年10月のことであった⁶⁵⁾。

(4)『蘭學事始』の出版

ここで, 明治2(1869)年の『蘭學事始』の出版に話を戻そう。『蘭學事始』は, この出版以降,

65) 石河(1932)に従えば, 「尚ほ縫子は杉田成卿の長女で, 父の歿後は其家を継いだ杉田玄端に養われて成長した。先生[福澤論吉のこと]は玄端と懇意であったからその媒酌人となられたのであらう(pp.466-467)」である。しかしながら, この文の前半は, 本稿で考察したように正確さに欠けるが, 成卿逝去後に玄端夫妻の支援の下にあったことは確かなように思われる。

世に知られるようになるが、この出版は、周知のように福澤諭吉の勧めによるものであった。

『明治二年己巳新刻 蘭學事始 天真樓藏版』は、杉田玄端の「序文二代フ」、杉田廉卿の「蘭學事始序」の後に、杉田玄白の『蘭學事始』の本文が始まっている⁶⁶⁾。「序文二代フ」は、「曾孫」玄端による明治2年1月付のもので、大槻玄沢が作成した「杉田家略譜」から玄白に関する箇所を抜き出し、序文に代えたのであった。和田信二郎校定の『校定 蘭學事始』によれば、原文は、ひながら交じり文であったが (p.6)、この明治2年版では、カタカナ交じり文となっている。「蘭學事始序」は、「是書ハ只先生ノ漫筆ナレドモ古人苦心ノ一斑ヲ窺フベケレハ或ハ懦夫ノ志ヲ立テント思ヒ且ツ祖先ノ功勞ヲ没セザルハ子孫ノ務メナリト思フテ茲ニ刊行ス 明治二二己巳孟春 四世孫杉田鶴廉卿謹撰」で結ばれている。なお、「天真樓」は、玄白の晩年の居の名称であり、杉田家からの出版物には、「天真樓藏版」と刻されることが多かった。

『明治廿三年四月 蘭學事始』は、1890年4月の日本医学会第1回総会を記念しての『蘭學事始』の再刊であった。冒頭に福澤諭吉の「蘭學事始再版の序」と総会を記念した「祭前野杉田桂川大槻兩宇田川六先生文」が加わり、その後、「序文二代フ」、「蘭學事始序」、『蘭學事始』の本文という構成になっている⁶⁷⁾。

福澤諭吉の「蘭學事始再版の序」は、明治2年の『蘭學事始』再版の経緯を述べたものである。この要旨は、次の通りである。

- ① 蘭学事始の原稿は杉田家が所有していたが、安政2 (1855) 年の江戸大地震による火災で焼失し、写本も残っていなかった。
- ② 旧幕府の「末年」に、神田孝平が江戸・本郷通りを散歩中に、聖堂裏の露店で蘭学事始の写本を見つけた。
- ③ これは、杉田玄白の自筆本で、大槻玄沢に贈呈したものであった。
- ④ 神田孝平は喜んで、事の次第を学友同志に話したところ、皆が争って写し取る状況になった。「而して之を再生せしめたる恩人は神田氏にして、我輩の共に永く忘れざる所なり」である。
- ⑤ 当時、福澤諭吉は、箕作秋坪と親交があり、ふたりでこの写本を繰り返し読んで、ターヘルアナムに取り組んだ玄白の労苦を思い、「感涙」に浸ったのであった。
- ⑥ こうしているうちに、「一兩年」が過ぎ、世は「王政維新」の変乱の時代となり、学友らも方々に散っていった。
- ⑦ 明治元年に、小川町の杉田廉卿宅を訪ね、『蘭學事始』の出版を勧め、出版費用を出したのである。すなわち、「天下騒然復た文を語る者なし、然るに君が家の蘭學事始は我輩學者社會の寶書なり、今是を失ふては後世子孫我洋學の歴史を知るに由なく、且は先人の千辛萬苦して

66) 杉田玄端の「序文二代フ」と杉田廉卿の「蘭學事始序」は、明治2年と明治23年のオリジナル版のほか、和田信二郎校定の『校定 蘭學事始』のpp.1-6とpp.13-14に採録されている。緒方富雄校註の『蘭學事始』は、和田信二郎校定からの引用として、大槻玄沢が作成した「杉田家略譜」を掲載している (pp.123-126)。

67) 福澤諭吉の「蘭學事始再版の序」は、『福澤諭吉全集 第19巻』, pp.769-771による。明治23年のオリジナル版では、タイトルの記載はなく、本文から書き出しがはじまっている (また句読点もない)。和田信二郎校定では「明治二十三年福澤諭吉序」として (pp.9-14)、また、緒方富雄校註では「蘭學事始再版序」として (pp.120-122)、採録されている。

我々後進の爲めにせられたる其偉業鴻恩を空ふするものなり、就ては方今の騒亂中に此書を出版したりとて見る者もなかる可しと雖も、一度び木に上するときは保存の道これより安全なるなし、實に心細き時勢なれば賣弘などは出来ざるものと覺悟して出版然る可し、其費用の如きは迂老が斯道の爲めに資く可しとて、持参したる數圓金を出し懇談に及びしかば」である。

- ⑧ 当時は、まだ活版印刷がなく、草稿を校正し、(版下を廻し)桜の版に彫刻する時代だったので、出版は、明治2年になった。
- ⑨ 「不幸にして廉卿氏世を早ふせられ、版本も世間に多からず」であるが、今回、日本医学会によって再版されることになり、「迂老の喜び喩へんに物なし」である。

その後の研究では、(1) 神田孝平が見つけた『蘭學事始』は、杉田玄白の自筆本ではなかったこと、(2) 写本もいくつか存在し、そのタイトルも、『蘭東事始』、『和蘭事始』、『蘭學事始』の3種類が存在すること、(3) 杉田玄白が自筆草稿の追加・訂正等を弟子の大槻玄沢に依頼し、玄沢がこれに応じて整備の上、「玄沢大槻茂質序文」を付け、『蘭東事始』と題して玄白に進呈したこと、(4) 明治2年の出版の段階でのタイトルは、『和蘭事始』となっていたが、福澤によって『蘭學事始』に変更されたこと等が明らかになっている⁶⁸⁾。

ところで、聖堂裏で蘭学事始の写本を見つけた神田孝平は、天保9(1838)年9月生まれで、嘉永6(1853)年7月から1年ほど、縫の父・杉田成卿に入門し、蘭学を学んでいる。成卿は、「理解ノ能力健全ナレハ将来必ラス有爲ノ士トナラント」と評し、その「才幹ヲ愛シタ」という(『神田孝平略傳』, p.5)。その後、長崎に遊学し、福澤諭吉と知り合いになったとされており、江戸に出て英学の必要性を感じた福澤からは、共に学ぶことを説かれるが断っている(『神田孝平略傳』, p.8及び『福澤諭吉全集 第7巻』の「福翁自傳」, pp.83-84)。神田も、文久2(1862)年2月には、蕃書調所の教授方として出役し、慶応2(1866)年には、開成所の教授並となっている。この経歴からすれば、杉田玄端が外国奉行所に異動するまでの期間、開成所(洋書調所・蕃書調所)において、玄端の部下だったことになる。また、先の「蘭學事始再版の序」では、蘭学事始の写本の発見から「一兩年」が過ぎて「王政維新」とされていることからすれば、この時期の発見と推定されるのである。この時期は、外国奉行所において、福澤と玄端と廉卿がともに外交文書の翻訳に従事していたことが確認できる時期でもあった。それから2年後の慶応4(1868)年6月、神田は、開成所御用掛に転じ、さらに新政府からの出仕要請に応じて、7月に京に上り、大坂の小松帯刀の指揮下に入り、9月には1等訳官となっている。以後の略歴は省略するが、明治7年頃は、富田と同じく「明六社」の「通信員」であり、官職は「兵庫県令」であった。

福澤が、杉田廉卿宅を訪ね、『蘭學事始』の出版を勧め、出版費用まで出したのは、洋学の歴史を知り、先人が千辛万苦して偉業達したことを後世に伝えようとする目的ではあったが、これまでの本稿の考察からすれば、福澤の玄白に対する尊敬の念、廉卿の岳父・成卿に対する私淑の念、玄端と廉卿との翻訳作業を通じての一体感等、杉田家に対する畏敬の念があったと見るべきであ

68) これらの成果は、緒方富雄校註のpp.114-130による。なお、「玄沢大槻茂質序文」は、このpp.117-119と和田信二郎校定のpp.17-20に採録されている。

ろう。福澤には、一貫して「洋学」こそが、日本の文明進歩を導くという固い信念があったのである（大久保（2007）、p.184）、杉田家は、まさしく「洋学」の先駆者そのものだったのである。

6 廉卿の友人たち：乙骨太郎乙・尺振八・津田仙と新島襄

福澤と杉田家の関係は、上で述べた通りであるが、ここで、縫が死別した先夫・杉田廉卿とその友人（福澤とも関係が深い人々）との交流について考察する。彼らの多くは、後に、富田鐵之助とも交流し始めるからである。

第1は、「今川小路」の杉田廉卿宅には、乙骨太郎乙（華陽）が寄寓していたことである⁶⁹⁾。乙骨も、万延元（1860）年12月に蕃書調所書物御用、文久2（1862）年2月に蕃書調所翻訳筆記方、元治元（1864）年9月に開成所教授手伝並、さらに慶應3（1867）年6月に外国奉行支配調役、明治元年に沼津兵学校二等教授（明治3年に一等教授に昇格）となっている（樋口（1998）及び『沼津兵学校とその時代』、pp.80-81）。従って、乙骨も、杉田玄端の部下だった時期があり、福澤や廉卿とも仕事を通じて知り合いだったのである。事実、「幕末外交文書譯稿」には、1867年12月26日付の「貿易通用銀貨の件」ほか1件が「乙骨太郎乙 譯」、「福澤論吉 校」として掲載されているのである（『福澤論吉全集 第20巻』、pp.806-807）。

幕府「遊撃隊」の伊庭八郎は、箱根で新政府軍との戦いに敗れ負傷したが、その後、榎本艦隊の「美加保丸」に乗船し、箱館に向かうが、慶応4年8月26日、台風にあい今の犬吠埼の北で座礁する。再度、箱館までの行くこと決め、新政府の捕縛を逃れられるような比較安全経路を探していたのである。伊庭とともに「美加保丸」に乗船していた中根淑（香亭）が、乙骨太郎乙が杉田廉卿宅にいることを知り、この件を相談に来たのであった。居合わせた廉卿は、熟考の上、今は横浜の知人も少なくなり、大事を託せるのは尺振八のみとし、尺を推挙したのであった⁷⁰⁾。中根は、尺の説得に応じに箱館行きを断念するが⁷¹⁾、伊庭は、尺の助力により外国艦に乗船し、11月28日、

69) 乙骨の寄寓の件は、中根（1916）の「尺振八君の伊庭八郎を救ひたる始末」、樋口（2011）及び中村（2014）による。中根（1916）では、「乙骨華陽が今川小路なる杉田廉卿氏に寓居せると聞き往復いて」と記載されている。「今川小路」は、現在の東京・神田神保町であるが、中村（2014）は、なぜか「深川今川小路」としている（p.152）。また、樋口（2011）は、「福沢論吉が小川町（今川小路と同じ）の杉田廉卿宅」とのコメントを付けている。確かに、当時、小川町と今川小路とは隣接していたから、書き手（福澤論吉と中根淑）が杉田廉卿宅の住所を大まかに述べていたとも考えられるが、第2の件で述べるように、廉卿がよく引越をしていたことを勘案し、書き手の住所表記に忠実に従えば、近隣の別の住いと考えた方が適切であるようにも思われる（すなわち、廉卿は、小川町、今川小路、牛込の順に住いを変えたとも推測される）。

中村（2014）では、「成卿の次女つぎを娶っていた乙骨」が「廉卿の家へ転がり込んだのだ」と述べているが（p.153）、（ふたりの結婚の時期が不明であり）乙骨の寄寓が縁となって、縫の妹・継（つぎ）と結婚した可能性は残る。

70) 伊庭八郎は、池波正太郎の小説『剣士伊庭八郎 幕末遊撃隊』（青樹社、1970年）等でも取り上げられている。横浜での中根と尺の出会いについては、『伊庭八郎のすべて』、p.134を参照のこと。また、尺宅（英語塾）での伊庭のエピソードは、前掲書のpp.135-141および中村（2014）、pp.157-158を参照のこと。

71) 箱館行きを断念した中根は、この後に、乙骨の従者の名目で沼津に行き（中村（2014）、p.156）、乙骨は沼津兵学校の「二等教授方（英蘭漢）」、中根は「三等教授方（漢）」となる。

無事に箱館に到達することができたのである。

この尺振八は、万延元（1860）年に中浜万次郎（ジョン万次郎）から英語の手ほどきを受けた後、アメリカ公使館に詰めて英語を習得し、文久3（1863）年には、益田孝や矢野次郎とともに、第2回遣欧使節団（池田使節団、横浜鎖港談判使節団）の通訳としてヨーロッパに渡っている⁷²⁾。1866年9月5日には、アメリカ公使館のポルトメンから外国奉行あてに、「尺振八をアメリカ公使館に逗留せしめる件」の要望が出され、3か月ほど公使館の通訳も務めている（この要望書は、「福澤諭吉訳」である（『福澤諭吉全集 第20巻』、pp.769-770）。さらに、慶応3（1867）年には、福澤諭吉や津田仙とともに、軍艦受取委員の通訳として渡米するが、福澤や尺八は、その船内で飲みながら壮語快談の末に幕府批判を行い、帰国後には、福澤が尺宅に宿泊するなど親しい交際をしていたのである（富田正文校訂の『新訂 福翁自伝』、pp.168-170及び尺（1989））。江戸城開城後には、横浜に移りアメリカ公使館に勤務する傍ら英語塾を開くが、直に兵庫のアメリカ公使館の通弁官となっている。

第2は、杉田廉卿は、維新の混乱の中、牛込・毘沙門手前横町に転居するが、その隣には、津田仙が住まいしていたことである。杉田廉卿宅に寄寓していた乙骨太郎乙が、中根淑を伴い沼津兵学校に赴任し、翌明治2年春には、福澤諭吉の勧めで『蘭學事始』も出版されるが、その直後のことであった。

慶応3（1867）年に福澤諭吉とともに通訳として渡米した尺振八と津田仙は、ともに、この以前から「新島襄」の友人であり、しかも、「廉卿と新島と津田」は、「聖書研究仲間」であった⁷³⁾。新島襄の蘭学研究については、種々諸説があるが、安政6（1859）年には、再び蘭学の勉強を思い立ち、杉田玄端に入門する⁷⁴⁾。杉田廉卿は、縫の父・成卿の逝去に伴い、杉田成卿家を継ぐが、新島襄の蘭学の手ほどきを、玄端に替わって廉卿が行ったとの見方も出されているほどである（『新島襄全集 6』、p.10及び森中（1959））。この点からすれば、廉卿（15歳）と新島（17歳）の交際も、この時期から始まったと見られるのである。縫（12歳）も、廉卿を通して、多分にこの頃から新島を見知っていたと思われるのである⁷⁵⁾。

新島は、翌年の万延元（1860）年11月には、（数学を学ぶ目的をもって）幕府・軍艦操練所に入学し、（数学等を基礎科目とする）航海術を学ぶものの、元治元（1864）年6月には箱館からア

72) 尺振八の略歴・エピソードは、尺（1990）による（明治に入ってからのことではあるが、尺家は、乙骨家から東に200～300メートルのところにあったという）。

73) 森中（1960）及び樋口（2011）による。

74) 新島が杉田玄端に入門した時期は、安政6年4月25日から7月1日の間（『新島襄全集 6』、p.10）、もしくは、安政6年夏ごろとされている（錦木（1965）、（1966）、（2003）を参照のこと）。

75) 20年後の明治19年頃には、宮城英学校（後に東華学校と改称）設立に関して、富田鐵之助は新島あてにひんばんに書簡を出す。その中には、縫に関係する書簡（明治18年12月27日付の「御添書之義愚妻よりも申聞候、宜敷申上候様申出候」）や、上京の際に無駄な出費を省き、相談をスムーズにするために、富田宅への宿泊を申し出る書簡（明治19年1月13日付）や、縫の病状を心配する新島に対して縫を「山妻」と表現しその様子を伝える書簡（2月6日付の「山妻も追々軽快方ニ候得共」、同17日付の「山妻も追々快方ニ御坐候」、3月7日付の「山妻江之御添筆奉謝候」）もあり、これら書簡からの推測である（それぞれ、『新島襄全集 9 <上>』のp.208、p.214、p.218、p.226による）。

メロカ船で密航し、西回りで、ほぼ1年後にボストンに着く。ハーディの支援を受け、アンドーヴァーのフィリップス・アカデミーにも入学し、生活も軌道に乗った慶應2(1866)年2月になって、新島は、はじめて、父・民治あてに箱館脱出からの経緯を伝える手紙を書くが、その1週間後には、家族と杉田廉卿・飯田逸之助に対して「何レ様へよろしく御伝言被賜候」の手紙を送っていることから見ても、廉卿は、新島の無二の親友であったことが分かる(『新島襄全集 3』, p.30)。

新島のアメリカ密航の露見を恐れて、新島からの書簡は、横浜のオランダ改革派宣教師・バラから(横浜在留時には)アメリカ公使館通訳・尺振八を経て、さらに津田仙から父・民治に届けられることが多かった⁷⁶⁾。民治あて書簡の中で注目すべきは、「ハーディ夫妻のため日本の草花の種を杉田廉卿に頼んで送ってもらいたい旨」を記した1867年12月25日付の書簡である(『新島襄全集 3』, p.48及び『新島襄全集 8』, p.47)。しかしながら、書簡の到着時は、維新の混乱期であり(新島家も東京から安中に戻っており)、これが実行に移されるのは、明治2年に入ってからのものであった。すなわち、明治2年1月(1869年2~3月)に、父・民治が「牛込」に住む杉田廉卿を訪ね、新島の写真を渡すとともに、アメリカに送る草花の種について相談をする(『新島襄全集 8』, p.57)。明治2年2月9日付(1869年3月21日付)の新島民治から襄あての書簡は、維新の動向を知らせる長文の書簡であるが(『新島襄全集 9 <上>』, pp.20-41)、この中には、杉田廉卿が「牛込辺へ引移候由ニ付・・・毘沙門手前横町之趣ニ而駢と相分」,「書面并写真像遣候処」,「申越候種物之義相談いたし候処」の記載が見られるのである。

さらに、同年4月12日付(同年5月23日付)の民治からの書簡では、「右種物取集方杉田君江相談候処、小嶋仙弥隣家ニ住居」であり、小嶋が懇意にしている巢鴨の植木屋に頼んで集めてもらったことを伝えるとともに、その小嶋は「同人も当時津田仙弥と申候」であり、アメリカへの種物の送達に関しては、横浜の尺振八の世話になったことも伝えている。

これに対して、新島襄は、父・民治あての書簡において杉田廉卿への感謝の伝言と再度の写真の届けを依頼する。すなわち、1869年5月10日付書簡の「大人義杉田君に御逢被成、其上先生より草木の種小子の為に御取集め可被下とし御深切之至名難有そんし候、何卒御逢ひ二候ハ、よろしく御伝言可被下候(『新島襄全集 3』, p.70)」と1869年6月16日付書簡の「書面に封し候一の写真像ハ何卒杉田廉卿先生へ御届け、かつよろしく御鶴声被成候様奉希候(『新島襄全集 3』, p.77)」が、これである。

ところが、この数か月後の7月26日(1869年9月2日)、弟・新島双六は、旧知の神田孝平、吉田賢輔、松本良純、川田剛らの消息を伝えるが、杉田廉卿については、「杉田君ハ重病にて「労咳症之由」玄端君沼津え連れ帰り候由」である(『新島襄全集 9 <上>』, p.46)。これにより、明治2年の夏に杉田玄端が結核にかかった廉卿を沼津に引き取ったことが判明する。さらに、これに対する

76) 当初は、オランダ改革派宣教師・ブラウンと浜田彦蔵(ジョン万次郎)ルートやブラウン・杉田廉卿のルートを考えてようであるが(『新島襄全集 3』のpp.38-39)、バラ・尺・津田のルートに落ち着いた。ただし、慶應3(1867)年の尺振八と津田仙の渡米中は、膳所藩士・安食桂二郎(粟津高明)によって民治のもとへ届けられている(『新島襄全集 8』のp.43)。

弟・双六への返信（1870年4月22日付）では⁷⁷⁾、「杉田君重病の由甚気之毒千万ニ御座候」と病状を心配し、直接に書状を出せないの、代わりに「余の事も書認、かつ先生の起居を問ひ呉候様いたし度候」との依頼もしているのである（『新島襄全集 3』, p.81）。

しかしながら、廉卿は、この返信の直前の明治3年2月20日（1870年3月21日）に逝去したが、その報はアメリカの新島には届いていなかったのである。いつ新島が廉卿の死を知ったかは不明だが、樋口（2011）によれば、明治3年12月29日頃の静岡藩士・曾谷言成に日記には、アメリカ経由でのイギリス留学の直前に、乙骨太郎乙の訪問を受け、吉田賢輔・尺振八・乙骨の3人が健在でいることと杉田廉卿が死亡したことを新島に知らせしてほしい旨を依頼されたことが記載されているのである。

樋口（2011）は、曾谷がアメリカで新島に会えたか否かは不明としながらも、1872年3月には、田辺太一から廉卿の死を聞かされた可能性があると見ている。高橋（2016）で言及したように、岩倉使節団がワシントンに到着すると、新島は、富田鐵之助や島山義成等とともに、「特命全權使節」から「官費留学規則取調」を命じられ、3月8日には、この初めての会合が開かれ出席している。さらに、この日、新島は、使節団一等書記官の田辺太一・外務少丞（幕末に2回渡仏し、外国奉行支配組頭や維新後に沼津兵学校一等教授方の経歴をもつ）から吉田賢輔と尺振八の消息を聞いたのであった（『新島襄全集 3』, p.97の吉田賢輔・尺振八あて書簡及び『新島襄全集 8』, p.83）。なお、前日の3月7日には、ジョージタウンの新島の宿所から2マイルのランマン宅に滞在していた（使節団同行の）女子留学生の津田梅子（津田仙の娘、当時8歳、後に津田塾の創立者）と吉益亮子に会っているのである。

周知のように、この後、新島は、使節団理事官の田中不二麿・文部大丞の通訳としてヨーロッパの教育事情の視察に出るが、それはともかくとして、上で取り上げた種々のエピソードからは、杉田廉卿と新島襄（さらに津田・乙骨・尺）との濃密な人的関係を知ることができるのである。

7 結婚エピソード

明治7年10月4日、上で述べたように杉田家と深いかわりをもつ福澤諭吉の仲人によって、富田鐵之助と縫は結婚式を挙げた。縫の回想によれば、「福澤先生などが口を利いて下さった」ことで結婚の話が進み、式も福澤宅で行われた（石河（1932）, p.466）。式は、「万事書生流」で至極簡単に、万事略式で進められ、「婚姻契約書」もその一環であった。ふたりは、式の後、西洋風に江の島まで新婚旅行に出かけるが、福澤も馬に乗って品川駅まで見送りに出る⁷⁸⁾。新婚生活は、福澤宅の裏座敷であった（鐵之助がアメリカに戻った後のしばらくの間、縫は福澤宅に住むが、やがて福澤の旧主であった中津・奥平家の長屋に移る）。縫の回想によれば、福澤は、「ほんとは非常にマメな方で、毎朝お米を一臼づゝ搗かれる、お臺所の掃除まで自分でなされるといふ

77) この年の7月、新島はアーモスト大学を卒業し多忙であったためか、明治3年の書簡としては、この書簡のみが『新島襄全集 3』に採録されているに過ぎない。

78) 「品川駅」の記載は、『福澤諭吉全集 第21巻』, p.589による。

方」であった。

富田鐵之助は、10月13日、この福澤宅の裏座敷（三田二丁目十三番地）から大童信大夫あてに結婚報告の書簡を送っている⁷⁹⁾。すなわち、

「爾後御不沙汰 爾御安康奉賀候 當方小生之景況ハ 岩淵より御聞取被下候事・・・

福澤初メ諸友人之周旋ニ而 東京一ノ佳人ヲ得申候 之ハ杉田成卿ノ娘ニ而 此節杉田玄端ノ養女ニ可相成候者也 而して福澤之住所裏座敷ヲ借り受 假住居ト極メ 暫時留守致居候 尤可相成ハ直々此ノ一局中江残シ置申度候 何レニモ米國江ハ携へ不申都合ニ候 旅費之多端ヲ厭へ候故也・・・」

である。鐵之助は、40歳（数え歳）での初めての結婚であり、「東京一ノ佳人ヲ得申候」と素直にその喜びを表している。他方、杉田廉卿と死別した縫は、二度目の結婚であったが、幼少時に父・成卿を亡くしており、親代わりの杉田玄端を（当時の結婚時の慣習であった）仮親としての結婚であった。なお、冒頭の岩淵は、母の実家の岩淵家の関係者（多分に岩淵英喜）と思われる。

ところで、縫の回想の「福澤先生などが口を利いて下さった」や大童あて書簡の「福澤初メ諸友人之周旋ニ而」の「など」、「諸友人」とは誰なのか。気になるところではあるが、まったく不明である。杉田玄白は、大槻玄沢に『蘭學事始』の草稿を預け、追加・編集を依頼した。その玄沢の二男であった大槻磐溪は、自分の三男・大槻文彦にあて、富田と縫が福澤らの世話で結婚したことを知らせる書簡（明治7年10月12日付）を送っている⁸⁰⁾。富田にとって、磐溪は、「など」、「諸友人」や「ら」を越える存在であったことは確かであるが、磐溪も、富田や福澤の周辺にいたのである。

ちなみに、大槻磐溪は、慶応元（1865）年には仙台藩校養賢堂学頭を務めているが、それ以前から玄白の孫・杉田成卿と交流し、福澤とも書簡を交換していたのである⁸¹⁾。こうしたことからか、明治7年の『学問のすゝめ』で展開された福澤の所説（楠公権助論）が世間の批判にさらされたことに対して、大槻磐溪は、上の文彦あての書簡の半月後の10月27日、「朝野新聞」に長文の弁護の筆を執り、福澤は、10日後には、これに対する礼状を出す（『福澤論吉全集 別巻』、pp.28-30）。

福澤は、富田の結婚からはほぼ2年後の明治9年9月28日の大槻玄沢逝去50年忌において、「今を去

79) 大童家文書（仙台市博物館寄託）による。この書簡は、吉野（1974）、p.396にも採録されており、本稿はこれを引用した。

80) 書簡は、宮城県仙台二華中学校・高等学校「富田鐵之助」特別展（平成28年4月20日～5月23日）において展示されたものである。

なお、大槻文彦は、明治5年に文部省に出仕し、明治7年当時は、宮城師範学校の校長であった（宮城師範学校は、東京師範学校に次いで、大阪師範学校とともに我が国2番目の師範学校として開校した）。大槻は、その後文部省を辞し、我が国最初の国語辞典『言海』の編纂に専念した。明治24年に富田等が発起人となって『言海』出版祝賀会が開かれたが、祝辞の順番（伊藤博文の次に福澤）をめぐって福澤から異論が出され、富田がその取捨にあたり、伊藤博文のみの祝辞で決着している。

81) 杉田成卿については、『江戸の文人交遊録 大槻磐溪をめぐる人々』、p.11を参照のこと。福澤との書簡の往復の状況については、福澤から磐溪あての書状（文久3（1863）年4月1日付）を参照のこと（『福澤論吉書簡集 第1巻』、pp.31-34に所収）。

ること凡そ百年、我日本洋學の先人たる前野、杉田、大槻等の諸先生が、始て蘭學に従事せしときの有様を追想するに、其事業の困難は固より論を俟たず」と述べ、「故大槻磐水先生五十回追遠の文」を捧げ（『福澤論吉全集 第4巻』、pp.407-409）、洋学こそが日本の文明を進歩に導くという固い信念と洋学先人に対する厚い思慕を示すのである（大久保（2007）、p.184）。

第4章 商法講習所の誕生

1 商法講習所の胎動

(1) 文部省と東京府

明治5年4月17日、文部省から商法学校設立が提起される。『公文録・明治5年』、第47巻（文部省伺録）の「(件名番号019)「商法学校興立ノ儀伺」がこれである⁸²⁾。

この日、文部省は、正院に対して「外国との通商交易が盛んになってきていることから、外国人教師による商法学校を興す必要があること、この外国人教師には大学東校のワグネルを充てたいこと、ワグネルの後任の人選を帰国予定のプロシア辦理公使のフォン・ブラウン依頼したいこと」についての伺い書を出す。正院は、これを了承し、4月20日、大蔵省に対して予算措置の検討を命じる。ところが、4月28日付の大蔵省の回答は、「普通の「学制」さえも整備されず、充分な学校施設もなく、ひたすら「理論（原文は「管理論」）を学び通商交易等の学科を学んでも、実際の所得の増加にはつながらない」、「校舎等は、人民とともに創建すべきであり」、「不急の事項なので、これを見合わせるよう「下知」していただきたいので、別紙の伺書も返却したい」であった。当時の状況からすれば、大蔵省の見解にも理があり、商法学校設立は非常に厳しい状況にあった。

正院は、この反論を受け、洪澤栄一・従五位の参朝の際に、再検討を求め、5月3日、大蔵省にも文書で連絡する。こうした事態を受けて、文部省も、7月2日に、外国人教師の赴任旅費を1,000円から650円に減額して（3年契約、給料1か月300円、赴任支度料400円は変更なし）、再度、伺書を正院に出す（翌日、正院から大蔵省へ伝達される）。

ワグネルは、この年の2月に大学南校から東校へ移り⁸³⁾、化学・数学等を教えていたから、商業教育とは無縁の人物であった。文部省（大学東校）の伺書のねらいは、商法学校の設立や外国人教師の雇い入れではなく、外国人教師の増員であったと思われる。このためか、7月の正院から大蔵省への二度目の通知にもかかわらず、文部省が提起した商法学校設立は、ここでいったん止まる。

同じ明治5年7月、大蔵省の意見を斟酌するかのように東京府は、正院に対して次の主旨の伺書を出す⁸⁴⁾。すなわち、「文明開化の時代に学校設立は地方の急務である。文部省からの通知もあり、

82) この節で参照した「公文録」は、国立公文書館デジタルアーカイブ版であるが、細谷（1990）にも、同文が採録されている。

83) 『公文録・明治5年』、第46巻、件名番号026による。

84) 『公文録・明治5年』、第84巻、「(件名番号051) 凶備金商学舎資本へ振替ノ儀申立」による（ただし、この文書の件は、『都史紀要7 七分積金』では言及がない）。

東京府では、これについて府下の者とも相談し「商学舎」を建てることにしたが、教師人件費だけでも1か月700円ほど必要になる。江戸では、寛政以来、凶備に備えて蓄えをしてきたが、明治元年には10万石となった。昨年(明治4年)、これを売却したところ、10万1,504両であったので、この利子1,050両(利率は1か月1分(1%))を学校運営費に充当したいので、これを認めていただきたい」旨の伺書である⁸⁵⁾。この伺書には、「平民の積立金が原資であるので、利金のみをこれに充てること」や「商学舎」という名称ではあるが、華士族でも入学できる」旨も述べられているのである。なお、上の伺書の中で、「両」と「円」が併用されているのは、明治4年の「新貨条例」において、新旧貨幣の接続面から「1両=1円=金1.5グラム」(対外的には「1円=1 USドル」と規定されたことによる。

ところが、明治5年8月2日、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」として知られる「学制(太政官布告第214号)」が布告され、大学・中学・小学を基本とする三段階の単純な学校体系等が定められた⁸⁶⁾。実業教育については「工業」、「商業」、「通弁」、「農業」、「諸民(実業補習)」の各学校を「中学校レベルの学校」とする学校体系であった。さらに、翌明治6年4月28日には、「学制二編(文部省第57号)」の追加布達が行われ、「外国教師にて教授する高尚な学校」として「専門学校」の規定が追加された。

これにより、「法」、「医」、「理」、「諸芸」、「鉱山」、「工業」、「農業」、「商業」、「獣医」を専門学校とする学校の制度設計ができあがった⁸⁷⁾。5月には、「外国語学校」、「外国法学校」、「外国理学校」、「外国諸芸学校」、「外国工業学校」、「外国鉱山学校」の各教則が、次々と制定され、11月には「外国教師にて教授する医学校教則」も制定されるが、「外国商業学校教則」は、追加された「学制」の本文には「別冊あり」と記載されるものの、(商業学校は、専門学校の中では最後

85) 酒井(2008)に採録された如水会館開館式における洪澤栄一の挨拶(大正8年9月29日)によれば、「洪澤が役人をやめて第一銀行に入った頃に、森が、アメリカから、商業講習のために教育所を設ける必要があることを、時の東京府知事大久保一翁に伝えて来た。大久保は、共有金をもってこの端緒を啓きたいと考えた」というのである。商法講習所設立から44年後の挨拶であり、必ずしも時系列的に正確とは言えない点もあるが、大筋は合致している。森は、第1章で述べたように、明治6年3月29日、アメリカを立ちヨーロッパに向かうことから、アメリカからの大久保への連絡は、当然にこれ以前のことになる。しかも、大久保一翁の府知事就任の月(明治5年5月)と東京府の伺書の月(明治5年7月)とに着目すれば、(第一銀行の営業開始日と齟齬は出るが)森が商業講習の教育所の必要性を大久保に伝えたのは、明治5年5月からの2か月に限定されることになる。しかしながら、第一国立銀行の営業開始は明治6年6月(国立銀行条例公布は前年11月)であり、洪澤栄一の第一銀行入行の時期とは齟齬がある。

86) 名実ともに「大学」と称される教育機関は、明治10(1877)年に始まる。すなわち、安政3(1856)年の蕃書調所を起源とする)幕府・開成所は、「開成学校」として明治政府に引き継がれ、いったんは「大学南校」と称されるが、明治5年の学制により「第一大学区第一番中学」と改編される。翌年4月には、学制二編の布達により、「中学校」から「専門学校」に転換され、再び「開成学校」と称されることになる。11月には、開成学校から「東京外国語学校(東京外国語大学の前身)」が分離・設立する。その後、明治10(1877)年、開成学校(東京開成学校)と東京医学校との統合により、東京大学(第1次)が設立される。なお、東京大学医学部の源流に関しては、神谷(1997)を参照のこと。

87) 『法令全書 明治5年』, p.153及び『法令全書 明治6年』, p.1507に記載された「学制」の条文による。『法令全書 明治6年』には、各教則も採録されている。商業学校を最後に設置する件は、『都史紀要 8 商法講習所』, p.6による。なお、蛇足ながら、「経済学」は、「学制」本文において「法学校」の教育科目と規定され、「商業学校」科目ではなかった。

に設置するとされたためか) 実際には頒布されることはなかった。

このように、学制で規定された学校体系の速やかな整備や学制二編の「外国教師にて教授する高尚な学校」として「専門学校」の規定等もあり、明治5年7月の東京府から正院あてに出された伺書は、この段階では、陽の目をみなかったのである。

(2) 森有禮と大久保一翁

森有禮は、少辨務使や代理公使として在米中から教育の在り方や制度に関心を持ち調査研究していたこともあり⁸⁸⁾、一国の強さは「富資」の充実にあり、「富資」の源は有為有識の人材が実業界で指導的役割をすることにあるとの考え方に至ったとされる(『商法講習所』, p.25)。現代的視点からすれば、日本の経済発展のために経済や商業に精通する人材を育成し、彼らを産業界のリーダーとするとの考え方であった。

在米中の森は、本稿の第1章で述べたように明治6年の「学制二編」の「海外留学生規則」の整備にも関与していたことから、明治5年の「学制」の新たな学校教育制度について十分に把握していたし、また、明治6年7月23日に帰朝することから、「学制二編」の「外国教師にて教授する高尚な学校」としての「専門学校」についても承知していたのである。

こうして、森は、「国立の商業学校設立の希望を文部省に打診」するが、「文部卿大木喬任はこれを受けなかった」のである(『一橋大学百二十年史』, p.6)。『一橋大学百二十年史』では、この理由は述べられてはいないが、(1) 商業学校設置は専門学校の中では最後とされたこと、(2) 大蔵省から商法学校校舎等は民間と協力して創立すべきという意見が出されたこと、(3) 岩倉使節団副使・木戸孝允の森に対する人物評価、(4) 「学制」成立過程における森の文部省への関与等を総合的に判断したためではないかと推測される。第1章第3節において、明治5年2月に森が少辨務使辞職願を出したことを紹介したが、この時期の森は、「自分には外交の仕事には向かない。文教の府こそ渾身自らの力を注げる場所」と考え、文部省入りを希望していたが、森に批判的な岩倉使節団副使・木戸孝允は、大蔵大輔井上馨に書簡(明治5年3月11日付)を送り、「国家のために、万が一にも森のような人物を文部省に入れないように、と井上に念を押している」のである(犬塚(1986), p.146)。文部卿の大木には、商業学校設立を足掛かりにしての文部省入りと捉えられ警戒されたのかもしれない。これも勘案されてか、ともかくも、森の国立の商業学校設立の願いは却下されたのである。

文部省と森の商法学校設置計画の関係について、細谷(1990)は、「この二つの商法学校設置計画は互いに全く関係なく進められ、森は六年七月に帰国し、大木と面会して初めて文部省の商法学校設置計画を知ったのではなからうか」としているが(p.157)、少なくとも、森は、文部省が「学制二編」に規定された「外国教師にて教授する高尚な学校」としての「専門学校」を設置

88) 森は、帰朝に先立ち、1872年2月、アメリカの有識者に対して教育の効果に関する質問を発し、多数から(とりわけラトガース大学のマレー教授から)、日本の経済発展のためには、商業教育や経済学教育が重要である旨の回答を得ている(『一橋大学百二十年史』, pp.3-4)。

する方向にあることは意識していたものと思われる。

森の願いが却下される中、27歳と若かった森は、「明六社」を結成するなどアクティブな行動をとり、さらに、大木の拒否にも関わらず、商学校（商法講習所）設立に向けて具体的な行動を起こす⁸⁹⁾。森は、商法講習所の必要性を東京府知事・大久保一翁に説き、大久保は、これにともなう財政的支援を会議所が管理する「七分積金」に求めにその検討を要請したのである。『都史紀要7 七分積金』に整理・採録された2つの文書、すなわち、

「明治六年十月 森有禮氏商学校ヲ設ケテ西洋商法ヲ講習スルハ当時ノ要務ナルヲ大久保知事ニ協議シタルヲ以テ、知事ヨリ会議所ニ申論アリ、会議所ハ其旨ヲ奉シテ木挽町八丁目十三番地ノ下付ヲ稟議シ、講習所ノ敷地ヲ定メタリ (p.153)」と「先ニ前ノ米国駐在ノ我ガ弁理公使森有禮君が帰朝ノ後ニ当リ西洋商法講習所開設ノ事ヲ協議セシ事アリ。明治六年十月三十一日府庁ト会議所ニ該校ヲ開設スベキ事ヲ説論シ其地位ヲ指示ス。乃チ之ヲ奉ジ木挽町八丁目十三番地ヲ下与セラレン事ヲ稟ス (p.196)」がこれである。

この結果、明治6年11月4日、公式に「東京府知事大久保一翁」から「太政大臣代理 右大臣岩倉具視」あてに「木挽町8丁目8番地へ商法講習所相設ノ届」が出されるに至ったのである⁹⁰⁾。この届けには、東京会議所頭取（藤田東四郎・田畑謙蔵）から、「商業書籍により講習を行うことについて森有禮と相談したところ、会議所内では、商法講習所創設で合意が得られた。ついでには、木挽町8丁目8番地の地所を払い下げていただきたい」旨の別紙も添付されていたのである。

これに対する「東京府知事大久保一翁」からの11月10日付の回答は、「森有禮の商業書籍講習の件を正院に届けたところ承認されたが、木挽町8丁目8番地の地所を払い下げの件は、決定までに日数を要すること」であった。これを受け、会議所は、12月3日、再度の地所払い下げの願い書に関係各位（御掛御中）に出すに至っている。

この「商法講習所相設ノ届」が出されたのは、「太政大臣代理 右大臣岩倉具視」の肩書が示すように、明治6年10月の朝鮮出兵をめぐる政変の直後のことであった。周知のように、明治6年8月に、廟議ではいったん朝鮮派遣を決定したが、9月に岩倉使節団が帰国すると、岩倉、大久保利通、木戸孝允がこの決定に反対し、廟議はふたつに割れる。太政大臣三條実美が所労となったことから、10月20日、「太政大臣所労中右大臣代理候條此旨相達候事」により⁹¹⁾、岩倉具視が「太政大臣代理」となる。10月24日、岩倉は、天皇に対して、廟議決定の朝鮮派遣を上奏するとともに、太政大臣代理としては「反対」である旨を述べ、朝鮮派遣の無期限延期が決定される。これにより、西郷隆盛、副島種臣、後藤新平、板垣退助等が参議を辞職する。

このような政変の直後ではあったが、商法講習所の創設の駆動輪となる森の帰朝もあって、最

89) 第2章で紹介したように、「海舟日記」の明治6年10月10日状の「森弁務使、戸山捨八学費の事、富田、高木両君、然るべき人物に成りしと云う」も、この時期のことであった。

90) 明治6年11月4日付、11月10日付、12月3日付の各文書は、『商法講習所』、pp.22-24による。また、明治6年11月4日付の文書については、『公文録・明治6年』、第212巻（東京府伺1）の「件名番号002」も参照した。ただし、『商法講習所』では、この文書の日付は、「明治6年10月」であり、また、岩倉具視には「太政大臣代理」の肩書は付けられていない。

91) 『公文録・明治6年』、第10巻（各課伺）の「件名番号004 太政大臣所労中右大臣代理布告案」による。

初の明治5年7月の東京府の伺書から大きく前進し、創設届が受理される。しかしながら、この後の商法講習所の実際の創設までの歩みは遅く、このとき払い下げを求めた木挽町8丁目に校舎が建設されるのは、2年後の明治8年11月まで待たなければならなかったのである。

(3)富田鐵之助とホイットニーの来日

森有禮が商法講習所の創設の駆動輪とすれば、重要な補助輪は富田鐵之助であった。

森は、明治5年4月、中辨務使に昇格し、10月には、大中少辨務使制の廃止に伴い、代理公使となるが、翌年3月の森の離米までの間、富田は、ニューヨーク領事心得や副領事として森の指揮下にあったから、明治5年5月頃の森の動き（森が商業講習の教育所の必要性を東京府知事・大久保一翁に伝えたこと）を知っていたと思われる。富田は、森の考えを付度してのことか、あるいは、指示を受けてのことかは判明しないが、師であるニューアークのブライアント・ストラットン・アンド・ホイットニー・ビジネス・カレッジの校長ウィリアム・C・ホイットニーに日本行きの可能性の有無を打診したものと推測される。この打診が、ビジネス・カレッジの経営困難もあって⁹²⁾、ホイットニー夫人アンナの「渡日の願望、1872年12月19日」につながったと推測されるのである（『ドクトル・ホイットニーの思い出』、p.10）。日本での具体的な進捗状況を知らない富田にすれば、渡日の可能性についての、とりあえずの打診であった。

先に述べたように、1873（明治6）年11月、商法講習所創設の願いは受け入れられたが、その後、具体的な進展はなかった。翌年の富田の賜暇帰朝の結婚は、この大きな転機になった。前章で述べたように、明治7（1874）年10月4日、富田は、福澤諭吉の仲人によって、杉田縫と結婚する。外務大丞・森有禮が主賓であったが、結婚式は、福澤宅行われ、新婚の夫婦は、そのまま福澤宅の裏座敷に住まいする⁹³⁾。

この濃密な人間関係の中、福澤は、11月1日、森と富田の要請に応じて、「商学校を建るの主意（商法講習所設立趣旨書）」という小冊子を出版する⁹⁴⁾。この中で、福澤は、「職業の軽重なし」として商業の重要性を説くとともに、武士に剣術の道場があるように、西洋各国では、必ず商学校があること、剣術を学ばなければ戦場には出られないのと同じように、商法を学ばなければ外国商人には対抗できないこと、森・富田の知人であるホイットニーが来日して商法を教えること志があること、学校設立の資金も募集していること等を述べているのである。本稿の視点から見て特に重要なことは、商学校は、「専門学校」レベルの「外国教師にて教授する高尚な学校」に位置づけられ、その外国人教師としてホイットニーを想定していることであろう。

先に述べたように、この「商法講習所設立趣旨書」には、「商法学校科目並要領」が添えられ

92) ビジネス・カレッジの経営困難の原因としては、南北戦争直後の商業学校の急増と1873年の金融恐慌による学校淘汰の中で、ブライアント＝ストラットンの連鎖式商業学校が、イーストマンの連鎖式商業学校との熾烈な生徒募集の宣伝合戦に敗れたことが上げられよう（細谷（1990）、pp.47-48）。

93) 新婚の富田夫妻は、福澤宅の裏座敷に住まいしていたが、この事情を知らないと、『一橋大学百年史』のように「彼（富田）は森に同行して三田の福沢諭吉邸を訪れ、商法講習所設立基金募集の趣意書の執筆を依頼した（p.6）」のような表現になる。

94) この小冊子は、「木版刷りの現在の文庫本の型」であった（洪沢（1981）、p.24）。

ている。この個所は、福澤の執筆ではなく、アメリカの商業学校の履修科目名や規則をそのまま移し直したものと見られており、富田の手によるものとの推測もできよう。

それは、ともかくとして、富田の賜暇帰朝と結婚、福澤のよる仲人、主賓の森、福澤宅（裏座敷）での新婚生活といった見えざる手に導かれて、商法講習所設立構想につながったのである。

ところが、富田は、この3日後の11月4日に、「謁見仰せ付けられ」、その数日後には、福澤宅に新婚の縫を残したまま、副領事としてニューヨークに帰任する。縫を「残して帰任した理由は、「旅費之多端ヲ厭へ候故也」とされているが、矢野次郎や高木三郎が「妻携帯願」を出し認められ、「船車賃並旅籠料等」を支給されていることからすれば、富田が「妻に対する旅費支給」の件を知らないとは考えにくく、ホイットニー・ファミリーの東京来着を見越して、縫を福澤宅に残した可能性が強い。

『ドクトル・ホイットニーの思い出』の時間的経過に関する記述が入り組んでおり、理解しがたい点もあるが、ここで紹介しておく。すなわち、「私は日本からの消息が待遠しくてならなくなった。あの遠い國へ若干の家具を送ってからもうほとんど一年になるのに、そのことに就いても渡航のことに就いても何の便りもなかった」、さらには、富田が階下で待っているとわれ「富田氏は荷物が總て無事に着いたこと及び渡航の道が開かれたといふ消息をもっていらしたのであった」である(p.14)。この日本への渡航の道が開かれたという知らせは、明治7年11月の富田がニューヨークに帰任後であることは確かだが、正確な時期は不明である。富田がニューヨークに帰任した直後に、その富田の説明に従って家具を送ったとすれば、「ほとんど一年になる」は（「半年」という表現ならばともかくとして）誇張された表現になるが、明治8年の春には荷物が無事に日本に着き、渡航の道も確実なものになったとの推測もできよう。

この『ドクトル・ホイットニーの思い出』の記述は、ともかくとして、ホイットニー・ファミリーは、1875（明治8）年8月3日、オーシャニック号で横浜に到着する⁹⁵。ホイットニーの娘クララ（8月30日の誕生日に満15歳）の日記では、「いよいよ日本に着いた！あんなに一生懸命に祈っていた国に着いたのだという実感がほとんど湧かない（『クララの明治日記（上）』、p.18）」であったが、一家は、東京に出て築地の精養軒ホテルに宿泊の後、富田夫人縫の世話を受けることになる。8月19日の初対面の際の印象は、「上流階級の出で、本当に上品できれいな方（p.20）」であった。

2 商法講習所の誕生

ウィリアム・C・ホイットニーは、富田との打ち合わせに従って、妻アンナ、息子ウィリス（来日当時、20歳）、娘クララ、アディ（同7歳）を伴って来日したものの、東京での商法講習所の設立準備は、思いのほか進んでいなかったし、ホイットニー・ファミリーの公的な受け入れ態勢も整っていなかった。この節では商法講習所の設立までの動きを『一橋大学百二十年史』に所収の「一橋大学年譜」に従って順に紹介し、コメントすることにしよう。

95) 内田(2015b)には、1875年～1911年のホイットニー・ファミリーの横浜入出港情報が整理されている。

(1)教師館

まず、1875（明治8）年8月、「木挽町10丁目の森有礼宅を教師館とし、ホイットニー一家を住まわせる。ついでそこに講習所を建設しようとして、その準備中、尾張町鯛味噌屋の二階を仮教場とする」である。

既に述べたように、森の結婚式は、明治8年2月6日、築地采女町の精養軒を背にした森の自宅で行われたが、この家は、東京商法学校（商法講習所）を設立するつもり建てたとされる西洋造りのきれいな建物であった（東京日日新聞（明治8年2月7日号））。

先に紹介した明治6年11月4日の「木挽町8丁目8番地へ商法講習所相設ノ届」では、「木挽町8丁目」となっているが、翌明治7年に「木挽町8丁目」は「木挽町8・9・10丁目」に3分されたので、当該の地は、正しくは9丁目、10丁目に対応する（『商法講習所』、p.47）。従って、森は、「木挽町8丁目8番地」を借り受け、商法講習所の教場を建てる予定でいたが、洋館（自宅）を建てて、間もなく、ホイットニー一家が来日したのである。

来日から2週間後には、ホイットニー一家は、ここに住むことになる。1875（明治8）年8月19日のクララの日記には、「私たちの家はこの辺で一番大きい家で、馬車道がついている門が二つあって・・・客間は故国のと同じ位広大な部屋で、長さは家の長さ分だけある。客間の反対側に食堂と書斎があり、その裏に廊下に平行してホールと教室がある。台所はこの家と森さんのご両親の家の間にあり、台所の隣は浴室」であった（『クララの明治日記 上』、p.21）。

そして、富田夫人の縫は、三田の福澤諭吉宅からこの教師館に引っ越して、ホイットニー一家の世話をすることになる。すなわち、福澤諭吉から富田鐵之助あて書簡によれば、「（明治8年8月31日）商学先生着、・・・明日と申処ニ定り、唯今おぬい様ハ拙宅へ御出、荷物運送斗等之御話したし居候処なり」、また、「（明治9年3月3日）御令閨様御機嫌能、不相替木挽丁へ御同居ニ御坐候」である（『福澤諭吉書簡集 第1巻』、p.329及びp.339）。

クララは、ここに「ホールと教室がある」と記しているが、手狭なために、その拡張工事が必要となり、その間、商法講習所は、尾張町鯛味噌屋の二階を仮教場とするになったのである。

(2)海舟の寄付

「一橋大学年譜」に記載された次の項目は、8月28日、「勝安房、商法講習所開設をきき、千円の寄付を申し出る。勝安房は、門下富田鉄之助を通じ、商業教育の必要性と、商法講習所開設までの経緯を熟知していた」である。この海舟の千円の寄付の件は、第4節で詳しく述べる。

(3)ホイットニーの雇用

次の項目は、1875（明治8）年9月13日の「ホイットニー雇入れについて東京会議所とホイットニーとの間に約定書、東京会議所と森有礼との間に約定書が定められる」である。

これは、東京会議所（渋澤栄一・大倉喜八郎）がホイットニーを雇い、商法講習所（森有礼）に貸し出す形をとったことから、2通の契約書（約定書）が取り交わされたのである（『商法講習

所』, pp.38-46)。

前者の約定は、商法講習所教員としての雇用であり、雇用期間は（さかのぼって）1875（明治8）年5月から1880年6月までの5年、年俸は2,500円（月割払い）であった。

後者の約定では、商法講習所は「森の私立学校」であり、「福澤諭吉と箕作秋坪」とともに運営にあたること、東京会議所は「ホイットニーの年俸2,500円と運営経費500円」を支出すること、東京会議所は無税地の商法講習所用地（4,474坪余）を貸与することが取り決められたのである。

翌9月14日には、東京府知事大久保一翁から「外務大少丞」あてに、「ホイットニー雇入免状」の下付願いが出され、同日に、外務省から「免状」が下付されている。言うまでもなく、この時の、外務大丞は、森有禮であった。

さらに、9月19日には、この件がアメリカ総領事トーマス・ビー・ヴァン・ブレン・エスクワイア（Thomas B. Van Buren Esquire）にも通知され、雇用手続きは完了する。

(4)商法講習所創立

「一橋大学年譜」の次の記載事項は、1875（明治8）年9月24日の「銀座尾張町2丁目23番地に商法講習所の開業を東京会議所から東京府知事大久保一翁に届け出る」である（この経緯から一橋大学では、この日を「創立記念日」としている）。

東京会議所は、この日、東京府知事大久保一翁あてに「商法講習所之儀ニ付伺書」を提出し、商法講習所の開業を届け出て、10月12日付で「書面申立之趣聞届候事」となる。

この「伺書」とともに、商法講習所の「営繕」がまだ終わっていないことから、当分の間、「仮リニ第一大区尾張町二丁目二拾三番地ニ於テ開業仕候此段御届申上候也」の届け出をしたのである。

鯛味噌屋の二階での授業は、昼夜開講制であったが、夜間部の場合は、（土・日曜日を除く）7時から9時まで授業が行われ、授業科目は、簿記、英習字、英会話、英文法、和洋算術、地理書の6科目であった（『一橋大学百二十年史』, p.11）であった。なお、簿記のテキストは、ブライアントとストラトン（共著）、福澤諭吉（訳）の『帳合之法』ともされるが、ホイットニーによる授業は、当然のことながら、すべて英語で行われた。

こうして鯛味噌屋の二階での授業は、半年ほど続き、木挽町10丁目への移転は、翌年の5月であった。すなわち、「一橋大学年譜」によれば、1876（明治9）年5月15日、「商法講習所を尾張町より京橋区木挽町10丁目に落成した校舎に移す（「沿革史」による。「東京府職官表」には、8月21日）」である。

「鯛味噌屋（銀座尾張町2丁目23番地、現在の銀座6丁目）」の「二階説」は、商法講習所第1回生の成瀬隆蔵の証言に基づくものとされ、酒井（2016）が、この鯛味噌屋の場所に関する綿密な考証を行っているので、これを参照されたい。

酒井（2016）には、「鯛味噌屋の二階が商法講習所になっていたのも、その看板がかかっていたことやこれを見て福澤の慶應義塾から転校したこと」のほかに、「森が永田町に自宅を移し、

これまでの森の住居を教師館とし、ここで十数名に対して商業教育を始めたこと、その裏に新しい教師館を新築したので、ホイットニー家は新館に移り、旧館を校舎に充てる準備のために、鯛味噌屋の二階で授業が行われていた」旨の成瀬隆蔵の証言が採録されている。

しかしながら、この成瀬証言の後半部分は、先に紹介したクララの日記との整合性や「一橋大学年譜」の「(1876(明治9)年5月15日) 教師館の新築にかかる」や「(同年7月26日) 教師館竣工し、28日ホイットニーこれに移る」との整合性が気になるところである。

(5)商法講習所の東京会議所委任と東京府管轄

商法講習所が尾張町の鯛味噌屋の二階に開業した2か月後に、「私立学校」の「商法講習所」の運営責任者の森有禮が、江華島事件を処理するために清国在勤の特命全権公使を命じられる。すなわち、「一橋大学年譜」では、1875(明治8)年11月22日、「森有礼、特命全権公使二等官に任ぜられ、清国在勤を命ぜられたため、校事を東京会議所に委任、以後同会議所の管理に属す」「▽ 渋沢栄一は、この時会議所会頭であったので、この交渉に与かり積極的に助力する」である。

急を要する北京への赴任であったことから、森は、これまで支援を受けていた東京会議所に商法講習所事務を委譲するとともに、これまで森が私財を投じて建設した教師館・教場等も、そのまま寄附したのであった。すなわち、明治8年11月、森と東京会議所との間で、「今般講習所一切之事務を森有禮より名實共会會議所江引渡候ニ付而は、追々造営いたし候木挽町十三番地ニ有之西洋館貳棟和製家屋貳棟、並勝安房より寄附金授業料殘金、假講習所ニ而相用候教場附屬器械は勿論門戸一切、別紙目錄書之通森有禮方より會議所江其儘寄附いたし候事」の「約定」がなされたのである(『森有禮全集 第1巻』, p.318)。森は、6,000円余を要してこれらの家屋を築造したが、築造を依頼した工部省外国人雇人に対して、元利合計4,059円余の借財が残っていたことから、会議所がこれを肩代わりすることになったのである(従って、実質的な意味での森の寄附は、2,000円弱と教場の器械ということになるうか)。

さらに、翌年の1876(明治9)年5月20日には、商法講習所の校地・校舎と運営事務を委譲された東京会議所も、これを東京府の管轄としたのである。すなわち、「一橋大学年譜」の「商法講習所、東京府(勸業課)の管轄となる(「沿革史による。「商法講習所」は5月26日)」である。同年5月25日の東京会議所から東京府への「引渡目録」によれば、土地は、(東京会議所が森に貸与した)木挽町9丁目34・35・36番地と10丁目12・13・14番地の合計4,474坪余、家屋は、西洋造り家屋(2階建て)1棟、同(平屋建て)1棟、日本家屋(中2階建て)1棟であった(『商法講習所』, pp.55-56)。

東京会議所は、幕政時代に江戸市民が飢饉等に備えるために備荒貯蓄した共有金(七分積金)を管理するために、明治5年に組織されたもの(当初の名称は、東京営繕会議所)であったが、当時、この共有金は、ガス事業、養育院、商法講習所、墓地の4つの事業に支出されていたのである。商法講習所の管轄が東京府に変更されても、明治12年3月の「東京府会」において商法講習所への共有金の支出が廃止されるまでは、商法講習所の運営経費は、東京会議所の共有金から支出されたのである(『商法講習所』, p.135)。

(6)高木貞作と矢野二郎

次節と密接に関連する事項は、1875（明治8）年11月の「高木貞作を商法講習所掛とし、ホイットニーとともに教務を司らせる ▽ 講習所学生数26名」である。森は、当初、ホイットニーを（商法講習所）所長にするとの約束をしたとされるが、来日したホイットニーの「人品才能」に失望して、「不適任」とした問題である。これに関連し、先に紹介した東京会議所とホイットニーとの間に約定書（9月13日）の第4条には、講習所の運営に関する諸規則や科目等の決定の権限は、ホイットニーにあるとしながらも、「講習所主任ノ者」と協議の上、決定すべき旨が規定されたのである。こうして、高木貞作が「講習所主任ノ者」とされたのである（『一橋大学百二十年史』、p.10）。以下、この『一橋大学百二十年史』に従うと、高木貞作は、旧桑名藩士で、維新後に大蔵省留学生として渡米し、ホイットニーのビジネス・カレッジで学び、帰国後は、商法講習所の設立準備を携わっていたのである。高木は、商法講習所の授業ではホイットニーの助教を務めたが、講習所の運営に関しては、主任としてホイットニーの上位に置かれたのである。これについて、『一橋大学百二十年史』では、「第4条は、この処置に不満なホイットニーと森との妥協の産物」との見解が示されている（p.10）。

そして、事態が落ち着いた半年後の1876（明治9）年5月26日の「一橋大学年譜」の記載は、「矢野二郎、（東京府）商法講習所所長に任ぜられる」である。矢野二郎は、第1章で紹介したように、ワシントン駐在の外務省二等書記官であった。森代理公使の離米に伴い、高木三郎（外務省9等出仕）が森から「臨時代理公使」を委任されたが（後に「事務代理」として正式に追認）、この高木に代わって正式に外務省から「代理公使事務代理」を命じられたのは、矢野二郎であった。矢野は、1873（明治6年）7月から「事務代理」を務めるが、その矢野も、2年後の1875（明治8）年には、「矢野二郎（次郎、晩年好んで二郎と書し、これを通称する）、任地アメリカより帰国する。10月外務省書記官を辞す」であった。

1876（明治9）年5月、商法講習所は、東京府に移管され、公立学校となったことから、その確実な運営責任者として、矢野二郎が所長に任命されたのである。前年12月、東京府知事大久保一翁が文部省の教部少輔に転出し、楠本正隆が東京府権知事に就任したが、その楠本は、商法講習所所長の人選を東京会議所会頭の渋澤栄一に依頼したのであった。渋澤は、会議所副会頭の益田孝と協議の上、益田の義兄の矢野を推薦したのであった（『一橋大学百二十年史』、pp.12-13）。

矢野二郎は、これ以後（数か月の辞職期間があるものの）、1883（明治16）年11月まで商法講習所所長を続ける。商法講習所は、1884（明治17）年3月、東京府から農商務省に移管され、「東京商業学校」となるが、矢野も、明治17年7月に、東京商業学校校長となる。その後、1885（明治18）年5月の文部省移管の後、1887（明治20）年10月には「高等商業学校」と改称されるが、矢野は、1893（明治26年）4月まで、高等商業学校校長としてその任にあたる。従って、商法講習所所長に就任して以降、実に16年以上にもわたって所長・校長を務めることになるのである。

3 森の「変身」

(1) ことの始まり

富田鐵之助は、縫との結婚式や、福澤による「商學校を建るの主意（商法講習所設立趣旨書）」の発表の後、明治7年11月に単身でニューヨークに戻り、それ以後、（多分に森との打ち合わせ通りに）ホイットニー・ファミリーの渡日の準備に取りかかる。

これに対して、森のホイットニーを迎える決意は、「（明治8年3月7日）商法學校はハウキツニー着次第相始可申候」であった（森からサンフランシスコ副領事の高木三郎あての書簡（『高木三郎翁小傳』, p.54及び『森有禮全集 第1巻』, p.323））。

また、明治8年4月29日の福澤諭吉から富田あての書簡でも、「商学先生も近日其地出立可相成よし、着之上ハ何卒首尾能く行はれ候様所祈候。おぬい様御事も其節ハ森氏江相談、先生之方へ御引移相成候事ニ可有之候」である⁹⁶⁾（『福澤諭吉書簡集 第1巻』, p.323）。

こうした中、1875（明治8）年8月3日、ホイットニー・ファミリーは横浜に到着する。しかしながら、商法講習所設立準備もファミリーの迎え入れの準備や整っていなかったのである。先に紹介したクララの日記によれば、「（8月19日）・・・2週間経ったが、ある意味では大変憂うつで、うんざりするような2週間だった。というのは、ある当事者とトラブルがあって、私たちはまだ住居も定まっていなかったのである。その人（森有礼）は家も提供し、何とか助力してくれると約束していたのに、私たちが現実にやって来るとわかった時、その「約束を破って」、予定されていた地位に父は不適任だ、と言ったので、大変困ったことになったのだ」という状況であった（『クララの明治日記 上』, p.21）。

先に述べたように、ホイットニー・ファミリーは、この日（8月19日）、森の家に移り、以後、このファミリーを縫が世話することになるが、森は、ホイットニーが商法講習所の所長に地位に不適任を考え、これを阻止したのであった。

(2) 森の失望の理由

不適任の理由は、森がホイットニーの「人品才能」に失望し、日本に招聘したことをいまさら致し方ないとして悔やんだことにあった。すなわち、同年9月10日の森から高木三郎あて書簡では、「ハウキツニー氏来着近日中より開校可相成、同人義は人品才能案外失望仕候廉有之候得供今更致方無之候、先づ五ヶ年間會議所雇入相成相試申事ニ決候、勝先生金千円圓を寄附して學校を助けられ候、福澤箕作兩氏の盡力なり」である（『高木三郎翁小傳』, p.55及び『森有禮全集 第1巻』, p.323）。

96) これに続く手紙文は、「○建物之絵図入書籍壱冊御送り被下、御用繁中御心頭ニ被掛候段、万々難有奉存候。私方之集会所も此節こそ漸く落成相成、五月一日より発会之積りニ御坐候」である。「私方之集会所」は、明治8年5月竣工の慶応義塾の「演説館（1967年に国の登録重要文化財に指定）」である。富田から送られた数々の図本を参考に設計され、福澤が私財2,000円余を投じて建設されたものである（『福澤諭吉書簡集 第1巻』, p.325）。

これに関し、『一橋大学百二十年史』は、森がアメリカでホイットニーと会い、商法講習所構想について意見交換をしたことに疑問を呈している。事前に、一度でも面談していれば、ホイットニーの考え方等を知りえたから、この見解は、多分に正しい。

「人品才能」の失望の理由として、『一橋大学百二十年史』は、(1)ホイットニーが経営不振だったビジネス・カレッジの後始末と日本への長旅で疲労困憊であったこと、(2)商法講習所の準備が進んでいないことに対して、ホイットニーが森に不信感をもったこと、(3)ふたりの商業教育に対する理念の相違があったことが挙げている (p.8)。

上の第3に関して、『一橋大学百二十年史』は、ホイットニーの教育目標が、当時のアメリカ経済界がもっとも必要としていた「大量のクラーク (読み、書き、計算のできる実務家)」養成にあっただのに対して、森の目標が、外国商人の「貿易独占を排除し」、「海外に進出し外国人実業家と対等に交際できる人材の養成」にあったことから理念の相違と見ているのである。

これに加えて、第4に、森がアメリカ人有識者と深い交流をしていたことから、彼らとの比較において「人品才能」を欠くと判断した可能性も残る。森は、代理公使 (アメリカ) の在任中に、教育の在り方や制度に関心を持ち調査研究を行い、一国の強さは「富資」の充実にあり、「富資」の源は有為有識の人材が実業界で指導的役割をすること (『商法講習所』, p.25)、「国家独立の基礎は経済の富強」にあること、「経済人の育成が急務であること」との考え方に至ったとされている。この思想形成の過程でアメリカ人有識者と深い交わりを持っていたのである。また、1872 (明治5) 年には、いわゆる「英語の国語化」を提唱し、ホイットニーの「親戚」にあたる、当時世界的に著名であったエール・カレッジ教授のウィリアム・ドワイト・ホイットニーにも、5月21日付の書簡を送っている (『森有禮全集 第1巻』, pp.305-310)。結果は、アルファベット表記について賛成が得られたのみであったが、これも森のアメリカ人有識者との交流を示すエピソードである。ちなみに、このホイットニーからの回答は、

“This last matter, the writing of Japanese for the use of its own people in a phonetic mode, with the European alphabet, appears to me the first and most important of possible reforms.”
であった (1872年6月20日付のホイットニーから森あての書簡、『森有禮全集 第3巻』, pp.414-423)。

『一橋大学百二十年史』は、「この森の商法講習所建学の精神は、「商学校ヲ建テルノ主意」で福沢が説いた思想と共通の精神からでている。森がホイットニーに失望したのはやむをえなかった。」と総括しているが、しかしながら、このような森の商業教育についての考え方は、「学制」の第200章に規定された「商業学校 (予科3年・本科2年)」の本科科目「1 記簿法 2 算計法 3 商用物品辨識 4 商業学 5 商法」から推定される設立の趣旨・目標とも異なり、「商法學校科目並要領」において目標とされた「商業実践」とも大きく異なっていたのである⁹⁷⁾。

97) 「学制」の教科は、『法令全書 明治6年』, p.1510による。また、「商法學校科目並要領」については『福澤論吉全集 第20巻』, pp.125-127を参照のこと。

(3)福澤諭吉の見解

森はホイットニーを「人品才能」が欠けていると判断したが、森の行動は、一般にはどのように捉えられたのであろうか。ここで、当時、森と並ぶ識者であり、森と富田の依頼によって「商學校を建てるの主意（商法講習所設立趣旨書）」を書いた福澤諭吉の書簡を紹介しよう。

先に紹介した福澤諭吉から富田鐵之助あて書簡（明治8年8月31日）の「商学先生着、・・・唯今おぬい様ハ拙宅へ御出、荷物運送斗等之御話したし居候処なり」の続きは、「是ハさておき、此度ホキトニー氏渡来之处、森氏ハ少し素志を転し候哉、あまり相手ニなり不申、旧宅ハ明渡し候、貸すことハ貸したれども、実ニ明ケ渡してからあきなり、第一此教師の雇主ニなることがいやニなりしと見へ、今日までもぐづ、埒明不申。私と箕作君ハ掛り合ひニ而相談相手の筈なれば、固より余所ニ見ることハ出来ず。どぶする積りだと度々催促すれども、かんじんかなめの張本人たる森有礼様が引込思案ニ而、ヘンテコライナ味なり。委才之事情ハ高木氏分可申上、併し此儘捨置へき事柄もあらず。大鳥圭介君も様々ニ周旋、兎ニ角ニ大造な不外聞ニ者不相成様始末ハ付き可申、深く御心配ハ御無用ニ候得共、一応ハ御驚愕可被成候」であった。

森と富田の依頼により「商法講習所設立趣旨書」を書いた福澤諭吉であったが、富田鐵之助・縫夫妻の仲人となり、鐵之助の単身赴任後には「縫」を裏座敷に住まいさせていたから、森の「変身」に辛辣で、富田夫妻に同情的であった。

この福澤書簡には、ホイットニーの「人品才能」の記載はなく、森の消極性（嫌気）が強調されている。ホイットニーが来日すると、森が何故か「変身」し、森の自宅を教師館として明け渡すことを渋り、雇用することもいやになり商法講習所設立にも消極的になって行く。こうした状況の中、福澤諭吉と箕作秋坪が説得にあたり、これが、先に紹介した1875（明治8）年9月13日の東京会議所と森有礼との間に約定書の「第1条」につながっていく。すなわち、「商法講習所ハ森氏私立学校ニシテ福澤諭吉箕作秋坪両君其相議者ト為り所轄ハ右三名ノ協議ニ帰ス・・・」である。

上の書簡の大鳥圭介は、箱館戦争において政府軍に抗戦し捕えられ投獄されたが、この時は、工部省4等出仕となっていた。その大鳥も事態収拾に乗り出す。ジョン万次郎に英語を学んだ経歴を持っているが、幕臣の経歴から、東京府知事の久保一翁や東京会議所の洪澤栄一・益田孝等⁹⁸⁾との調整に入ったのであろうか。あるいは、さらに工部省勤務の経歴からすれば、森の自宅建築の借財先である工部省外国人雇人との調整にあったのであろうか。

なお、クララの日記では、福澤諭吉についての記載は、1875年9月5日の「福沢さんが、郊外の別荘に招待して下さり、森さんは浜御殿と呼ばれる天皇の大庭園の入場券を何枚か下さった。出来るだけ近い中に行ってみるつもりでいる。」が初出である。また、大鳥と箕作の記載としては、

98) 久保一翁は、黒船到来に伴い意見書を提出した勝海舟を見出す。幕末には、蕃書調所頭取、駿府町奉行、京都東町奉行、外国奉行、会計局総裁、若年寄等を歴任し、維新後は、静岡藩権大参事、静岡県参事等を歴任し、東京府知事に就任した（酒井（2008）を参照のこと）。洪澤栄一は、一橋慶喜に仕えるが、慶喜が将軍になると幕臣となる。慶喜の弟・徳川昭武の随員として渡欧し、維新後に帰国し、静岡藩に出仕する。その後、大蔵省（3等出仕）に入る。益田孝は、アメリカ公館でハリスから英語を学び、横浜鎖港談判使節団の通訳としてフランスに行くが、帰国後は、幕府陸軍に入り、騎兵頭並となる。維新後は、大蔵省に入り、造幣権頭となる。

同年11月26日の「感謝祭の日の午後、勝さん、大鳥さん、箕作さん、杉田さんといった一団のお客さんがあった。準備のためとても忙しかったが、おいでになってからはとても楽しかった。大鳥さんは私たちの古い友達で、私たちが困窮していた時とても親切に下さったし、箕作さんは富田さんの親友でいらっしやる。前にも書いた杉田さんは・・・勝さんは非常に著名な提督で、今のところ血気にはやる悪人から命を狙われておられて・・・それで、来られた時刀を差しておられた。しかし、客間に入ると刀をはずして・・・」である。ともかくも、来日したホイットニー・ファミリーを取り巻く人間関係がよく分かる日記である。

(4)富田鐵之助の総括

森から高木三郎あて書簡(明治8年9月10日)の「勝先生金千円圓を寄附して學校を助けられ候、福澤箕作兩氏の盡力なり」や次の書簡に見られる「勝海舟の千円寄附の件」は、次節で論考することとし、この事件に対する富田の総括を紹介することにしよう。

翌1876(明治9)年1月19日付の富田から海舟あて書簡は、「新正奉拝賀候・・・折々杉田玄端より之通書にて、御壯健に被為入段奉拝承居候」から始まり、海舟の長男・小鹿の健康と、小鹿と国友次郎のアメリカ海軍兵学校への授業料等預託に触れた後(本稿の註29を参照のこと)、「○商学校方に付ては、段々厚く御配慮被下候由、右教師一家中より申越、知人之義、小生におゐて難有奉拝謝候」と海舟に感謝し、本論に入る。すなわち、

「森氏之挙動、更に難解得、当秋中事故に付度々送書致候得共、一片之返書も無之、困却之内、同氏清国行公使の上進之事より、学校之方は却て好機会に相はこび候由。先以一ト安心仕候。着目之主任不在となり、却て安堵致し候様之次第、実に奇なる世の中に候」である。

富田の立場からすれば、森といろいろ調整の上、ホイットニー・ファミリーを来日させたのであって、今回の森の変身は理解できなかったのである。森に問い合わせの書簡を送っても、一切、返事がなく困惑していたところ、森が清国駐在公使になったことから、かえって商法講習所の運営がうまく機能するようになり、ひと安心したし、講習所所長が任命されなかったことにも、安堵したのであった。

しかしながら、この年の5月には、商法講習所は東京府立となり、ワシントンで代理公使事務代理を務めた、富田とも旧知の矢野二郎が講習所所長に任ぜられることになる。

4 「海舟日記」：商法講習所関係

江戸東京博物館版の「海舟日記」、すなわち、『勝海舟関係資料 海舟日記 (一)～(五)』の現行版は、明治5年1月15日の記載までである。「海舟日記」は、廢藩置県が行われた前年秋以降、日々の記載事項が極端に少なくなっている。明治5年1月16日以降は、勁草書房版の海舟日記(『勝海舟全集 第19巻～第21巻 海舟日記Ⅱ～海舟日記Ⅳほか』)を引用・参照することにするが、日々の記載事項は、さらに少なくなっていく(勁草書房版の注記事項等は()に、また筆者の

注記は< >に記載する)。

「海舟日記」のホイットニー来日以降の記載は、千円寄附の話から始まる。すなわち、
[明治8年8月27日]

「杉田玄端、森有礼、商法教師相招く云々。金これ無く困却、不都合の話これあり。」
[8月28日]「森有礼へ、商法教師用度として千両、相助け申すべき旨申し遣わす。」
[8月30日]

「紐育富田鉄之助より、過月差し送り候三百円受納の返書来る。

森有礼より、過日の返書。千円領納、商法学校取建てるべき意、空しからざるべしの返書。

杉田玄端。 」

である⁹⁹⁾。

8月27日条と28日条は、簡潔すぎる日記なので詳細が分かりづらいが、28日付の海舟から森あての書簡から判明する(『勝海舟全集2 書簡と建言』, p.239)。すなわち、8月27日は、体調不良だったので、杉田玄端に往診を頼んだところ、貴兄がアメリカ人商法教師を招き、後年の商業教育の基礎を築く旨を聞き、自分もこれが不可欠な事業だという思いになったが、杉田からは、種々の事情から商法学校の事業を開始することが困難であることも聞いたので、些少ではあるが、金千円を出し、貴兄の高挙を手助けしたい旨の書簡であった。

富田は、前年の富田の賜暇帰朝の際、数回、海舟宅を訪れているが、「帰国、結婚、ニューヨーク再赴任の報告・挨拶」が用向きと思われるし、ニューヨーク赴任後も、海舟の長男・小鹿への送金を内容とした数回に書簡の往復があるだけなので¹⁰⁰⁾、この段階では、富田が縁となって来日したホイットニー・ファミリーのことは、詳しくは知ってはいなかったと思われるのである。その中、富田の新妻・縫の義理の叔父にあたる(結婚式で仮親を務めた)杉田玄端が海舟の往診に訪れ、多分に縫から聞いた彼らの内情を含めて、商法学校(商法講習所)の進捗の具合を海舟に話したのであった。ちなみに、先に紹介したように、杉田玄端は、静岡藩の沼津病院頭取の後、明治6年12月には、慶應義塾医学所の診療所「尊生舎」主任を務め、海舟とも福澤諭吉とも親交があった(明治8年8月以後、杉田玄端は、「海舟日記」に頻出する)。また、海舟は、森が横山正太郎(明治3年、政弊建白を行い、集議院前で割腹死)の実弟であったことから好意的な関心を持ち、森とも交際していたのである(渋沢(1981), p.21)。『商法講習所』では、千円寄附の件は、「福沢が森、富田の両人の依頼によって起草した設立趣意書に賛同(p.52)」としているが、上の「海舟日記」の状況からすれば、杉田玄端が、たまたま海舟を往診したことが契機であった。

8月30日条の森からの返書は¹⁰¹⁾、「謹て盛意を領候。……何れ近日開校励精、盛意を空(むなし)

99) 海舟の長男・小鹿がアメリカ海軍兵学校寮を卒業し、いったん退寮の後、専攻科入学が認められ、再度、寮に入った。海舟は、小鹿の校費や小遣いとして、富田あてに300円を送金した。「三百円受納の返書」は、その受領書である。

100) 賜暇帰朝中の富田についての「海舟日記」の記載は、1874(明治7)年7月21・31日、8月13日、9月29日、10月19日、11月13・16日の7回、また、ニューヨーク再赴任後においては、明治8年4月24日、6月10・11・29日、8月30日の5回である。

101) この返書と先の日記の条では、判読の違いからか、内容までも大きく違っているように思われる。

ふせざるべし。謹報」であった（『勝海舟全集別巻 来簡と資料』, p.420）。

ホイットニー・ファミリーは、アメリカの財産を処分して来日したが、日本到着とともに、直ちに、商法講習所教師（所長）に雇用され、即座に給与が支払われるものと理解していたのである。

これをクララの日記で見ると、「(8月24日) 財政上の困難については事態は変わらない。まるで森さんが私たちが借金で恥をかかせるか、餓死させるためにここに連れてきたみたいに思われる。」や「(9月5日) 私たちがここに着いた時、私たちの財政問題はすっかり整えられているものと思っていた。しかし、約束をして下さった森さんは、期待通りにして下さらず、私たちが到着した時は、何の準備もされていなかったのである。すぐにお金が手に入ると思っていたので、私たちはほんのわずかしお金を以って来なかった。」である（『クララの明治日記（上）』, p.22及びp.28）。来日後のホテル住まいと生活費がかさみ、来日してから1か月後には、持ってきたお金が無くなり、「たった1ドル半しか残っていないことに気がついた時の私たちの状態はどんなものだったか・・・」であった。

この状態の時の海舟からの千円の援助であったから、ホイットニーは、海舟宅を訪問し、礼を述べる。

[明治8年9月1日]

「富田〈高木〉貞作、森氏の手紙持参。六百三十円金渡す。商法教師米人某来訪。礼、申し聞く。」である。実際、森は、千円寄附の申し出から2か日後には、高木貞作に手紙を持たせ、海舟宅に遣わし、これにホイットニーも同行させたのであった。すなわち、「過日御恵示之商法学校資金として御寄附之千円、頂戴旁之為、同校助教師高木貞作、此書・・・」、 「右教師ホウキツトニー氏、・・・機に依り拝面願出候哉も可有之間、其節は宜御接被下度奉願候。勿々頓首。」であった（『勝海舟全集別巻 来簡と資料』, p.420）。

ところが、商法講習所設立の話が捗らず、

[9月15日]

「高木貞作、商法学校、兎角云々にて捗取り申さず、千円の跡今少し見合せ置き然るべしと云う。」である。高木貞作は、多分に、前々日（9月13日）に東京会議所が結んだ2通の約定書を知らなかったのである。事態は好転するが、ホイットニー家の台所は火の車のままであった。会議所が東京府に商法講習所開業を届け出る前日に、ホイットニーの妻アンナが、高木貞作とともに海舟宅を訪れる。海舟は、実情を知り、寄附の半分がホイットニーに渡るように申し渡す。すなわち、

[9月23日]

「商法教師の妻、高木貞作、教師兎角困究（窮）の旨内話。森氏へ寄附金千円、半ば教師へ、半ば学校へ附候旨申し渡す。」

である。

この日、海舟は、早速、森あてに日記の記載の通りの書簡を送る。すなわち、「兼て差出候千円の内、残金、同人達手元用に相成候様致度、御都合も在せられべき事やとも考候へども、右様半分宛振分ち度、此段鳥渡申上候。御承知下されべく候。以上」である（『勝海舟全集2 書簡と

建言』, p.240)。

しかしながら、その承知の連絡は、10日後であった。すなわち、

[10月3日]

「昨夕、高木貞作より書通、森氏より小拙寄附金の内、六百三十円は教師手元遣わし候事承知の旨につき、同人、近日参るべき旨申し越す。」

である。海舟は、これを受けて

[10月8日]

「高木貞作、商法学校寄附金残三百七十円、同人へ渡す。」

となる。

ここまでの「海舟日記」を見れば、当初の商法学校に対する寄附千円の趣旨が変更され、最終的には、ホイットニー・ファミリーへ630円、商法講習所へ370円の寄附となる。

しかしながら、この時の海舟の寄附の件は、千円の寄附として東京日日新聞にも取り上げられていた。海舟は、明治6年10月に参議・海軍卿に任ぜられた後、翌7年8月に辞表を出し、また、明治8年4月には元老院議官に任命され直ちに辞表を出したが、その承認は11月のことであった。この間、海舟は、引き籠って元老院に出勤しなかったが、給料は支払われていた（『海舟日記』の5月29日条では315円、6月17日条では350両）。海舟は、仕事もせずに月給をもらうことを気にしながらも、「政府に返すも變なものなり」と考えていたところ、商法学校の事を知り、「本月一日金千圓を助力せられたり（東京日日新聞、明治8年9月4日号）」であった。

こうした新聞報道により寄附の件が知れ渡ったためか、後日、この海舟の寄附がホイットニー個人に対するものなのか、商法講習所に対するものなのか、問題となるが、海舟自身が自覚していなかったこともあって、いったんはあいまいに終わる。すなわち、1年2か月後の1876（明治9）年12月20日付の商法講習所所長矢野二郎から東京府権知事楠本正隆へ提出された寄附金始末の報告書では、「寄附の義挙ト惠贈ノ恩意ト判然分界之レナク終ニ教師ノ私費相充候俵ヒニ之レアレ・・・」である（『商法講習所』, p.53）。

ところが、明治11年6月6日付の商法講習所の「勝安房寄附金仕払明細書」では、「海舟からホイットニーへの直に渡したもの：370円」、「商法講習所の費用不足のために森有禮が寄附金の中から支出したもの：3円21銭4厘」、そして「森有禮から東京会議所に引継がれ東京府出納課に入ったもの：626円78銭6厘」であった（『商法講習所』, p.54）。

この「明細書」が正しいものとするれば、寄附金の半分はホイットニーに、残る半分は商法講習所という海舟の思いは届かず、生活が苦しかったホイットニー・ファミリーへは、370円（想定4分の3）が渡されたに過ぎなかったのである。

『クララの明治日記』にあるように、ホイットニー・ファミリーの日常生活は、富田鐵之助夫人・縫が世話をしていたが、この寄附金問題を契機に、海舟・ファミリーとホイットニー・ファミリーの親しい交際が始まる。まさに、渋沢（1981）の『海舟とホイットニー』の物語の幕開けである。すなわち、ホイットニーが、契約期間前（明治11年5月）に商法講習所との雇用契約を

打ち切られた時、海舟は、このファミリーのために自宅敷地に住宅を新築し住ませる。このことが、1886（明治19）年4月のクララと海舟の三男・梶梅太郎との結婚につながっていく。ふたりは、いわゆる「デキ婚」だったが、富田鐵之助の仲介により結婚に至り（『海舟日記』の明治19年4月29日条・5月3日条）、その後、ふたりの間に「海舟の孫」の一男五女が誕生する。さらに、同じ明治19年には、クララの兄ウィリス・ノートン・ホイットニーが海舟から購入した400坪の敷地（氷川町17番地、現在の日本基督教団赤坂教会）に赤坂病院の建設に着手し、明治21年1月に開院する。

参考文献

< 論文・著書等（著者名（発表年）の形式で引用のもの：配列は、アルファベット順 >

- 樋口雄彦（1995）『『輿地航海図』の訳者武田簡吾について』『沼津市博物館紀要』第19号，pp.1-12.
- 樋口雄彦（1998）『沼津兵学校関係人物履歴集成』『沼津市博物館紀要』第22号，pp.1-59.
- 樋口雄彦（2005）『旧幕臣の明治維新 沼津兵学校とその群像』，吉川弘文館（歴史文化ライブラリー）
- 樋口雄彦（2007）『沼津兵学校の研究』，吉川弘文館
- 樋口雄彦（2011）『新島襄の聖書研究仲間 杉田廉卿について』，『同志社談叢』第31号，pp.1-15.
- 樋口雄彦（2014）『勝海舟と江戸東京』，吉川弘文館
- 細谷新治（1990）『商業教育の曙 上』，如水会学園史刊行委員会（一橋大学百年年史稿本）
- 犬塚孝明（1986）『森有礼』吉川弘文館
- 石河幹郎（1932）『福澤諭吉傳 第2巻』，慶應義塾蔵版（復刻版：岩波書店，1994年）
- 籀木路易（1965）『新島襄の蘭学研究』『新島研究』第31号，pp.30-42.
- 籀木路易（1966）『新島襄の蘭学研究（続）』『新島研究』第32号，pp.6-19.
- 籀木路易（2003）『維新前後の新島襄の書簡と来簡に関する一覧表の作成』『新島研究』第94号，pp.245-272.
- 神谷敏郎『幕末から明治初期における医学教育』（『学問のアルケオロジー』，東京大学（編），東京大学出版会，1997年のpp.124-138に所収）
- 金香花（2015）『キリスト教の神の日本語訳「神」 - 「用語法との関連で」 -』，『京都大学キリスト教学研究 究室紀要』，第3号，pp.35-56.
- 中村彰彦（2014）『ある幕臣の戊辰戦争 剣士伊庭八郎の生涯』，中央公論新社（中公新書）
- 宮地正人（1997）『混沌の中の開成所』（『学問のアルケオロジー』，東京大学（編），東京大学出版会，1997年のpp.20-49に所収）
- 森中章光（1959）『新島先生の蘭学の師 杉田玄端との関係』『新島研究』第20号，pp. 9-14.
- 森中章光（1960）『津田仙翁の語る若き日の新島先生』『新島研究』第21号，p.28.
- 長尾政憲（1987）『幕臣福沢諭吉の政治思想発展過程 - 『西洋事情』成立の背景として -』『法政史学』第39号，pp.23-43.
- 中根淑（1916）『尺振八君の伊庭八郎を救ひたる始末』（『香亭遺文』，新保磐次（編），金港堂書籍，1916年）

- のpp.822-831に所収：『香亭遺文』は国立国会図書館デジタルコレクション版による)
- 酒口真弘 (2005) 「明治七年台湾出兵の出兵名義について」『ソシオサイエンス』, Vol.11, pp.129-144.
- 大久保利兼 (2007) 『明六社』, 講談社 (講談社学術文庫)
- 酒井雅子 (2008) 「商法講習所の創立から東京外国語学校との合併まで」, 一橋フォーラム資料 (2008年5月13・20日)
- 酒井雅子 (2016) 「商法講習所と鯛味噌屋：一橋大学の源流を求めて」『一橋大学創立150年史準備室ニューズレター』, No.2, pp.70-135 (識別子: hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/da/handle/123456789/10342)
- 尺次郎 (1990) 「資料：『尺 振八』拾遺 — 尺振八生誕150年記念 —」『英学史研究』第22号, pp.169-178.
- 渋谷輝二郎 (1981) 『海舟とホイットニー ある外国人宣教師の記録』, TBSブリタニカ
- 高橋秀悦 (2009) 「江戸期尾去沢の銅の道 — 平成19年度東北産業経済研究所公開シンポジウムに触発されて —」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第28号, pp.73-103.
- 高橋秀悦 (2014a) 「『海舟日記』に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助 ～戊辰・箱館戦争後まで～」『東北学院大学経済学論集』第182号, pp.93-124.
- 高橋秀悦 (2014b) 「幕末・明治初期のアメリカ留学の経済学～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(2)～」『東北学院大学経済学論集』第183号, pp.1-39.
- 高橋秀悦 (2016) 「幕末維新のアメリカ留学と富田鐵之助 ～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(5)～」『東北学院大学経済学論集』第186号, pp.1-91.
- 内田和秀 (2015) 「横浜山手病院について 解説編：16 ホイットニー一家(2)」『聖マリアンナ医科大学雑誌』Vol.43, pp.55-59.
- 山口隆夫 (2004) 「上帝か神か—明治初年GODはいかに表現されたか」『電気通信大学紀要』第16巻2号, pp.125-136.
- 柳父章 (2001) 『「ゴッド」は神か上帝か』, 岩波書店 (岩波現代文庫)
- 吉原重和 (2013) 「新島襄と吉原重俊 (大原令之助) の交流」『新島研究』第104号, pp. 3-31.
- 吉野俊彦 (1974) 『忘れられた元日銀總裁—富田鐵之助傳—』東洋経済新報社
- Griffis, William E. (1916), *The Rutgers graduates in Japan: an address delivered in Kirkpatrick Chapel, Rutgers College, June 16, 1885*, the second edition, Rutgers College (Internet Archive)

<全集・史料等 (『全集名』) の形式で引用のもの：配列は、アルファベット順>

『江戸文人の交友録 大概磐溪をめぐる人々』, 一関市博物館, 2016年.

『江戸のくらし風俗大事典』, 棚橋正博・村田裕司 (編著), 柏書房, 2004年.

『ドクトル・ホイットニーの思ひ出』, ホイットニー夫人・梶夫人, 基督教書類會社, 1930年 (復刻版: 大空社, 1995年)

『福澤論吉書簡集 第1巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 2001年.

『福澤論吉全集 第1巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1958年.

『福澤論吉全集 第4巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1959年.

- 『福澤諭吉全集 第7巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1959年.
- 『福澤諭吉全集 第10巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1960年.
- 『福澤諭吉全集 第17巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1961年.
- 『福澤諭吉全集 第19巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1962年.
- 『福澤諭吉全集 第20巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1963年.
- 『福澤諭吉全集 第21巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1964年.
- 『福澤諭吉全集 別巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1971年.
- 『福澤諭吉著作集 第3巻 学問のすゝめ』, 福澤諭吉, 慶應義塾大学出版会, 2002年.
- 『学問のすゝめ: 自分の道を自分で切りひらくために』, 福澤諭吉 (岬龍一郎 (訳)) PHP研究所, 2004年.
- 『学問のすゝめ』, 福澤諭吉 (奥野宣之 (訳)), 至知出版社, 2012年.
- 『一橋大学百二十年史』, 一橋大学学園史刊行委員会, 一橋大学, 1995年 (識別子: hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/da/handle/123456789/5842)
- 『一橋大学年譜 I 明治8年8月~昭和21年3月』, 一橋大学, 1976年 (識別子: 上に同じ)
- 『フルベッキ書簡集』, 高谷道男 (編訳), 新教出版社, 1978年.
- 『伊庭八郎のすべて』, 新人物往来社 (編), 新人物往来社, 1998年.
- 『神田孝平略傳』, 神田乃武 (編), (出版者) 神田乃武, 1910 (明治43) 年 (国立国会図書館デジタルコレクション [永続的識別子: ndjp/pid/781275])
- 『貫禄願書綴 一の一』 (宮城県図書館みやぎ資料室蔵)
- 『家禄奉還諸事綴込 二』 (宮城県図書館みやぎ資料室蔵)
- 『勝海舟関係資料 海舟日記 (一)~(五)』, 東京都江戸東京博物館都市歴史研究室 (編), 東京都・(財) 東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館, 2002~2011年.
- 『勝海舟全集 第19巻~第21巻 海舟日記II~海舟日記IVほか』, 勝部真長・松本三助・大口勇次郎 (編), 勁草書房, 1973年.
- 『勝海舟全集2 書簡と建言』, 勝海舟全集刊行会, 講談社, 1982年.
- 『勝海舟全集別巻 来簡と資料』, 勝海舟全集刊行会, 講談社, 1994年.
- 『木戸孝允日記 二』, 日本史籍協會 (編), 東京大學出版會, 1933年 (1967年覆刻版)
- 『近世名醫傳』, 松尾耕三, 1886 (明治19) 年 (『蘭学者傳記資料』, 北沢正誠・今村亮・松尾耕三, 青史社, 1980年に所収)
- 『国史大辞典』, 国史大辞典編集委員会 (編), 吉川弘文館, 1987年.
- 『校定 蘭學事始』, 杉田玄白 (和田信二郎校定), 東西醫學社, 1950年.
- 『クララの明治日記 (上)(下)』, クララ・ホイットニー, 一又民子 (訳), 講談社, 1976年.
- 『明治史料館通信』, Vol.6 No.3 (通巻23号), 1990年.
- 『森有禮全集 第1巻』, 大久保利兼 (編), 宣文堂書店, 1972年.
- 『森有禮全集 第2巻』, 大久保利兼 (編), 宣文堂書店, 1972年.
- 『森有禮全集 第3巻』, 大久保利兼 (編), 宣文堂書店, 1972年.

- 『長崎医学百年史』, 長崎大学医学部 (編), 長崎大学医学部, 1961年.
- 『新島襄全集 3 書簡篇 I』, 新島襄全集編集委員会 (編), 同朋舎, 1987.
- 『新島襄全集 6 英文書簡篇』, 新島襄全集編集委員会 (編), 同朋舎, 1985年.
- 『新島襄全集 8 年譜篇』, 新島襄全集編集委員会 (編), 同朋舎, 1992年.
- 『新島襄全集 9 来簡篇 <上> <下>』, 新島襄全集編集委員会 (編), 同朋舎, 1994年.
- 『沼津兵学校とその時代』, 樋口雄彦 (監修), 沼津市明治史料館, 2014年.
- 『大槻磐溪 一東北を動かした右文左武の人一』, 一関市博物館, 2004年.
- 大童家文書 (仙台市博物館寄託資料)
- 富田鐵之助から大童信太夫あて書状 (慶應 4年1月3日付及び同年1月26日付)
- 『蘭學事始』, 杉田玄白 (天真樓藏版), 1869 (明治2) 年 (早稲田大学図書館蔵デジタル・アーカイブ)
- 『蘭學事始』, 杉田玄白, (出版者) 林茂香, 1890 (明治23) 年 (国立国会図書館蔵デジタルコレクション [永続的識別子: ndjp/pid/826051])
- 『蘭學事始』, 杉田玄白 (緒方富雄譯), 大澤築地書店, 1941年.
- 『蘭學事始』, 杉田玄白 (緒方富雄校註), 岩波書店, 1959年.
- 『輒誌 明治七年』, 柳原前光 (手記), 臨時帝室編修局, 1922 (大正11) 年 (宮内庁書陵部蔵)
- 『仙臺先哲偉人録』, 仙臺市教育會, 1938 (昭和13) 年.
- 『新訂 福翁自伝』, 福沢諭吉 (富田正文校訂), 岩波書店 (岩波文庫), 1978年.
- 『高木三郎翁小傳』, 高木正義, 高木事務所, 1910年 (国立国会図書館デジタルコレクション [永続的識別子: ndjp/pid/781603])
- 『東京開成學校一覽』, 東京開成學校 (編), 明治8 (1875) 年2月 (国立国会図書館デジタルコレクション info: ndljp/pid/992865)
- 『都史紀要 7 七分積金』, 東京都公文書館, 東京都, 1960年.
- 『都史紀要 8 商法講習所』, 東京都公文書館, 東京都, 1960年.
- 『寺島宗則自叙傳』 (『伝記』 第3巻第4・5・6号, 伝記学会, 1936年
(復刻版: 『寺島宗則自叙傳/榎本武揚子』, ゆまに書房, 2002年に所収)
- 『東京府知事履歷書 (富田鐵之助履歷)』
- 『洋學先哲碑文』, 北沢正誠 (編), 1882 (明治15) 年 (『蘭學者傳記資料』, 北沢正誠・今村亮・松尾耕三, 青史社, 1980年に所収)
- 『洋方醫傳』, 今村亮, 1884 (明治17) 年 (『蘭學者傳記資料』, 北沢正誠・今村亮・松尾耕三, 青史社, 1980年に所収)
- 『吉田清成関係文書五 書類篇1』, 京都大学文学部日本史研究室 (編), 思文閣出版, 2013年.
- 『図説 沼津兵学校』, 樋口雄彦 (監修), 沼津市明治史料館, 2009年.
- 東京日日新聞 (明治5年2月21日, 明治6年2月12日, 明治6年3月2日, 明治6年4月6日, 明治6年6月2・10日, 明治6年7月9日, 明治6年9月18日, 明治7年2月9日, 明治7年5月19・22日, 明治7年6月5・15・16・17日, 明治7年7月24日, 明治7年12月2日, 明治8年1月3日, 明治8年2月7日)

<公文書等のデータベース>

国立公文書館デジタルアーカイブ：太政官・内閣関係「第1類 公文録」

- 『公文録・明治5年』, 第7巻 (明治5年9・10月・外務省伺)
- 『公文録・明治5年』, 第46巻 (明治5年1～3月・文部省伺)
- 『公文録・明治5年』, 第47巻 (明治5年4～6月・文部省伺)
- 『公文録・明治5年』, 第84巻 (明治5年5～7月・東京府伺地)
- 『公文録・明治6年』, 第10巻 (明治6年10月・各課伺)
- 『公文録・明治6年』, 第51巻 (明治6年5月・文部省伺2)
- 『公文録・明治6年』, 第92巻 (明治6年3月・外務省伺録)
- 『公文録・明治6年』, 第93巻 (明治6年4月・外務省伺録)
- 『公文録・明治6年』, 第94巻 (明治6年5月・外務省伺録)
- 『公文録・明治6年』, 第99巻 (明治6年9月・外務省伺録)
- 『公文録 明治6年』, 第103巻 (明治6年11月・外務省伺録2)
- 『公文録・明治6年』, 第212巻 (明治6年11月・東京府伺1)
- 『公文録・明治7年』, 第25巻 (明治7年5月・外務省伺1)
- 『公文録 明治7年』, 第27巻 (明治7年6月・外務省伺1)
- 『公文録 明治7年』, 第27巻の2 (外務省伺附録 (郵便交換始末))
- 『公文録 明治7年』, 第30巻 (明治7年8月・外務省伺)
- 『公文録 明治7年』, 第31巻 (明治7年9月・外務省伺2)

国立公文書館デジタルアーカイブ：太政官・内閣関係「第5類 職務進退」

- 『職務進退・叙任録 (明治6年9月～12月)』
- 『職務進退・叙任録 (明治7年8・9月)』
- 『職務進退・叙任録 (明治7年9月29日～12月29日)』

国立公文書館デジタルアーカイブ：太政官・内閣関係「第5類 諸官進退・諸官進退」

- 『諸官進退・諸官進退状 第6巻 (明治5年4月)』
- 『諸官進退・諸官進退状 第10巻 (明治5年9月)』
- 『諸官進退・諸官進退状 第11巻 (明治5年10～11月)』
- 『諸官進退・諸官進退状 第12巻 (明治6年1～2月)』
- 『諸官進退・諸官進退 第17巻 (明治6年10月～11月)』

国立公文書館デジタルアーカイブ：太政官・内閣関係「第5類 官員録・職員録」

- 『職員録・明治5年5月 官員全書改 (外務省)』
- 『職員録・明治6年1月 袖珍官員録改』

国立公文書館デジタルアーカイブ：太政官・内閣関係「第6類 太政類典」

- 『太政類典（第1編：慶應4年～明治4年）』, 第119巻（学制・生徒1）
- 『太政類典（第2編：明治4年～明治10年）』, 第15巻（官制2・文官職制2）
- 『太政類典（第2編：明治4年～明治10年）』, 第18巻（官制5・文官職制5）
- 『太政類典（第2編：明治4年～明治10年）』, 第83巻（外国交際26・公使領事差遣1）
- 『太政類典（第2編，明治4年～明治10年）』, 第154巻（産業3・農業3）

国立国会図書館デジタルコレクション

- 『官員録 明治7年 毎月改正』（永続的識別子 info: ndljp/pid/ 779236）

国立国会図書館近代デジタルライブラリー

- 『法令全書 明治2年』（永続的識別子 info: ndljp/pid/ 787949）
- 『法令全書 明治3年』（永続的識別子 info: ndljp/pid/ 787950）
- 『法令全書 明治5年』（永続的識別子 info: ndljp/pid/ 787952）
- 『法令全書 明治6年』（永続的識別子 info: ndljp/pid/ 787953）
- 『法令全書 明治7年』（永続的識別子 info: ndljp/pid/ 787954）
- 『郵便条約編纂集』, 逓信省外信局, 明治21年（永続的識別子 info: ndljp/pid/ 798380）

大学共同利用機関法人・国文学研究資料館（近代書誌・近代画像DB）

- 『官省 規則全書 四篇 五篇』

わが国都市銀行の重層的国際化

伊鹿倉 正 司

1. はじめに

本稿は、独自に構築したデータベースに基づき、1952年4月から2000年3月までの約半世紀にわたるわが国都市銀行の国際化について、既存の研究では十分に明らかにされていない点を解明するとともに、いくつかの誤解を払拭することを目的としている¹⁾。

わが国における都市銀行の国際化に関する先行研究としては、おおまかに3つのグループに分けることができる。第1は、主に金融・国際金融の研究者や実務家による研究であり、代表的な研究として藤田・石垣 [1982]、馬淵 [1992]、家森 [1999] が挙げられる²⁾。藤田・石垣 [1982] では、都市・地域銀行15行に対してアンケート調査とヒアリング調査を実施し、邦銀の国際化の実態について明らかにしている。数多くの質問項目から多角的に邦銀の国際化を明らかにした研究としては他に類が無く、邦銀の国際化研究において必読の研究といえよう。馬淵 [1992] では、都市銀行の米国現地法人の経営実態に焦点をあて、現地での日本的経営への適用度、アメリカ的経営への適応度、親会社からの独立性について独自のアンケート調査とヒアリング調査によって明らかにしている。筆者は、長年国際業務に携わってきた実務家であり、その経験に基づく考察は学ぶべきものが多い。家森 [1999] は、邦銀の国際化について、著者がそれまで行ってきた研究をまとめたものであり、人的組織面のデータを用いて邦銀の国際化を分析するなどユニークな研究を行っている。また、邦銀の海外拠点の立地選択やleader-follower（主導－追随）仮説についての実証分析は、多くの論文で引用されている。

第2は、多国籍企業の研究者による研究であり、主に邦銀によるユーロ・シンジケートローンへの参加、途上国政府へのオイルマネーの還流など、主として国際マネーフローの観点から研究

- 1) 本稿における都市銀行とは、大蔵大臣の諮問機関であった金融制度調査会が1968年に示した定義に依拠する。すなわち都市銀行とは、「普通銀行のうち6大都市またはそれに準ずる都市を本拠として、全国的にまたは数地方にまたがる広域的営業基盤を持つ銀行」と定義する。1968年当時、都市銀行に分類されたのは、第一銀行、三井銀行、富士銀行、三菱銀行、協和銀行、日本勧業銀行、三和銀行、住友銀行、大和銀行、東海銀行、北海道拓殖銀行、神戸銀行、東京銀行の13行であった。その後、1968年に日本相互銀行が相互銀行から普通銀行に転換し、太陽銀行に商号変更して都市銀行に加わった。1969年には埼玉銀行が地方銀行から都市銀行に転換した。なお本稿では、都市銀行や信用長期銀行、地域銀行など、わが国の銀行全般を包含する用語として「邦銀」という用語を用いているが、都市銀行と区別して用いている。
- 2) 他の研究としては、1980年代後半から90年代初めの邦銀のアジア展開を明らかにした二上 [1992]、1980年代から90年代の邦銀の香港での活動実態を明らかにした横内 [2003]、1970年代の邦銀の米国内での業務展開を明らかにした神野 [2005] などがある。なお、学術書ではないが、三和銀行香港支店を題材にしたノンフィクション小説である立石 [2005] は、邦銀の国際業務の実務を知るうえで非常に参考になる。

が積み重ねられてきた。また、日系自動車メーカーと邦銀の海外での取引関係を明らかにした向[2001]は、前述のleader-follower仮説についての貴重な定性情報を提供している。

第3は、経済地理学を専門とする研究者による研究であり、代表的な研究として芳賀[1998]が挙げられる。芳賀[1998]は、これまで国レベルで分析されてきた邦銀の立地分析を都市レベルで分析を行い、邦銀の海外進出がニューヨーク、ロンドン、香港の国際金融センターを頂点として他の都市に階層的に進出することで、空間的な階層構造が形成されたことを明らかにした。また、銀行の進出が、進出先都市の発展に寄与するという考えは、従来の金融論をベースにした先行研究にはないものである。

以上、都市銀行の国際化に関する先行研究を概観してきたが、今後、いくつか克服すべき課題が存在する。第1は、海外拠点形態の取り扱いである。海外拠点には、駐在員事務所、支店、現地法人の主に3つの形態が存在するが、多くの先行研究では、これらの拠点形態を明示的に区別していない。しかしながら、それぞれの形態は活動内容や設立目的などが大きく異なるため、それらを一括りに捉えてしまうと、例えば1980年代以降、都市銀行の国際化において重要性が増した現地法人の役割を過小評価し、国際化の多様性を見落とす危険性がある。第2は、各銀行の国際化の取り扱いである。次節以降で詳述するが、東京銀行の国際化は極めて特殊なものであり、他の都市銀行と区別して捉える必要があるが、多くの先行研究では、その特殊性はほとんど考慮されていない。その他の都市銀行においても、その国際化は多様であり、さらに銀行合併によって、新銀行の国際化が大きく変化したにもかかわらず、先行研究では一切触れられていないことも課題の1つといえる。第3は、研究対象時期・期間の取り扱いである。家森[1999]を除き、ほとんどの先行研究は、ある特定の年(年度)、複数の年(年度)、年代に限定したものである。しかしながら、本稿で述べるように、時間の経過に伴って、都市銀行の海外拠点数、進出先などは大きく変化し、また、同じ拠点であったとしても、時期によって業務内容が変容する。よって、比較的長いタイムスパンで都市銀行の国際化を観察する必要があるが、データの制約から、時系列的に捉えた研究は非常に少なかった。そして第4は、進出先の取り扱いである。芳賀[1998]を除き、ほとんどの先行研究では、進出先を都市レベルでとらえることはなかった。しかしながら、都市銀行の進出先については(いわゆるサービス業全般にあてはまることであるが)、国レベルではなく都市レベルで論じることに重要な意味を持つ。例えば、都市銀行は、これまでアメリカの主要都市に数多くの拠点を置いてきたが、ニューヨークに拠点を置く場合とロサンゼルスに拠点を置く場合とでは、その設置目的や拠点形態が大きく異なる。同様のことは、中国における北京と上海、イギリスにおけるロンドンとバーミンガム、ドイツにおけるフランクフルトとデュッセルドルフにもあてはまる。

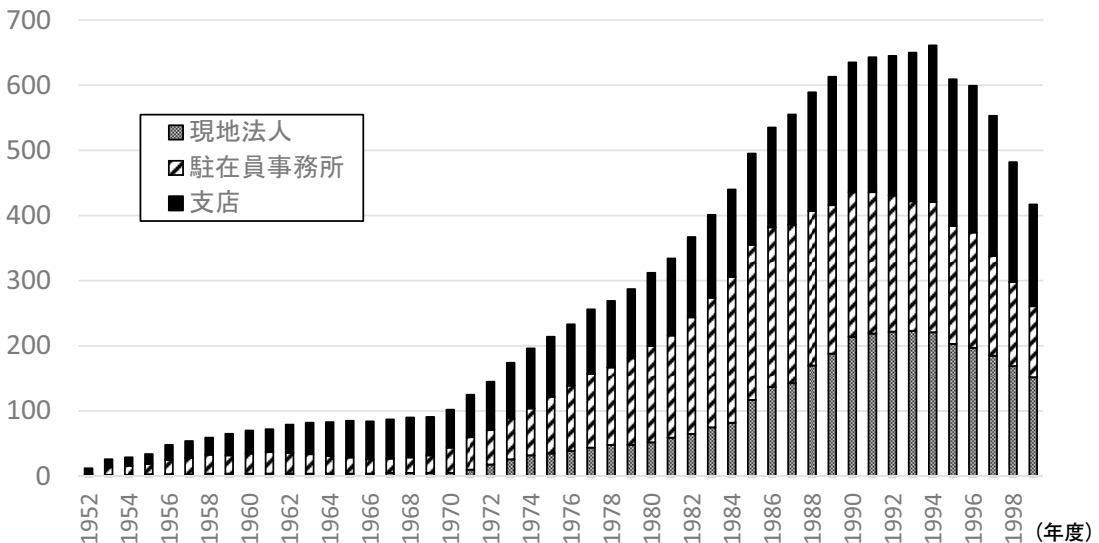
以下では、これまでの優れた先行研究で得られた知見に基づき、また、上記で挙げた4つの課題に留意しながら、わが国都市銀行の国際化の全容を明らかにしていきたい。

2. 海外進出の概要

図1は、拠点形態別の海外拠点数の推移を示したものである。前述のように、銀行の海外拠点形態としては、主として駐在員事務所、支店、現地法人の3つがある。駐在員事務所は銀行業務を行うことができず、現地の情報収集や現地コルレス銀行との連絡などが主な業務となるが、支店と現地法人は銀行業務を行うことが可能であり（現地法人は現地金融当局より銀行免許が交付された場合のみ）、さらに現地法人は周辺業務（証券業務やリース業務など）も行うことが可能である。

本稿における海外拠点とは、特に断りがない限り、親銀行によって直接開設された上記の3形態、現地法人については、親銀行の出資比率が50%超の法人のみを海外拠点と定義し、その他の拠点を含まない。なお、その他の拠点とは、おおまかに次の4つのパターンによって開設された拠点である。第1のパターンは、親銀行の出資比率が50%以下の現地法人である。具体的には、1970年代に多く見られ、複数の金融機関による共同出資で設立された国際コンソーシアム銀行、また、現地政府の外銀規制により出資比率が50%以下に制限されている現地合弁会社などがあてはまる。第2のパターンは、現地法人によって設立された別法人（いわゆる孫会社）であり、例えば1990年代前半にロンドンやニューヨーク所在の証券現地法人が、香港やシンガポールに設立したデリバティブ現地法人があてはまる。第3のパターンは、現地法人によって開設された駐在員事務所や支店であり、ニューヨーク所在の信託現地法人やロサンゼルス所在の銀行現地法人によって多く設立されたものである。第4のパターンは、現地金融機関を買収することによって

図1 拠点形態別の海外拠点数の推移



（出所）日本金融名鑑、ニッキン資料年報各号より筆者作成

得られた既存の現地拠点である。厳密にはその他のパターンもあるが、それらは適宜説明を加えていく。

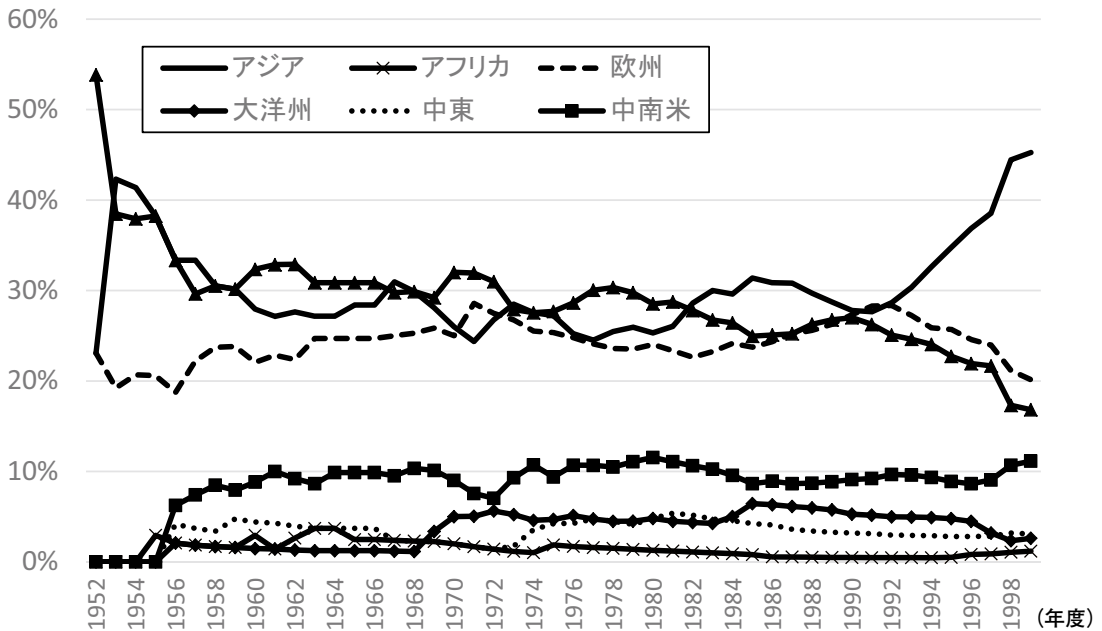
さて、本稿で定義する海外拠点数の推移を見ると、1952年度に12拠点が開設されたのを皮切りに、その後、拠点数は増加を続け、1994年度末には最多の661拠点に至った(図1参照)。なお、詳細は次節以降で述べるが、都市銀行の海外進出は、大きく4つの時期に区分することができる。第1の区分は1960年代までの時期であり、旧大蔵省の方針により唯一の外国為替専門銀行であった東京銀行の拠点設置が優先的に進められ、他の都市銀行の海外進出が大きく制限されていた点に特徴がある。第2の区分は1970年代であり、1960年代までの東京銀行を除く都市銀行の海外店舗規制が若干緩められ、駐在員事務所においては1年に1拠点の設置が認められるなど、上位行を中心に増加の度合いが高まっていった時期である³⁾。第3の区分は1980年代から90年代前半であり、店舗規制が大幅に緩和され、駐在員事務所の設置は原則自由、支店と現地法人においても1年に複数の拠点開設が認められることで、都市銀行の海外拠点数が加速度的に増加した点に特徴がある。そして第4の区分は1990年代後半であり、バブル崩壊による経営難に直面した都市銀行が、それまでの拡大戦略を180度転換させ、大規模な海外拠点の統廃合を行った時期である。それにより、1999年度末の海外拠点数は417拠点となり、ピーク時の約6割程度にまで急減した。

次に、拠点別の推移に目を向けると、まず海外進出の最初の足掛かりとして駐在員事務所が設置され、その後、次第に駐在員事務所から支店の昇格が増加し、1970年からは現地法人の開設が増加するという一連の流れが見て取れる。ただし、一部の先行研究で述べられているが、1つの海外拠点の形態が駐在員事務所⇒支店⇒現地法人といったように連続的に転換することは大きな誤りであることを指摘しておこう。このことは、駐在員事務所から支店への昇格は数多く行われている一方、支店から現地法人への転換は、東京銀行のクアラルンプール支店が1994年7月にマレーシア東京銀行に転換した以外、皆無であるという事実が証明している。すなわち、駐在員事務所と支店は代替関係にあるが、支店と現地法人は補完関係であるといえる。なお、銀行が海外進出を行う際、どのような拠点形態を選択するかについては、現地金融当局の外銀規制の内容や顧客企業の取引ニーズなどが大きく影響する。例えば、外国銀行による支店設置を認めていない国に進出する場合には、自ずと駐在員事務所か現地法人による進出を行わざるを得ないし、また、顧客企業の取引ニーズが多様化し、支店では対応できない場合には、現地法人の設置が検討されることとなる。

図2は、地域別の拠点数シェアの推移を表したものである。年によって多少の変動はあるものの、1980年代までは北米、欧州、アジアの3地域の拠点数は同じように推移しており、全体のシェアで見ると3地域ともおおむね25～30%台で拮抗している。それが90年代に入ると、欧州と北米

3) 本稿では、説明上、都市銀行を預金規模で上位行と中・下位行という分け方を行っている。その区分は藤田・石垣[1982]に依拠しており、上位行は第一勧業銀行、富士銀行、住友銀行、三菱銀行、三和銀行、中・下位行はそれら以外の都市銀行が該当している。なお、東京銀行は預金規模では中・下位行に属するが、外国為替専門銀行という特殊性を考慮して、本稿では明示的に中・下位行に分類せずに取り扱っている。

図2 地域別の拠点数シェアの推移

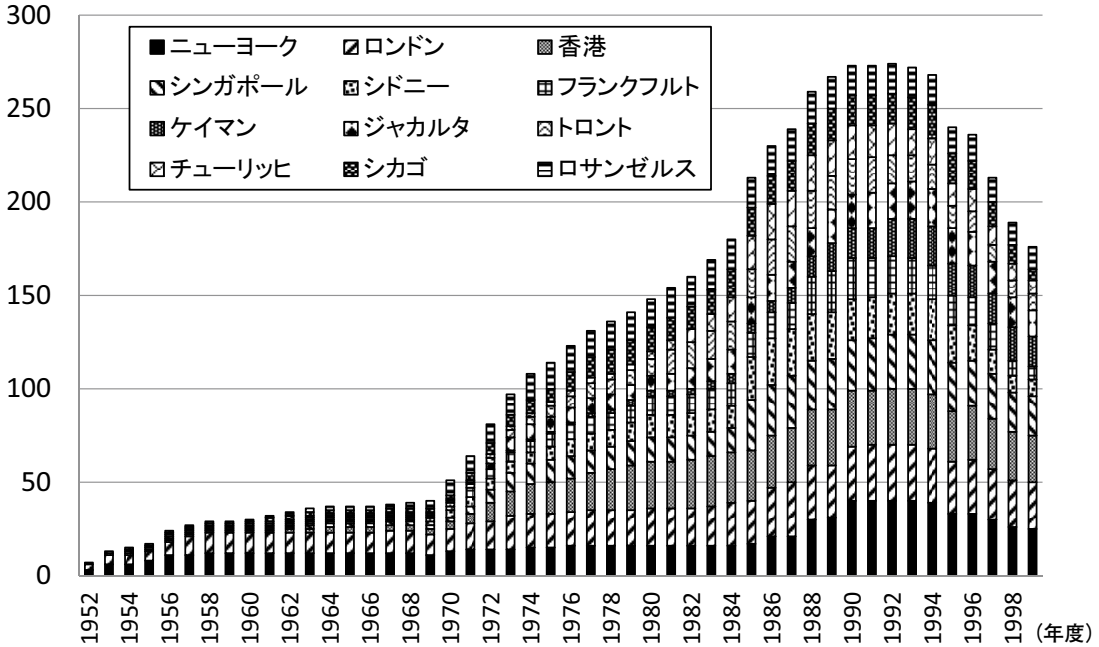


(出所) 図1と同じ

の拠点数は横ばい、特に90年代後半には大幅に減少に転じる一方、アジアの拠点数は増加し続け、1999年度末時点で191拠点が置かれ、約45%のシェアを占めていた。

次に、都市銀行の海外進出先を図3で確認しておこう。本稿が対象とする期間において、都市銀行が1つ以上の拠点を開設した都市は124都市を数える。地域別にみると、最多はアジアの48都市であり、以下、北米の32都市、欧州の28都市が続く。図3は、15拠点以上開設された12都市を抽出し、それらの拠点推移を示したものである。12都市全ての推移を説明することはできないが、1960年代まではニューヨークとロンドンへの進出が多くを占めていた。ちなみに、同一都市に1拠点以上の駐在員事務所や支店の設置が現地金融当局から認められることはないため、当時の都市銀行数（10行程度）からして、ほぼ全ての都市銀行が60年代までにはニューヨークとロンドンの両方に拠点を有していたことがわかる。70年代に入ると香港の拠点数が急増し、70年代後半にはニューヨークとロンドンの拠点数を上回るようになる。また、80年代後半に入るとアジアの国際金融市場として台頭してきたシンガポールの拠点数が急増するが、同様にシドニーの拠点数も急増しているのは興味深い。必ずしも全ての事例に当てはまるわけではないが、拠点数が急増する背景には、進出先国の外銀規制の緩和が関連している場合が多い。また、80年代後半にニューヨークの拠点数が急増し、1990年には最多の40拠点が置かれていたが、主な理由としては、米国の銀証分離規制の緩和を見越した証券現地法人の開設が増えたこと、大和銀行が1989年2月に英ロイズ銀行の米国拠点を取得したことが挙げられる。

図3 銀行別の拠点数の推移

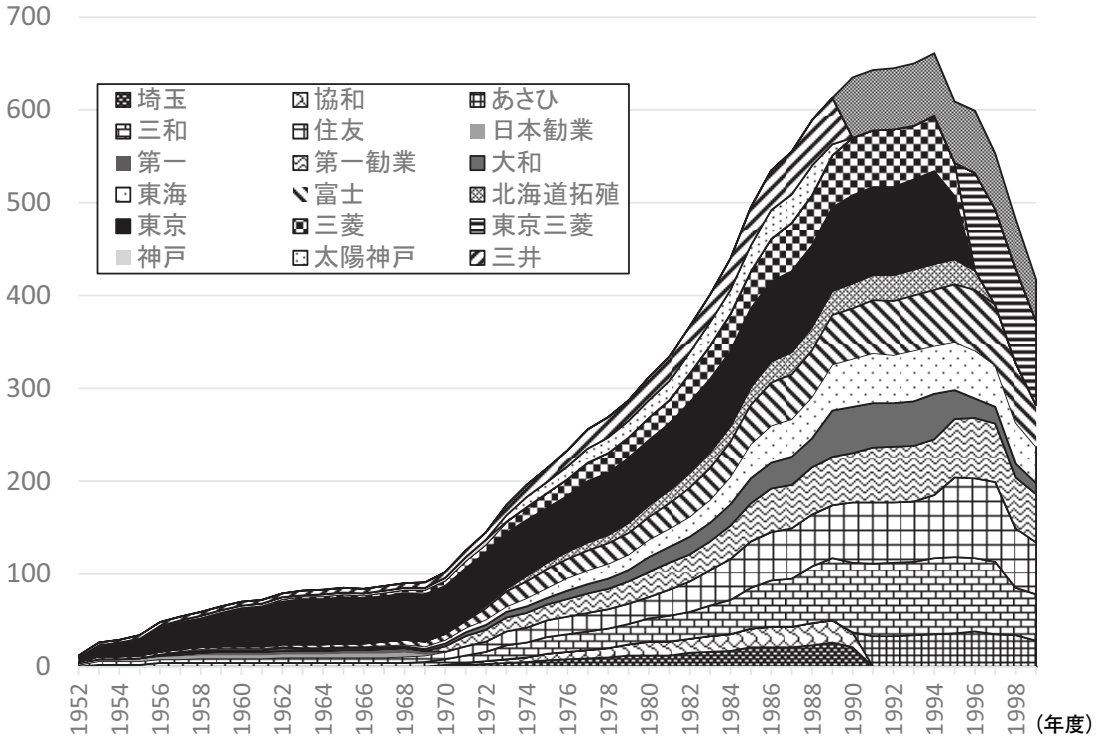


(出所) 図1と同じ

最後に、図4の銀行別拠点数の推移を見て本節の結びとしたい。1960年代までの都市銀行の海外進出は、東京銀行が年平均3拠点のペースで海外拠点を開設していた一方、その他の都市銀行の開設ペースは、6～7年で1拠点程度の非常に緩慢なものであった。その結果、1969年度末時点での東京銀行の海外拠点は51拠点と、都市銀行全体の拠点数（91拠点）の実に6割近くを占めていた。しかし、1970年代に入ると、東京銀行以外の都市銀行の開設ペースが急速に高まり、1979年度末時点の東京銀行の海外拠点シェアは2割を少し上回る程度まで低下する。なお、1970年代に最も拠点数を増加させたのは第一勧業銀行であり、10年間で6拠点から24拠点到海外拠点を増やした。1980年代に入ると、都市銀行の海外拠点数は1970年代を上回るペースで増加を続け、1989年度末時点で東京銀行の90拠点を筆頭に、三和銀行が67拠点、住友銀行が57拠点を有するまでに至る。そして、1990年代に入ると、東京銀行の拠点数が100店舗の大台に達するが、経営難やアジア危機などを原因として、90年代後半には各行とも平均25拠点程度の削減を余儀なくされる。1999年度末で最多の拠点を有していたのは、1996年4月に東京銀行と三菱銀行が経営統合して誕生した東京三菱銀行の90拠点であり、以下、住友銀行の56拠点、第一勧業銀行の52拠点が続いている。

本節では、拠点形態別、地域別、都市別、銀行別の4つの視点から都市銀行の国際化の全体像を概説してきたが、次節以降では、4つの期間に分け、主要拠点の業務内容なども含めて、より踏み込んだ分析を行っていく。

図4 銀行別の拠点数の推移



(出所) 図1と同じ

3. 1960年代までの国際化

戦後の都市銀行の国際化は、サンフランシスコ講和条約が発効した1952年4月より「再開」された。再開という言葉を用いたのは、太平洋戦争前、わが国の銀行はすでに相当数の海外拠点を有していたためである。例えば、東京銀行の前身である横浜正金銀行は、1884年のロンドン支店開設を皮切りに、サンフランシスコ、ニューヨーク、ブエノスアイレス、上海、ボンベイなど、世界各地に広範な拠点網を形成していたし、住友銀行や三菱銀行、富士銀行といった財閥系銀行においても米国内や中国国内を中心に5～8拠点を保有していた。しかし、これらの海外拠点は、太平洋戦争の開戦後、もしくは敗戦直後に現地政府に全て接収されることとなる。

1952年4月、大蔵省は住友銀行、東京銀行、千代田銀行（後の三菱銀行）にニューヨーク駐在員事務所の設置を、東京銀行、富士銀行、帝国銀行（後の三井銀行）にロンドン駐在員事務所の開設を認めた⁴⁾。大蔵省が都市銀行の海外進出の再開を認めた背景には、当時、すでに日本の貿易商社や海運会社などが海外進出を再開しており、これらの企業を金融面から支援する必要性があったことが挙げられる。

4) 対象銀行と進出先は、外国為替取引の現状や過去の海外進出の実績などが勘案されて決められた。

1954年4月に外国為替銀行法が成立し、同年8月に東京銀行が同法に基づく外国為替専門銀行となった。以後、海外拠点の認可について、大蔵省は外国為替専門銀行を他行よりも優先させる方針をとったため、東京銀行の海外拠点は1953年度末の10拠点から1963年度末には49店舗と、わずか10年で約5倍になった。東京銀行の進出先の特徴としては、わが国の貿易取引の拡大と企業の海外進出を支援するという外国為替専門銀行としての責務を果たすため、サイゴン（現在のホーチミン）やアレキサンドリア、バグダッドといった、他行では採算面から進出を行わないような都市に積極的に進出を行ったことが挙げられる。なお、東京銀行が急速に海外拠点網を整備できた背景には、前身の横浜正金銀行が残した「遺産」が大きく寄与したと考えられる。例えば、1956年7月に東京銀行はブエノスアイレス支店を開設したが、当時のアルゼンチン政府は外国銀行の支店新設を認めていなかった。しかし、それが可能となった理由には、戦前の横浜正金銀行ブエノスアイレス支店が、アルゼンチンの貿易拡大に貢献したことが政府に認められたことが挙げられる。また、ハンブルグ支店やデュッセルドルフ支店の開設においては、横浜正金銀行の元現地スタッフや銀行と関係の深かった金融当局関係者の尽力が大きかったとされる。

一方、東京銀行以外の都市銀行の海外進出は、前述した大蔵省の認可方針により遅々として進まなかった。例えば、富士銀行は、1953年11月にニューヨーク駐在員事務所を開設したが、支店への昇格が認められるのに約3年を要した⁵⁾。なお、当時の邦銀のニューヨーク支店は、厳密には支店（ブランチ）ではなく代理店（エージェンシー）であった。ニューヨーク州法においては、支店の開設にあたり、ブランチとエージェンシーのどちらかを選択することができた。ブランチとエージェンシーの違いは、ブランチは一般預金の受け入れが可能であるが、1社あたりの貸付額について銀行の自己資本の1割以内という制約があるのに対して、エージェンシーには貸付額の制約がない反面、一般預金の受け入れに制約があるというものであった。当時は日本の総合商社などによる借入需要が旺盛であったため、すべての邦銀はエージェンシー形態を選択した。後にエージェンシーからブランチに転換が行なわれるようになるのは1970年代後半になってからである。

三和銀行のサンフランシスコ支店、日本勧業銀行の台北支店、三井銀行のバンコク支店を例外とすると、まずは二大国際金融都市であるロンドンとニューヨークに支店開設を目指すのが当時の海外進出のセオリーであった⁶⁾。両支店の開設時期は銀行によって異なり、上位行は1950年代後半、中・下位行は1960年代前半には両支店の開設を完了していた。

ロンドンとニューヨークに支店を構えた銀行は、次の支店開設先を模索していたが、大蔵省の

5) 1952年8月に開設されたロンドン駐在員事務所が、わずか2か月後の10月に支店昇格が認められたのとは対照的である。

6) 代表的な国際金融都市として取り上げられるロンドンとニューヨークではあるが、厳密にはそれぞれ性格が大きく異なる。ロンドンは英国の金融首都としての機能と、大陸欧州やユーロドル市場、ユーロ円市場等も含めたユーロ市場全体のクロスボーダー金融機能の両方を有している数少ない金融センターである。一方、ニューヨークは、世界有数の国際都市であり、ウォール街には世界各国から主要な金融プレーヤーが集まる国際的な金融センターではあるものの、実際の機能としては米国の金融取引を集積処理する金融首都としての色合いが強い。

抑制方針により支店開設が阻まれていた。そうした中、1960年6月に「貿易為替自由化大綱」が発表され、翌年、大蔵省は上位行に限り、1行につき1支店の開設を認める通達を行った。これにより、3店舗目の支店開設の道が開けたわけであるが、多く上位行はロサンゼルスとデュッセルドルフを開設先に選んだ。ロサンゼルスについては、1950年代後半より日本の総合商社や石油会社、自動車会社などの進出が進み、特に総合商社による旺盛な借入需要に対応する必要があった。一方、デュッセルドルフについては、近くにルール工業地帯がひかえ、工作機械などの日本への輸出取引の拠点となっており、主に日本の総合商社や鉄鋼会社を中心とする外国為替や貿易金融取引の拡大が期待されていた。なお、1960年代後半に入ると、アジアへの進出も少しずつ増加し始めたが、最も多くの拠点が開設されたのは、1969年度末でソウルの4拠点であった。

次に1960年代までの現地法人についてであるが、その数は、加州東京銀行、加州住友銀行、東京銀行信託会社、ブラジル住友銀行、サンパウロ東京銀行、バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル、BOTホールディングスの7社が開設されたに過ぎなかった⁷⁾。

戦後初の海外現地法人である加州東京銀行は、1952年11月にカリフォルニア州サンフランシスコに開設された。当初、東京銀行は支店の開設を検討していたが、当時のカリフォルニア州銀行局は外国銀行による支店開設を認めていなかったため、支店の代替拠点として現地法人が開設された。開設当初の主な業務は、日系米国人向けのリテール金融に特化したものであり、日系企業向けの貿易金融中心の他の拠点と比べて異色の存在であったといえる。なお、1953年2月に開設された加州住友銀行においても同様であり、両現地法人はカリフォルニア州の日系人社会に浸透することに力を注いでいた。

一方、東京銀行と住友銀行は、ブラジルのサンパウロにおいても現地法人を開設するが、東京銀行は1964年5月に現地銀行のバンコ・パウリスタノを買収し（同年12月にサンパウロ東京銀行に改称）、住友銀行は1958年10月にプラスコット小銀行に出資（1960年10月に出资比例を引き上げ、ブラジル住友銀行に改称）することで進出を果たした。なお、前述のサンフランシスコ現地法人と同じく、主な業務は日系ブラジル人向けのリテール金融であった。

東京銀行信託会社は、戦前に日本政府が発行した外債の処理業務をニューヨーク支店から移管する目的で1955年10月に開設された現地法人である。当時の日本では、銀行業務と信託業務を分離する政策がとられていたが、米国では両業務を兼営することができたので、東京銀行信託会社は実質的には銀行現地法人であった。東京銀行は1952年9月にニューヨーク支店を開設していたため、同一都市に貸出拠点が2つ存在する重複が生じることとなったが、ニューヨーク支店は主に1件あたりの貸出額が大きい商社向け貸出を担当し、東京銀行信託会社は主にメーカー向け貸出を担当するという住み分けを行っていた⁸⁾。なお、同一都市や地域内での支店と現地法人の補完

7) BOTホールディングスは、1968年7月にルクセンブルクに開設された持株会社であり、同年10月にパリに開設された欧州東京銀行を傘下に収めた。

8) 貸出業務以外にも、1960年代後半に入ると、日本企業のニューヨーク進出が活発となり、東銀信託は進出企業の現地法人設立手続き、事務所や住宅の設営、現地社員の採用など、幅広い進出支援を行った。

関係はカリフォルニアの拠点においても見られた。カリフォルニア州には、1960年代後半より日本の二輪・四輪自動車メーカーや電機メーカーが大挙して進出したが、東京銀行のロサンゼルス支店とサンフランシスコ支店がメーカーへの販売金融を手掛け、加州東京銀行が個人顧客に対する消費者金融を担当していた。このような支店と現地法人の補完関係により、東京銀行信託会社と加州東京銀行は、1970年末の資産規模で全米200位以内に入る有力外銀となった。

4. 1970年代の国際化

都市銀行の海外進出は、1970年代に入り大きな転換期を迎えることとなるが、その背景には以下の3つの要因が挙げられる。第1は、ユーロ市場の規模の拡大である。1950年代後半に発生したユーロ市場は、その後規模を急拡大させ、1973年末時点で約1,600億ドルに達した。ユーロ市場の資金は、当初は短期の貿易金融などに利用されたが、市場規模の拡大に伴って、多国籍企業や発展途上国向けの中長期貸出が主流となっていった。また、1件あたりの融資規模の拡大に伴って、協調融資（シンジケートローン）形式が多く採用されるようになった。ユーロ市場の発展は国際金融業務の拡大を促し、利益の獲得を目的として、わが国の都市銀行も積極的にユーロ・シンジケートローン業務に参入するようになった。

第2は、日本企業の海外進出の増加である。1968年以降、日本の貿易収支が黒字基調に転じたことを背景として、海外直接投資に対する規制が緩和に向かい、1972年には原則的に自由化された。その後の日本企業の海外進出の増加は、進出先での運転資金や設備資金の需要を生み出し、都市銀行にとってこれらの資金需要に応えることが重要となった。

第3は、欧米銀行の国際化が一段と進展したことである。1960年代の一連のドル防衛策によって現地での資金調達に迫られた米国多国籍企業に対して、米系銀行は海外支店の増設やコンソーシアム銀行の設立によって海外拠点網を拡大させるとともに、ユーロ市場を基盤に多国籍企業の資金需要をまかなう国際投融资活動を展開した。この米系銀行の動きに対して、英国や西ドイツ、フランスなどの欧州系銀行も追随し、競うように国際化路線の強化につとめた。欧米銀行によるこのような動きは、わが国の都市銀行にとって大きな刺激になったことは言うまでもない。

前述のように大蔵省は、東京銀行以外の都市銀行に対して、一部例外を除き海外拠点の開設を認めない方針をとってきたが、1969年度より上位行に対し、情報収集、人材育成の見地から、年1か所程度の駐在員事務所の設置を認めるようになった。さらに1971年度からは、海外支店と現地法人の設置も認めるようになった。このような海外店舗行政の転換を受けて、1970年代は都市銀行全体で平均すると年20拠点程度のペースで海外拠点が増加していった⁹⁾。なお、1969年9月に

9) 前節で述べたように、1970年代に入ると、東京銀行の拠点設置ペースは緩やかなものになっていくが、一方で、他行には見られない拠点設置戦略が見て取れる。すなわち、既存の拠点でカバーしていた地域に、新しく独立した拠点を設けるといったものであった。例えば、それまでデュッセルドルフ支店がカバーしていたウィーンに駐在員事務所を開設したり、パリ支店がカバーしていたマドリードに駐在員事務所を開設したりするものであった。

埼玉銀行、協和銀行、北海道拓殖銀行の3行は、甲種外国為替公認銀行に昇格することで海外拠点開設の道を開いた。埼玉銀行は1970年6月にニューヨーク駐在員事務所を、協和銀行は1970年7月にロンドン駐在員事務所を、北海道拓殖銀行は1970年6月にニューヨーク駐在員事務所をそれぞれ開設したことにより、太陽銀行以外の都市銀行が海外拠点を有することとなった。

また、1971年10月に第一銀行と日本勧業銀行が、1973年10月には太陽銀行と神戸銀行が合併を行った。合併前、第一銀行はロンドン、ニューヨーク、台北にそれぞれ支店を、シカゴとソウルに駐在員事務所を、一方、日本勧業銀行はロンドン、ニューヨーク、台北にそれぞれ支店を、ソウルに駐在員事務所を有していた。新銀行（第一勧業銀行）においては、重複拠点については台北支店のみ日本勧業銀行の支店を存続させ、残りは第一銀行の拠点をすべて存続させる形で海外拠点の統合が行われた。また太陽銀行と神戸銀行の場合は、太陽銀行は海外拠点を有していなかったため、神戸銀行の5拠点すべてが新銀行（太陽神戸銀行）に引き継がれた。

さて、1970年代の進出先に目を転じると、香港、シンガポール、シカゴへの進出が増加したことが特徴として挙げられる。特に香港においては、アジアの国際金融都市としての地位の高まりを背景に、1969年度末に3拠点であったものが、1979年度末には24拠点へと拠点数が大幅に増加した。ちなみに、香港では1965年に発生した銀行恐慌の影響を受けて、1965年から1978年にかけて外国銀行による支店開設が認められなかったため、1979年7月に富士銀行が駐在員事務所を支店に昇格させたことを除くと、香港での拠点数急増は、駐在員事務所と証券現地法人（ファインンスカンパニー）の開設によるものであったことを付言しておきたい。一方、シンガポールについては、外国銀行による出資比率50%超の現地法人開設が認められていなかったため、1970年代のシンガポールへの進出は、香港とは対照的に駐在員事務所か支店どちらかの開設によるものであった¹⁰⁾。なお、シンガポールには、1957年1月に支店を開設した東京銀行を除くすべての都市銀行が1970年代に拠点を置いた。また、上記の都市以外にも、後述する国際シンジケートローンの拡大を受けて、産油国政府や中央銀行との取引開拓、親密化を図るため、バイルートやカラカス、テヘラン、メキシコシティといった都市に駐在員事務所を設立する事例が目立つようになった。

さて、ここで1970年代の都市銀行の国際化戦略を大局的に捉えてみよう。そうすると、以下の3つの特徴を指摘することができる。第1は、1970年代前半の国際コンソーシアム銀行の設立である。前述のように、ユーロ市場を基盤として、1960年代後半に欧米系銀行主導による国際コンソーシアム銀行が相次いで設立された。そのような流れに対抗するため、また、邦銀の国際金融市場での資金調達不足という課題を克服するため、1970年12月、ロンドンに2つの国際コンソーシアム銀行が設立された。1つは、三和銀行、第一銀行、日本勧業銀行、三井銀行の4行と野村証券によって設立された国際合同銀行、もう1つは、富士銀行、三菱銀行、住友銀行、東海銀行の4行と、日興証券、山一証券、大和証券の証券会社3社によって設立された日本国際投資銀行である。設立申請当初、この2行の業務に債券引き受けが含まれていたため、銀行の証券業務を禁止する

10) シンガポールにおいては、駐在員事務所からの昇格以外にも、支店を直接開設することが可能であった。

証券取引法第65条に抵触するのではないかという意見が証券業界から出された。結局、証券取引法は外国法人である国際コンソーシアム銀行には効力が及ばないという判断が下されたが、設置認可の際、大蔵省より証券会社も国際コンソーシアム銀行に参加させるよう要請がなされた。

第2は、現地法人の設立である。都市銀行の多くは、国際コンソーシアム銀行への参加を行う一方、独自の現地法人を設立することも目指した。その背景には、この時期、日本企業の海外活動が単なる貿易取引の段階から、現地生産、現地販売あるいは海外資源開発といった段階に進んだため、支店では制約のあった中長期貸出や支店ではできない証券業務など、多様な金融サービスを提供できる体制が必要になってきたことが挙げられる。

1960年代までに7社が設立されたに過ぎなかった現地法人は、1969年度末には52社にまで増加する。それらの主な進出先としては、香港、ロサンゼルス、ロンドン、アムステルダムなどが挙げられる。香港については、前述のように支店の代替拠点として多くの証券現地法人が設立された。なお、証券現地法人の設立以外にも、1972年12月、富士銀行は香港の有力銀行である広安銀行に55%の資本参加を行い傘下に収めた。広安銀行は香港内に5つの店舗を有し、富士銀行としては海外で初めて現地リテール金融に参入することとなった。ロサンゼルスについては、加州協和銀行、加州三和銀行、加州東海銀行、加州三菱銀行、加州三井銀行が1970年代前半に設立され、カリフォルニア州に進出した顧客企業への現地金融ニーズに対応した。なお、加州協和銀行以外の現地法人は、その後現地銀行の買収を繰り返し、現地リテール金融も手掛けるようになる。また1975年10月には、加州東京銀行がカリフォルニア・ファースト銀行を傘下に収め、拠点数102店舗、総資産額全米49位の有力銀行となった。一方、ロンドンについては、マーチャントバンクや証券現地法人の設立、アムステルダムについては、国際シンジケートローンの組成及び参加、信託業務や証券業務などを手広く手掛けるユニバーサルバンキング形態の現地法人が多く設立された。

第3は、国際シンジケートローン業務への積極的参加である。前述のように、1970年代に入り、海外進出企業向け現地貸出は、それまでの運転資金に対する短期貸出から設備資金に対する中長期貸出にウェイトがシフトしていった。中長期貸出は巨額なものが多かったため、リスク分散の見地から、銀行が国際的協調融資団を組成して行うシンジケートローン形式を採用することが増加した。1970年5月、邦銀15行はフィリピン中央銀行に対して、総額5千万ドルのスタンドバイクレジットの供与を行った。この案件は、邦銀による初めての国際シンジケートローンの組成であり、その後、途上国や産油国向け貸出に数多く参加していった。

1973年10月に勃発した第四次中東戦争をきっかけに第一次石油危機が発生したが、原油輸入国の原油代金支払いの増加とこれによって産油国に蓄積されたオイルマネーの放出によって、ユーロ市場は拡大を見せた。しかしながら、ユーロ市場の拡大があまりに急激であったため、市場では信用面を懸念する空気が広がっていた。そうした中で発生した米国のフランクリン・ナショナル銀行の経営破たんや西ドイツのヘルシュタット銀行の倒産によって信用不安は決定的なものとなった。市場が混乱する中、大蔵省は短期現地貸出については1974年6月末の残高で凍結し、中長期現地貸出については原則として新規案件を許可しないという方針を打ち出した。大蔵省の規

制措置は、ユーロ市場が落ち着きを取り戻すにしたがって段階的に撤廃され、邦銀のシンジケートローンは再びその残高を急拡大させていく。1970年代後半においては、欧米系銀行との激しい主幹事獲得競争が繰り広げられ、1978年には東京銀行が国際シンジケートローンの組成額で世界第1位を獲得した。

5. 1980年代の国際化

都市銀行の国際化において、1980年代は激動の10年であった。国内外の金融自由化の進展により、国際業務を一層拡大できる環境が整う一方、第二次石油危機とその後の世界的な高金利時代への突入、累積債務問題の顕在化、世界的なセキュリティゼーションの潮流、自己資本比率規制の導入など、都市銀行は、それまでの国際化戦略を大幅に修正しなければならない事柄に相次いで直面することになる。そのような状況において、各行は自らの国際業務体制を今まで以上に重層化させることで対応を図ろうとした。本節では、重層化された国際業務を可能な限り丁寧にひも解き、1980年代の国際化の実態を明らかにしていきたい。

1970年代までに世界各地に置かれた海外拠点は287を数えるが、1980年代の10年間でさらに326の拠点が新たに加わり、1989年度末で都市銀行の海外拠点数は613拠点に達した。このような海外拠点の増加を可能にした要因の1つとしては、大蔵省の海外店舗規制の大幅な緩和が指摘できよう。駐在員事務所は、それまで「1年度各行1か所」の基準で開設が認可されてきたが、1980年度には「1年度2カ所」に、1981年度以降は、進出国との調整がとれば、開設は原則自由というものになった。また、支店と現地法人においても、1977年度からの「3年一巡方式」（3年間で1つの営業拠点を認める方式）が、1980年度には2年間で1つの営業拠点を認める「2年一巡方式」、1982年度には2年間で2つの営業拠点を認める「2年二巡方式」、そして1984年度以降は、駐在員事務所と同様に進出国との調整がとれば、開設は各行の自主判断にゆだねるとされた¹¹⁾。

店舗規制の大幅な緩和を受けて、上位行の拠点数は、1979年度末の平均25拠点から1989年度末には平均56拠点とほぼ倍増する一方、中・下位行の拠点数も同期間に平均13拠点から平均27拠点と倍増した。特に三和銀行と大和銀行の拠点数の増加は際立っており、三和銀行は79年度末の22拠点から89年度末には67拠点と、その数を約3倍に増加させた。また大和銀行については、79年度末の12拠点から89年度末には50拠点到急増したが、これは1989年2月に英国のロイズ銀行の米国拠点15拠点を手に入れたことによるものが大きかった。

多くの都市銀行が1980年代に海外拠点数を一気に増加させたのに対して、東京銀行は海外拠点の選別と抑制の方針をとっていたのは興味深い。東京銀行は、1980年代前半に北京や上海、大連など、他行に先駆けて中国国内に拠点を開設する一方、80年代後半には、パナマ東京銀行やリマ

11) 大蔵省の方針転換の背景には、①今後邦銀が欧米系銀行との競争下で国際業務展開を余儀なくされること、②日本経済の国際化と相まった日本企業の海外展開の多様化・広域化に対応するため、邦銀もそれに対応して海外展開を行っていく必要がある等の考えがあったとされる。

支店、ヨハネスブルク駐在員事務所などの廃止を断行した。

次に主な進出先についてであるが、本節では駐在員事務所・支店と現地法人を分けてみていきたい。

まず駐在員事務所と支店の主な進出先を見てみると、アジアでは北京、上海、大連、広州、バンコク、欧州ではバーミンガム、中南米ではケイマンの拠点増加が目立つ。

中国拠点の増加であるが、1978年からの改革開放政策によるものが大きい。すなわち、「四つの近代化（農業・工業・国防・科学技術の近代化）」を目指し、そのために積極的に対外開放を推進する政策によって、外国銀行が中国国内に拠点（駐在員事務所のみ）を置くことが可能になった。1980年2月、東京銀行が世界の商業銀行では初めて北京に駐在員事務所を開設したのを皮切りに、1980年代には北京にすべての都市銀行が、上海には10拠点、広州には8拠点、大連には7拠点が置かれた。

バンコクについては、1970年代まで、タイ政府による「1国1行主義」という厳しい外銀規制が敷かれていたため、三井銀行と東京銀行の両バンコク支店（三井銀行は1952年11月開設、東京銀行は62年7月開設）以外、邦銀はタイ国内に駐在員事務所すら開設することができなかった。しかしながら、1960年代より日系自動車メーカーが進出し、1970年代後半には東南アジアにおける自動車産業の一大生産地になったタイは、1980年代より積極的な外資導入政策を導入し、外銀規制も緩和された。それにより、外国銀行はバンコクに限り駐在員事務所を開設することが認められ、邦銀は前述の2支店を含めて計11拠点をバンコクに置くことになった。

次にバーミンガムについては、バーミンガムを中心とするウエスト・ミッドランズ地方は、古くから自動車部品や機械、電子部品工業の集積地として知られ、1980年代より日系自動車メーカーやその関連会社の進出が増加した。特にトヨタ自動車が工場建設を決めたのを契機に、トヨタ自動車の主要取引行である東海銀行、三和銀行、三井銀行は1980年代後半に相次いで駐在員事務所を開設し、ロンドン支店と連携して顧客企業に対する情報提供活動を行っていた。

タックス・ヘイブンとして知られるケイマンは、邦銀のニューヨーク拠点の資金調達基地として位置づけられていた。ケイマンでは、CD（譲渡性預金）発行の際の預金準備規制が米国に比べて格段に緩いため、ケイマンに支店を構えた邦銀の多くがペーパーカンパニーを通じてCDを発行し、その資金をニューヨークの出先の貸し出しや投資用にあてていた。ケイマンには1989年末で10行が支店を開設していたが、太陽神戸銀行は、ケイマンと同じタックス・ヘイブンである英国領ガンジーにも支店を開設した。

次は現地法人の主な進出先を概説するが、その前に1980年代の都市銀行の国際化における現地法人の位置づけを明らかにしておこう。既存の研究では見落とされがちであるが、駐在員事務所、支店、現地法人のうち、1980年代の10年間で最も拠点数が増加したのは現地法人であった。現地法人は48拠点から188拠点に140拠点増加したのに対して、駐在員事務所の増加は95拠点、支店の増加は91拠点となっており、1980年代の国際化は現地法人が主役であったといえる。また、その進出先や業務内容は多様であり、前述の重層化された国際業務は、その多くが現地法人によって

形成された。

さて、現地法人の主な進出先を見てみると、アジアではシンガポールとジャカルタ、欧州ではチューリッヒ、フランクフルト、ロンドン、大洋州ではシドニー、北米でトロントとニューヨークの拠点増加が目立つ。

まずシンガポールであるが、アジア初の金融先物取引所であるシンガポール国際金融取引所（SIMEX）が1984年に設立され、1985年6月から8月のわずか3カ月間に都市銀行全13行が金融先物取引の取り次ぎを目的とした現地法人を開設した。

一方、ジャカルタについては、1988年10月に金融制度新政策が発表され、外国銀行に現地銀行との合弁による商業銀行の設立が認められた。インドネシアには、大和銀行のプルダニア銀行に代表されるように、多くの都市銀行がすでに現地銀行との少数出資による合弁会社を設立していたが、新政策発表後、出資比率を85%にまで引き上げて子会社化した。

次に欧州の3つの拠点について述べるが、この3拠点に共通するキーワードは「欧州市場統合」である。まずチューリッヒは、1970年代には東京銀行や富士銀行、第一勧業銀行の3行が証券現地法人を設立し、スイス市場において日本企業が発行したスイスフラン建て私募債の引受業務などを行っていた。1980年代に入り、スイス資本市場の整備や規制緩和が進み、また、1980年代後半からは、欧州市場統合により域内証券業務の自由化が行われたことで、邦銀の証券現地法人設立が増加した。またスイスは厳格な「相互主義」をとっており、それまで外国銀行のスイス進出は容易ではなかったが、1985年以降、スイス系金融機関の日本市場への参入が進んだことから、邦銀の拠点開設が現地当局に認められやすくなったことも増加の要因に挙げられる。チューリッヒには1988年度までにすべての都市銀行が現地法人を置き、主に起債業務を行っていたが、1990年代初頭に銀行免許の取得が可能になると、各行は銀行・証券・信託といったユニバーサルバンキングに乗り出していった。

1970年代までの各行の旧西ドイツ進出は、ハンブルグやデュッセルドルフといった貿易拠点に駐在員事務所や支店を開設するのが主流であったが、1980年代後半以降、金融の中心地であるフランクフルトへの進出が増加し、89年度末までに11行がユニバーサルバンク形態の現地法人を設立した。これらの現地法人は、主に旧西ドイツにおける国債シンジケート団への参加、主に日系企業が発行するマルク建て外債の引き受け業務や日系企業向け貸出業務を手掛けていた。

次にロンドンについては、1967年7月に東京銀行がマーチャントバンクを設立したのち、1970年代には上位行による証券現地法人の開設が相次いだ。これらの現地法人は、主にユーロ円債の引き受け業務を手掛け、日系証券会社に匹敵する引き受け実績をあげていた。1980年代後半には、中・下位行による証券現地法人の設立が増加するとともに、投資顧問会社の設立も散見されるようになり、1989年度末で16社の現地法人がロンドンに置かれた。なお、1980年代後半からはデリバティブの取り扱いに力を入れ始め、90年代かけてその業務の比重が大きくなっていった。以上のように、各行は、チューリッヒ、フランクフルト、ロンドン、そして前述のアムステルダムを加えた4極体制を構築し、各現地法人が連携を強めることで、来たる欧州金融統合に対応しようと

した。

次にシドニーについては、オーストラリア政府は国内銀行の保護するため、1945年の銀行法制定以降、外国銀行に対しては駐在員事務所のみ開設を認め、支店や現地法人の開設を一切認めてこなかった。しかしながら、国内銀行市場の競争促進と近代化を目的として、1985年より外国銀行による現地法人の設立を認めるようになった。当時のオーストラリアの金融機関は、日本の普通銀行に相当するトレーディングバンクと非銀行系として分類されるマーチャントバンクの2種類があった。マーチャントバンクは預金の受け入れを禁じられるなどの業務内容の制約があったが、外国銀行の所有に関しては銀行よりも規制が緩やかであったため、1985年以前においても、東京銀行や第一勧業銀行などは、現地のマーチャントバンクに少数出資を行っていた。1985年には邦銀11行がマーチャントバンクを設立し（一部銀行はトレーディングバンクを設立）、主に日系企業向けの貿易金融やリース、資源関連のプロジェクトファイナンスに携わっていた。

次にトロントについては、1980年までカナダ政府は外国銀行による支店と現地法人の設立を認めていなかったが、1980年12月の銀行制度改革法の施行により、現地法人形式による外国銀行の銀行業参入を認めた。邦銀の現地法人設立については、カナダと日本両金融当局間での相互主義に基づく取り決めに従い、1981年7月に東京銀行が、1981年1月に第一勧業銀行、富士銀行、三井銀行が現地法人を設立した。その後、段階的に現地法人の設立が認可され、1988年度末までに10行がトロントに現地法人を設立した。なお、各行が現地法人設立前に設立した駐在員事務所は現地法人設立後も廃止されず、駐在員事務所と現地法人が並存するという異例の体制がとられた。

最後にニューヨークを見てみよう。前述のように、1960年代には大半の都市銀行がニューヨーク支店を設置し、後発の埼玉銀行、協和銀行、北海道拓殖銀行が1972年に支店を設置した後は、ニューヨークの拠点数は16拠点で推移していた。しかしながら、1980年代後半より拠点数が増加し始め、89年度末には31拠点となったが、その増加分の多くは現地法人の設立によるものであった。

前述のように、他の都市で設立された現地法人の多くは銀行現地法人や証券現地法人であったのに対し、ニューヨークで多く設立されたのは、信託現地法人、証券現地法人であった。信託現地法人については、1980年代後半に7社が新たに設立された。この背景には、米系銀行6行をはじめ外国銀行9行にわが国での信託銀行設立を認可したことを受けて、相互主義の観点から大蔵省が邦銀の海外信託会社に対して年金運用などの非居住者向け信託業務を全面解禁したことが挙げられる¹²⁾。証券現地法人については、1970年代にロンドンや香港で数多く設立されたが、ニューヨークでは1987年1月に東京銀行が証券現地法人を設立したのを最初として、以後、6社の証券現地法人が設立された。銀証分離を定めたグラス・スティーガル法により、米国の銀行系証券会社

12) 大蔵省は1950年代後半より、銀行業務と信託業務を分離させる信託分離行政を行ってきた。そこでは信託業務を7つの信託銀行と大和銀行に限定し、都市銀行や長期信用銀行の信託業務への参入を排除してきた。大蔵省は、国内の信託分離行政を国外にも適用したため、信託業務の兼営が認められている米国においても信託業務ができる現地法人は、信託分離行政を導入する以前に米国で信託会社を設立した東京銀行信託会社と、現地銀行を買収した銀行に限られていた。

の業務は、米国債や州債などの発行引き受け、ディーリング、有価証券の売買仲介業務に限られ、社会や株式の発行引き受けやディーリングは禁じられていた。しかしながら、当時、米国の金融業界ではグラス・スティーガル法改正の機運が高まっており、近い将来に改正されるのではという思惑から、邦銀の証券現地法人の開設が増加したと考えられる。なお、東京銀行と三井銀行は現地法人を新規に開設するという形をとった一方、三和銀行や富士銀行は、米国政府証券公認ディーラーを買収するという形で現地法人を開設した。

さて、ここで前節と同様に1980年代の都市銀行の国際化戦略を大局的に捉えてみよう。そうすると、以下の4つの特徴が指摘できる。第1の特徴は、現地での非日系企業取引の推進である。1970年代、邦銀は国際シンジケートローン分野において目覚ましい実績をあげ、その主幹事業は国際業務の大きな柱に成長した。しかしながら、1980年代初めに発生した中南米諸国の累積債務問題の深刻化により大きな損失を被り、また、危機後、国際シンジケートローン市場はその規模を急速に縮小させたことから、各行は新たな収益源として進出先での非日系企業取引に注目した。非日系企業取引の拡大は、邦銀にとって長年の大きな課題であったが、それまで現地銀行の厚い壁に阻まれ、思うように取引を拡大できずにいた。そうした中でも、累積債務危機で邦銀以上に痛手を被った欧米系銀行の地位低下、非日系企業取引の専担部署の新設、各海外拠点の連携強化、ターゲット企業の絞り込みによる取引の深耕などにより、1980年代後半に入って、現地での非日系企業取引は着実に増加していった。特に邦銀にとって最大の市場である米国においては、企業のM&Aに伴うLBO貸出、不動産ブームによる商業用不動産貸出、地方公共団体の資金調達に関連する保証業務など、幅広い取引を展開した。また、リース会社の設立や地方中核都市（レキシントンやコロンバスなど）に小型貸出店舗（LPO：Loan Production Office）を設置するなどして、中堅企業の取り込みにも注力した。

非日系企業取引を拡大させるため、各行は2つの意味での現地化戦略を推進した。1つの現地化は「業務の現地化」であり、それまで本部の国際企画部や国際審査部などが所管していた業務を現地に移管するなどを行った。例えば、1989年1月に三菱銀行は本部機能を再編し、北米の拠点を直接所管・統括する米州本部をニューヨークに設置した。また、富士銀行も、本部の米州部をニューヨークに、欧州部をロンドンに移転させ、それぞれに「米州審査部」「欧州審査部」を設置し、担当地域の審査及び産業調査を行う体制を構築した。そして、もう1つの現地化は「人材の現地化」である。それまで海外拠点の設置にあたっては、基本的に現地スタッフの採用が行われていたが、1980年代に入り、各行は競うように有能な現地スタッフの採用を拡大させた。例えば、ロンドンの証券現地法人では、1980年代前半まで十数人程度の陣容であったものが、1980年代後半に入り、現地業務の多様化などを背景として、各行とも軒並み数十人規模の現地スタッフを大量採用した。また、単に有能な現地スタッフの争奪戦を繰り広げるだけでなく、研修制度の充実や柔軟な人事制度の導入、管理職への積極的な登用などを行うことで、全体的な現地スタッフの質の底上げを図った。その結果、邦銀のロンドン現地法人の現地スタッフ比率は、1987年8月時点で約8割に

達した¹³⁾。

第2の特徴は、第1の特徴とも深く関係するが、海外人材の育成強化である。邦銀の海外進出が開始された1950年代より、各行は欧米の有力銀行へのトレーニー派遣や日本での語学教育などを通じて、海外人材の育成を行ってきた。1960年代以降は、欧米の大学への語学留学派遣が増加するとともに、管理職や若手行員に対して海外業務研修を実施する銀行も増加した。そして1980年代に入ると、欧米の一流大学の経営大学院への留学派遣が増加するとともに、若手行員の海外拠点への積極的な配属が行われるようになった¹⁴⁾。例えば、東海銀行は、ニューヨーク支店において米国の一流大学の日本人留学生を定期採用するなど、将来有望な海外人材になりうる人材の確保にも力を入れていた。

第3の特徴は、現地の大手金融機関の買収である。1970年代までも邦銀による現地金融機関の買収は行われてきたが、その目的の大半は進出の足掛かりを作るためのものであり、また、一部の例外はあるものの、それらの買収先は規模の小さな金融機関がほとんどであった。しかしながら、1980年代に行われた買収は現地を代表する金融機関を対象とするものであり、また、それまで邦銀が取り組んできた商業銀行業務や証券業務、リースやファクタリングといった中堅・中小企業向け業務などを拡充・強化する目的で行われるものが多かった。

例えば、商業銀行業務については、1983年8月の三菱銀行による米国のバンク・オブ・カリフォルニアの買収や、1988年2月の東京銀行による米国のユニオンバンクの買収が代表的な事例として挙げられる。特にユニオンバンクの買収は、当時邦銀による外国銀行の買収としては史上空前の買収金額（7億5千万ドル）であったため、国内外の報道機関で大々的に取り上げられた。ユニオンバンクは買収直前の時点で、預金金額全米第27位、従業員数約4,200人、支店数32拠点の大銀行であったが、東京銀行のカリフォルニア現地法人であるカリフォルニア・ファーストバンクとの統合により、預金金額は全米第18位に躍進した。なお、新銀行は、非買収銀行であるユニオンバンクの名称が引き継がれた。証券業務については、1984年7月の住友銀行によるスイスのゴッダルト銀行の買収が挙げられる。ゴッダルト銀行は資産運用受託業務を得意とし、証券引き受けにおいても、日系企業のスイスフラン建て私募債の引受主幹事務でスイス三大銀行に次ぐ実績を残していた。この買収により、住友銀行は欧州での証券業務において強固な事業基盤を手に入れることに成功し、以後、ゴッダルト銀行を通じて、日系企業の公募債や転換社債、ワラント債の発行で主幹事を次々と獲得することとなった。リースやファクタリング業務については、1984年1月の富士銀行によるウォルター・E・ヘラーインターナショナル（以下ヘラー社）の買収や、1989年12月の第一勧業銀行によるCITグループの買収が挙げられる。ヘラー社については、ファ

13) 現地スタッフの積極的採用により、三菱銀行の在ロンドン証券現地法人（三菱ファイナンス・インターナショナル）は、米国のジェネラル・エレクトリック社の金融子会社が発行したユーロドル建債券の主幹事を邦銀で初めて獲得した。なお、当時の三菱ファイナンス・インターナショナルの陣容は、日本人派遣行員5名、現地スタッフ77名であった。

14) 海外人材の育成策の充実は、本来の目的以外にも、優秀な学生をリクルートするためや若手行員のモチベーション向上のためでもあった。

クタリング取扱高全米トップ、米国とカナダに72拠点を持ち、米国内に中小企業を中心に1万社以上の顧客層を有する米国屈指のファインナスカンパニーであった。ヘラー社は銀行の州際業務規制に無関係であり、富士銀行は中堅・中小企業向け業務を全米規模で展開することが可能となった。また、ヘラー社傘下のヘラー・オーバーシーズを通じて、タイの大手銀行と合併でリース会社を設立するなど、アジアでの現地企業向け業務にも積極的に参入していた。

以上のような現地の大手金融機関の買収によって、邦銀は非日系企業取引の深耕という目的を達成すると同時に、厳格な資産査定や不良債権の前倒し償却、ディスクロージャーやIR活動の積極的推進など、欧米流の形成手法を体得する機会を得ることができた。

第4の特徴は、海外の主要証券取引所での株式上場である。邦銀の株式上場は、1988年9月に富士銀行がロンドン証券取引所に上場したのを皮切りに、同年には、三菱銀行や三和銀行、第一勧業銀行などが相次いでロンドンやパリ、アムステルダム、チューリッヒなどの欧州の主要取引所に上場を果たした。翌1989年9月には、三菱銀行が邦銀としては初めてニューヨーク証券取引所に上場するなど、わずか2年の間に主要証券取引所への上場ラッシュが起こった。この背景には、1988年のBIS自己資本規制導入に伴って海外での資金調達が多様化に迫られたこと、EC市場統合に向けて欧州での知名度を向上させたかったことなどが指摘できる。なお上場に伴う副次的な影響として、上場先での知名度向上に伴って、現地企業との新規取引獲得に少なからず寄与したとされる。

6. 1990年代の国際化

1990年代の邦銀の国際化は、図1からわかるように、1995年度を境に、それ以前と以後とで明確に局面が異なる。

まず1990年度から94年度の期間についてであるが、拠点数は89年度末の613拠点から94年度末の661拠点と、増加率は緩やかであるが約50拠点増加した。しかしながら、この増加数だけを見て、それまで同様、1990年代前半も都市銀行の国際化が拡大したと判断するのは間違いである。1990年代前半の国際化を深く掘り下げて見ると、拠点数が増加したのはアジア地域のみであり、その他の欧州や北米地域は軒並み拠点数を減少させている。なお、この時期の拠点数の変動については、太陽神戸銀行と三井銀行、協和銀行と埼玉銀行の合併の影響を触れておく必要がある。1990年4月、太陽神戸銀行と三井銀行は合併し、太陽神戸三井銀行（1992年4月よりさくら銀行）となった。合併前の1988年度末時点で、太陽神戸銀行は32拠点（駐在員事務所16拠点、支店8拠点、現地法人8拠点）、三井銀行は49拠点（駐在員事務所21拠点、支店17拠点、現地法人11拠点）と、両行合わせて81拠点を有していたが、89年度中に整理統合され、新銀行発足時点で62拠点（駐在員事務所21拠点、支店22拠点、現地法人19拠点）となった。なお、拠点統合によって、両行の現地法人は、ほぼそのまま新銀行に継承されたが、駐在員事務所と支店については、三井銀行の拠点が多く継承されたのに対し、太陽神戸銀行の拠点はハンブルク支店やシアトル支店など5拠点以外

全て廃止された。一方、協和銀行と埼玉銀行については、1991年4月に合併し、協和埼玉銀行（1992年4月よりあさひ銀行）となった。合併前の1989年度末時点で、協和銀行は24拠点（駐在員事務所10拠点、支店7拠点、現地法人7拠点）、埼玉銀行は21拠点（駐在員事務所6拠点、支店7拠点、現地法人8拠点）と、両行合わせて45拠点を有していたが、90年度中に整理統合され、新銀行発足時点で37拠点（駐在員事務所13拠点、支店9拠点、現地法人15拠点）となった。

主な進出先としては、アジアではタイのアユタヤとチョンブリ、マレーシアのラブアン、ベトナムのホーチミン、欧州ではベルリン、北米ではニューヨークが挙げられる。

タイ政府は、1993年3月に外貨取引を主業務とするバンコク・オフショア市場（BIBF）を創設し、現地銀行と外国銀行併せて47行に同市場で業務を行う免許を付与した。さらに、1994年には金融自由化の一環として、資金のバンコク集中を排除するため、地方オフショア支店の開設を認めた。これを受けて、1995年、チョンブリに5拠点、アユタヤに3拠点の邦銀支店が開設された。

マレーシアは、外国銀行の支店設置を原則認めておらず、東京銀行のクアラ Lumpur 支店以外、邦銀のマレーシア進出は駐在員事務所の設置にとどまっていた。しかしながら、1980年代後半以降、日系企業のマレーシア進出が増加したため、邦銀は彼らの資金需要に応えるため、1992年から94年にかけて相次いでマレーシアの国際オフショアセンターであるラブアンに計10拠点の支店を開設し、ラブアン支店からクアラ Lumpur 出張所（支店と同時に開設された）を経由する形で貸出を行うこととした¹⁵⁾。

ベルリンについては、1990年10月に西ドイツと東ドイツが統合され、首都がベルリンに置かれたことから、6行が駐在員事務所を開設した。また、ニューヨークについては、詳細は後述するが、1990年度に9拠点が開設された。9拠点はいずれも現地法人であり、証券現地法人やリース会社が開設されたが、最も多く開設されたのはデリバティブを主たる業務とする現地法人であった。

一方、1990年代前半において、アジア地域以外の地域では、それまでの拡大一辺倒の国際戦略が見直される動きもいくつか散見されるようになった。1つの動きは、海外拠点の廃止である。具体的には、パナマ支店や、トロント、バンクーバー、チューリッヒ、アムステルダムなどに置かれた駐在員事務所の廃止が相次いだ。また、廃止に至らなくても、主に欧州や中南米拠点において、日本からの派遣行員数の削減が行われるようになった。また、現地法人においても、前述の合併行において、同一都市に複数存在していた現地法人の統合が行われるとともに、ミラノやチューリッヒなどの欧州拠点の廃止や出資比率の引き下げが行われた。もう1つの動きは、非日系企業取引の見直しである。主な見直しとしては、貸出債権の圧縮である。1980年代、ロンドン支店は主に英国企業向け貸出を急拡大させたが、その後、貸出先の経営状況が悪化し、多額の不良債権を抱えることとなった。同様のことはニューヨーク支店が多く手掛けていた商業用不動産貸出やLBO貸出においても、1980年代末から90年代初めの米国経済の急速な冷え込みにより、

15) 他のオフショア市場では、外貨建て貸出は非居住者のみを対象とした「外-外」取引が一般的であるが、マレーシアのオフショア市場は居住者にも貸し出しできるのが特徴である。すなわち、オフショア市場でありながら、「内-外」取引が可能であり、現地にマレーシア国内に拠点を置く日系企業に貸し出しできる。

その多くが不良債権化した。その後、各行は不良債権の償却や、わが国の地域銀行やリース会社への債権の売却を積極的に推し進めるとともに、非日系企業向け貸出の実行を実質的に凍結させたため、非日系企業向け貸出は急激に減少した。また、他の見直しとしては、取引拠点の集約化が挙げられる。例えば東海銀行は、1992年より非日系取引をニューヨーク、ロンドン、ロサンゼルスに3拠点に集約させ、他の拠点は原則として日系企業取引に業務を絞り込む体制を構築した。同様の動きは他行にもみられ、非日系取引拠点に専門人材を集約させるなどが行われた。

さて、1990年代前半の都市銀行の国際化戦略を大局的に捉えると、以下の3つの特徴が指摘できる。第1の特徴は、アジア重視の加速化である。前述のように、1990年代に入り、欧州や北米、中南米拠点が減少に転じた一方で、アジアは、主にアユタヤやチョンブリ、ラブアン、ホーチミンを中心に拠点数を大きく伸ばした。個々の背景についてはすでに述べたが、全体的な背景としては日系企業のアジア進出の拡大が指摘できる。大企業製造業のアジア進出については、自動車メーカーのタイへの進出を中心に1970年代からみられたが、1990年代の特徴としては、中国への大規模な進出や中堅・中小企業の進出が指摘できよう。そうした顧客企業のアジア進出に対応するため、各行はアジア拠点を積極的に増設していくが、邦銀のアジア重視の戦略は拠点数の増加だけでは捉えられない部分も多い。以下、3つの点に基づいて、邦銀のアジア戦略の変化を述べていきたい。第1の変化は、海外人員の集中配分である。1980年代末以降、国際業務の環境悪化を背景として、各行は新規出店の場合を除いて欧米拠点への派遣行員の増員を凍結してきた。しかしながら、アジア拠点については、本店や欧米拠点の人員を振り分ける形で増員を行っていた。例えば、都市銀行の中でもアジア重視の戦略を鮮明に打ち出していたさくら銀行は、1994年度より本店のアジア部と海外支店合わせて約100名いるアジア担当を10名増員した。これに関連会社や現地採用分を含めると、1994年度だけで100名の人員がアジア部門だけで増員された。他行においても、シンガポール支店や香港支店に置かれたディーリング部門の人員を増員したり、プロジェクトファイナンスやM&A、デリバティブを専門に取り扱う現地法人の開設に伴う人員派遣を増やしたりするなど、積極的な人員のアジアシフトを実施した。

第2の変化は、組織体制の再編である。前節で述べたように、多くの邦銀は非日系企業取引を強化するため、米州部や欧州部といった現地業務のすべてを統括する地域部制を1980年代に導入した。アジア地域においても専担部署が置かれ、1993年6月時点で、さくら銀行、富士銀行、第一勧業銀行に「アジア部」が、大和銀行に「香港業務部」が置かれていた¹⁶⁾。その他の銀行においても、国際部や国際業務部などの部内に「アジア室」や「中国室」などの部署を置き、アジア地域の拠点と連携してアジアビジネスの拡大を図った。さらには、「貿易投資相談所」や「中国投資相談チーム」といった名称の部署を新設するとともに、国内の外国為替取扱店において海外業務を担当する人員を増やしたり、本店の国際業務担当者が国内営業店の渉外担当者に海外事情に

16) 東海銀行は1988年3月に「米州部」「欧州部」「アジア部」の三地域部制を導入した。しかしながら、1990年代に入り、それまでの現地化戦略から転換して、決裁権限を東京に集中させる方針を打ち出し、1992年6月に三地域部制を廃止した。

ついて指導を行ったりすることで、全行をあげて中堅・中小企業の海外進出を支援する体制を整備した。

第3の変化は、銀行業務の強化、それに伴う支店の再重点化である。1970年代に香港において数多くの証券現地法人が設立され、また、1980年代にはシンガポールにおいて金融先物取り次ぎを専門とした現地法人が多数設立されるなど、邦銀によるアジア展開の要を担ってきたのは支店ではなく現地法人であった。しかしながら、1990年代に入り、現地企業の成長により比較的大きな資金需要が生まれたこと、また、わが国中堅・中小企業のアジア進出の増加したことにより、現地での銀行業務を強化する動きが強まった。もっとも、アジアの金融システムは、シンガポールを除くと間接金融優位の金融システムであり、非銀行業務から銀行業務へ各行のアジア戦略の力点がシフトしたことはある意味当然のことといえよう。現地での銀行業務の強化において、各行が行った取り組みは駐在員事務所の支店への昇格であった。1980年代に多くの駐在員事務所が香港とシンガポール、ソウルを除くアジアの各都市に開設されたが、現地の外銀規制に阻まれて、ほとんどの拠点で支店に昇格することがかなわなかった¹⁷⁾。それが1990年代に入り、外銀規制が緩和されると、大連や上海、広州、バンコクにあった駐在員事務所が一斉に支店へと昇格した。また、アジアの現地企業の海外進出が増加してきたことを受けて、各支店の連携を強化する動きもみられるようになった¹⁸⁾。

さて、都市銀行の国際化戦略の第2の特徴は、証券業務の強化である。都市銀行は、1970年代後半より、ロンドン、香港、チューリッヒに証券現地法人を設立し、国際証券業務に参入したことはすでに述べた。1980年代には、都市銀行の証券現地法人は、ユーロ債の引受主幹事業務でわが国証券会社の現地法人に匹敵する実績をあげていたが、大蔵省による「三局指導」により、日系企業による起債が多いユーロドル建て普通社債や転換社債の引受実績は伸び悩んでいた。三局指導とは、1975年8月に大蔵省の銀行局、証券局、国際金融局の三局間で合意されたもので、その内容は、日系企業が公募外債を発行する際に、当該外債の引受主幹事業務を邦銀の証券現地法人が行うことを事実上禁止したものであった。三局指導は、都市銀行の証券現地法人にとって長年にわたり足かせになっていたが、1993年4月に撤廃された。それを受けて多くの都市銀行は、主にロンドンや香港の証券現地法人の資本金増強に乗り出した。それにより多くの証券を保有することが可能になり、起債の引き受け能力を高めることができた。また、主に現地スタッフの採用を中心として人員の大幅な増員を行うことで、外債の引受主幹事業務の獲得競争に本格的に参入した。なお、社債の引受業務だけではなく、エクイティファイナンス（新株発行を伴う資金調達）の引受業務にも参入し、富士銀行が邦銀では初めて主幹事を獲得するなど、それまで証券会社の聖域であった分野に風穴をあけることに成功した。1990年代入ると、各行はアジアでの証券業務

17) 例外は三和銀行と富士銀行の深圳支店である。

18) 具体的な事例としては、シンガポール支店の取引先企業が中国で工場建設を行う際、シンガポール支店が香港支店を通じて中国国内の情報を収集し、取引先企業に提供するという連携が挙げられる。さらには、シンガポール支店に代わって中国国内の支店が設備資金を貸し出したり、香港支店が輸出に関わる外為業務を手掛けたりすることもあった。

の拡大に乗り出し、シンガポールにマーチャントバンクを設立した。なお、シンガポールに設立されたマーチャントバンクは、証券業務以外にも、シンガポール支店と連携してプロジェクトファイナンスに参画し、アジアにおけるプロジェクトファイナンスの主幹事業務では、欧州勢を押さえて都市銀行が上位を占めていた。

そして、第3の特徴は、デリバティブ（金融派生商品）業務への注力である。金融取引の高度化に伴って、1980年代に入り、金利スワップや通貨スワップ、オプションといったデリバティブ取引が急激に拡大した。顧客企業の旺盛なデリバティブ需要に対応するため、主に上位行を中心に、ニューヨークやロンドンにデリバティブ専門の現地法人が1980年代後半に相次いで設立された。さらに1990年代に入ると、ニューヨークやロンドンのデリバティブ現地法人は、シンガポールに現地法人（親銀行から見れば孫会社）を設立し、ニューヨーク・ロンドン・シンガポールの三極体制を構築した。

以上、1990年代前半の国際化を概観してきたが、これ以降では、1990年代後半の状況を見ていこう。

第2節で若干触れたように、1994年度末に661拠点あった都市銀行の海外拠点は、99年度末には417拠点へと大幅に減少した。417という拠点数は1980年代初めと同水準であり、拠点数だけで見ると、それまで都市銀行が進めてきた国際化が、1990年代後半のわずか5年間で約15年分その時計の針が巻き戻されたことを意味する。

都市銀行の海外拠点の大幅な減少は、主に3つの要因で引き起こされたと考えられる。第1の要因は、1996年4月の東京銀行と三菱銀行の合併に伴って行われた海外拠点の統廃合である。1994年末で、東京銀行が100拠点（駐在員事務所22拠点、支店45拠点、現地法人33拠点）、三菱銀行が60拠点（駐在員事務所17拠点、支店21拠点、現地法人22拠点）、両行合わせて160拠点あった拠点数は、新銀行（東京三菱銀行）発足時の96年4月には56拠点減の104拠点（駐在員事務所21拠点、支店47拠点、現地法人36拠点）に統廃合された。合併が発表された1995年3月当時は、業務内容、拠点数、従業員数などにおいて圧倒的に優位であった東京銀行側の海外拠点を原則存続させ、三菱銀行側の海外拠点は、その多くが廃止されるものと考えられていた。しなしながら、海外拠点の統廃合計画の策定において、両行の拠点が重複していない拠点は原則存続させる、両行の拠点が重複している支店は、現地での銀行免許を比較して、①免許で認められた業務範囲が広い方、②業務内容が同じ場合には三菱銀行に統合するという統廃合のルールが定められた。その結果、海外支店については、アジアビジネスの要であるシンガポール支店とバンコク支店は、現地でのフルバンキングの免許を有するという理由から東京銀行の支店が存続したが、ロンドン支店やニューヨーク支店を含む三菱銀行の大半の海外支店は新銀行に継承されることとなった。また、現地法人については、三菱銀行の現地法人が22拠点から10拠点到半減された一方で、東京銀行の現地法人は33拠点から26拠点への減少にとどまった。両行の現地法人の統廃合において最大の焦点は、ともにカリフォルニアに拠点を置いていた東京銀行のユニオンバンクと三菱銀行のバンク・オブ・カリフォルニアの合併であった。両現地法人とも全米有数の資産規模を有する大手銀行で

あり、なおかつユニオンバンクは上場企業であったため、合併に向けた作業に多くの時間を費やすこととなったが、ユニオンバンクが64.8、バンク・オブ・カリフォルニアが35.2の合併比率で新銀行ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニアが1996年4月に誕生した。

第2の要因は、大和銀行の米国からの全面撤退である。1995年9月、大和銀行のニューヨーク支店における巨額損失事件が世に明らかになった。事件は、ニューヨーク支店採用の嘱託行員が、簿外で行った米国債の売買によって発生した損失を隠蔽するために、支店が保有していた有価証券を無断で売却したものであった。この事件の発覚により、同年11月、大和銀行は米金融当局との間で、1996年2月2日までに米国内の支店・出張所・駐在員事務所の全ての業務を終了し免許を返還することなどに関する同意命令に合意した。その後、大和銀行は米国支店17支店のうち15支店の営業譲渡と大和銀行信託銀行の貸出金や関連取引の譲渡に関する契約を住友銀行との間で締結し、1996年2月2日に米国からの撤退手続きを完了させた。大和銀行から15支店を譲渡された住友銀行は、当初は譲渡支店を活用して米国での活動を拡大させる予定であったが、国際業務の急速な収益悪化を受けて、1998年4月に13拠点を廃止した。

第3の要因は、各行が行った公的資金による資本注入である。上述の大和銀行の米国からの全面撤退以降、1996年7月から1997年末にかけての北海道拓殖銀行による海外拠点の全廃を除けば、都市銀行による目立った海外拠点の統廃合は行われなかった。しかしながら、1998年に入ると都市銀行の経営環境は目に見えて悪化の一途を辿り、各行は公的資金の注入を政府に申請した。1998年と99年に2度にわたって総額約10兆円の公的資金が都市銀行に資本注入されたが、政府は公的資金の注入の条件として、大規模な海外拠点の統廃合を各行に迫った。各行は政府の要請に従い、欧米拠点を中心に海外拠点を5～6割程度削減する計画を策定し、それを競うように実行した。また、統廃合は1990年代に大きく成長したアジア拠点も例外ではなく、アジア通貨危機による深刻な影響を受けた東南アジア諸国の各支店や、シンガポールや香港、インドネシアなどの現地法人の多くが廃止された。

7. 結びに代えて

本稿では、時間を縦糸に、拠点形態、進出都市、各銀行、国際業務という4本の糸を横糸にして、それぞれの糸を編み込むことで、わが国都市銀行の重層的国際化という名の「タペストリー」を編み上げた。所々に糸のほつれはあるものの、本稿を一読すれば、戦後約50年のわが国都市銀行の国際化の歴史をおおまかに把握することが可能となろう。

さて、本稿は、都市銀行の海外進出に関する独自のデータベースを用いた分析を行っているが、このデータベースを活用すれば、今まで十分に明らかにされてこなかった課題を明らかにすることができると考えられる。最後に、それら課題について述べ、本稿の結びとしたい。

第1は、海外拠点の立地選択の検証である。冒頭で触れたように、邦銀に関するこの研究は家森 [1999] (原著論文はyamori [1998]) が挙げられ、欧米系銀行を対象とした研究は数多く存

在する。しかしながら、いずれの研究も国レベルの立地選択を検証したものであり、今後は都市レベルの立地選択の検証や、海外拠点形態ごと、銀行ごとの立地選択の検証が求められている。

第2は、海外進出の横ならび行動の検証である。邦銀の横ならび行動は、国内での出店行動や貸出行動においても見られ、複数の実証研究によりその存在が確認されている。海外進出における横ならび行動の存在についても、これまで多くの研究者や実務家から指摘されてきたが、その存在を実証的に明らかにした研究は、管見では皆無である。

第3は、海外拠点の存続期間の検証である。本稿の研究対象期間において、都市銀行が設立した海外拠点数は800拠点をゆうに超えるが、の中には、数十年にわたって存続した拠点や、わずか2年足らずで廃止された拠点など、その存続期間は様々である。海外拠点の存続期間については、銀行の資本力や進出先での他行との競争度など、様々な要因が影響するものと推察されるが、これまでの研究では全く明らかにされていない。

以上列挙した課題は、現在取り組んでいるものであり、検証結果については、いずれ別稿で明らかにしていきたい。

参考文献

【書籍・論文】

神野光指郎 [2005] 「1970年代における邦銀の対外進出とアメリカでの業務展開」『福岡大学商学論叢』第49巻3号。

藤田正寛・石垣健一 [1982] 「日本の銀行の国際化－主として都市銀行について－」『経済経営研究叢書（金融研究シリーズ）』第5冊，神戸大学経済経営研究所。

二上季代司 [1992] 「アジアにおける邦銀と日系証券」『証券経済』第182号。

立石泰則 [2006] 『チャイナリスク ある邦銀の挑戦』小学館文庫。

馬淵紀壽 [1992] 『多国籍金融機関の現地経営』東洋経済新報社。

向壽一 [2001] 『自動車の海外生産と多国籍銀行』ミネルヴァ書房。

家森信善 [1999] 『日本の金融機関と金融市場の国際化』千倉書房。

横内正雄 [2003] 「1990年代の香港金融市場における邦銀」『経営志林』40巻1号。

Yamori, N. [1998] “A note on the location choice of multinational banks: The case of Japanese financial institutions,” *Journal of Banking and Finance* 22(1).

【定期刊行物】

『金融財政事情』金融財政事情研究会。

『日本経済新聞』日本経済新聞社。

『日本金融名鑑』（1972－2000年度）日本金融通信社。

『ニッキン資料年報』（1991－2000年度）日本金融通信社。

【社史】

- 協和銀行通史編纂室編 [1996] 『協和銀行通史』
- 埼玉銀行通史編纂室編 [1993] 『埼玉銀行通史』
- 三和銀行調査部 [1983] 『サンワのあゆみ：三和銀行創立五十周年誌』
- 住友銀行行史編纂委員会編 [1998] 『住友銀行百年史』
- 「第一勧業銀行30年の歩み」 [2014] 編纂委員会編 『第一勧業銀行30年の歩み』
- 大和銀行七十年史編纂委員会編 [1988] 『大和銀行70年史』
- 大和銀行80年史編纂委員会編 [1999] 『大和銀行八十年史：最近10年のあゆみ』
- 東海銀行行史編集委員会編 [1982] 『東海銀行史. 続』
- 東銀史編集室編 [1997] 『東京銀行史：外国為替専門銀行の歩み』
- 富士銀行調査部百年史編さん室編 [1982] 『富士銀行百年史』
- 富士銀行企画部120年史編纂室編 [2002] 『富士銀行史 1981—2000』
- 日本経営史研究所編 [1976] 『三井銀行：100年のあゆみ』
- 三菱銀行調査部銀行史編纂室編 [1980] 『三菱銀行史. 続』
- 東京三菱銀行企画部銀行史編纂チーム編 [1999] 『三菱銀行史. 続々』

執筆者紹介

小沼宗一 (本学教授)

高橋秀悦 (本学教授)

伊鹿倉正司 (本学准教授)

第185号所載

〔論 文〕

F. ケネーの経済思想……………小 沼 宗 一(1)

幕末・金貨流出の経済学

～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(4)～

……………高 橋 秀 悦(7)

〔資 料〕

大学院への(での)マクロ経済分析道具箱(1)……………細 谷 圭(87)

第186号所載

〔論 文〕

幕末維新のアメリカ留学と富田鐵之助

～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(5)～

……………高 橋 秀 悦(1)

〔紹 介〕

【史料目録】

旧国鉄(JR)名寄本線、旧国鉄湧網線沿線自治体所蔵廃線・バス転換関係資料目録

— 1980年前後から1990年前後まで —……………白 鳥 圭 志 編(93)

東北学院大学学術研究会

会 長 松 本 宣 郎

評 議 員 長 小 宮 友 根
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 植 松 靖 夫 (庶務)

佐 藤 司 郎 (編集)

加 藤 幸 治 (会計)

経済学部 舟 島 義 人 (編集)

白 鳥 圭 志 (編集)

小 宮 友 根 (評議員長・編集委員長)

経営学部 小 池 和 彰 (会計)

折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 岡 田 康 夫 (庶務)

白 井 培 嗣 (編集)

教養学部 仙 田 幸 子 (編集)

伊 藤 春 樹 (庶務)

上之郷 高 志 (編集)

柳 井 雅 也 (編集)

東北学院大学経済学論集 第187号

2016年12月12日 印 刷 (非売品)
2016年12月15日 発 行

編集兼 小 宮 友 根
発行人 針 生 英 一
印刷者
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒980-8511
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

No.187

December 2016

Articles

J.A. Schumpeter's Economic Thought.....*Soichi Onuma* (1)

Vice-consul in New York, Marriage, Shoho Koshujo, and *Tomita Tetsunosuke*
.....*Shuetsu Takahashi* (15)

Multilayered Internationalization of Japanese City Banks.....*Masashi Igakura* (93)

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan